平成２１年１０月２１日（水）
浜松市：オークラアクトシティホテル浜松

# 私立短大教務担当者研修会
# 別冊資料

【行政説明】
「短期大学教育に関連する文教施策の現状について」

文部科学省
高等教育局大学振興課短期大学係長　福島 哉史　氏

主催　財団法人私学研修福祉会
協力　日本私立短期大学協会

# 掲載資料一覧

１．１８歳人口，進学率の推移…… 1

２．私立大学・短期大学の入学定員充足状況…… 2

３．大学分科会の審議の経緯・審議における問題意識（大学の質保証と量的規模）…… 3

４．大学分科会の審議体制（平成２１年２月～）…… 4

５．中央教育審議会大学分科会

「中長期的な大学教育の在り方に関する第一次報告」の概要（Ｈ２１．６．１５）…… 5

「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」の概要（Ｈ２１．８．２６）…… 5

６．「我が国の高等教育の将来像（答申）」（平成１７年１月２８日中央教育審議会）…… 6

７．大学の情報の積極的な公表に関する現状とこれまでの検討状況…… 7

８．大学の教育に関する情報の積極的な公表に関する論点整理…… 14

９．学校教育法施行規則の一部を改正する省令及び教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程の施行について（通知）…… 16

10.「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」及び「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程」について…… 20

11. 教育関係共同利用拠点制度について…… 21

12. 平成２２年度大学入学者選抜に係る新型インフルエンザ対応方針…… 22

13.「平成２２年度大学入学者選抜に係る新型インフルエンザ対応方針」ポイント…… 26

14. 大学の設置等に係る提出書類の一般的スケジュール…… 27

15. 提出書類の組み方、部数、提出期限一覧表…… 29

16. 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則…… 33

17. 私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（通知）…… 55

18. 事前相談書類作成・記入要領…… 66

19. 設置認可申請中の大学等におけるＰＲ活動及び学生募集について…… 75

20. 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則 第１２条に基づく公表について… 76

21. 基本計画書等を新たにＨＰに公表することについて…… 85

22.「設置計画履行状況等調査（ＡＣ：アフターケア）」について…… 86

23. 短期大学における教育改革等の状況…… 89

24. 短期大学の現状…… 109

※本研修会に係る経費の一部は日本私立学校振興・共済事業団からの助成金によってまかなわれています。

# 18歳人口，進学率の推移

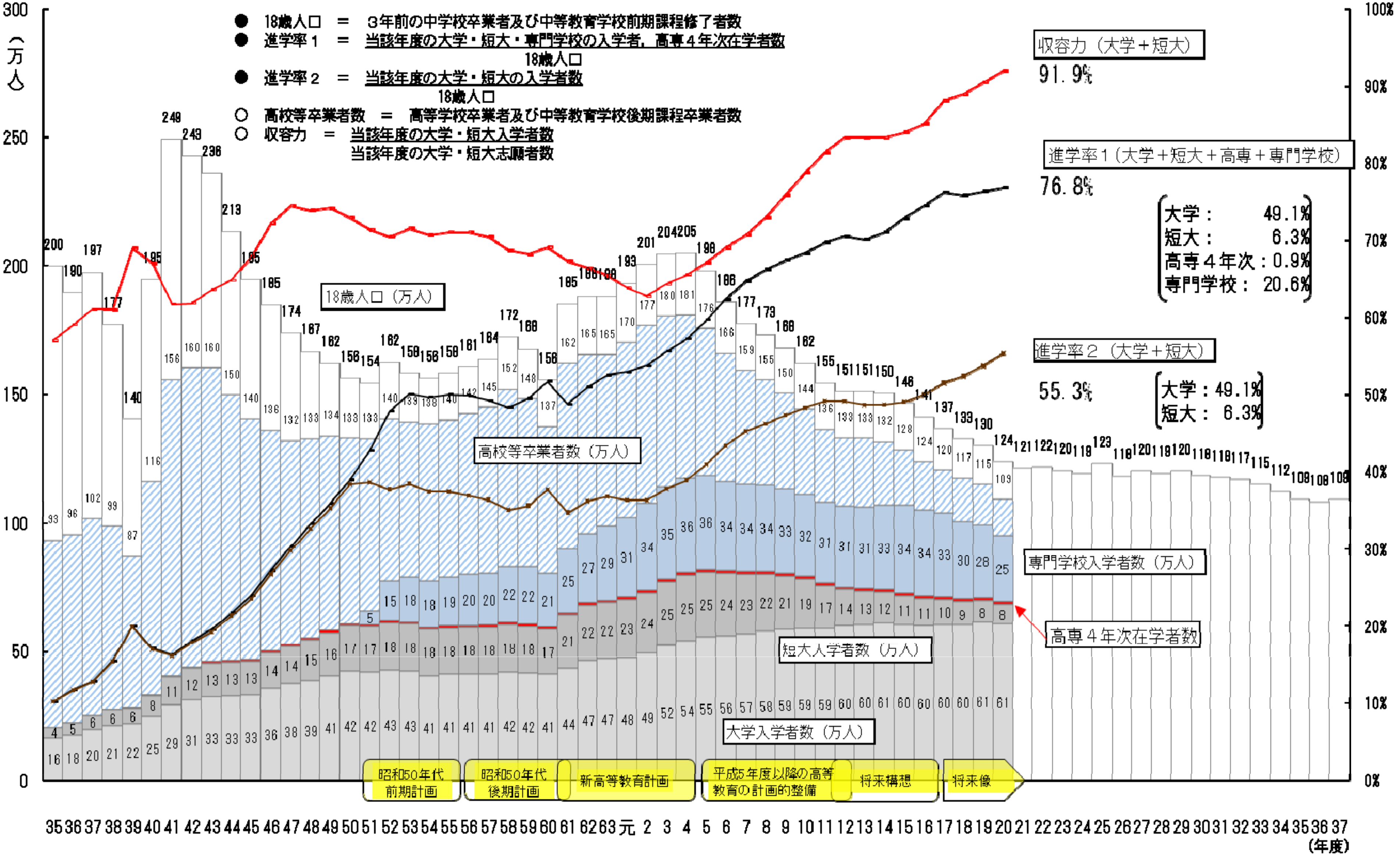

# 私立大学・短期大学の入学定員充足状況

（日本私立学校振興・共済事業団調べ）

| | 6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大　学　数 | 401 | 410 | 419 | 425 | 439 | 450 | 471 | 493 | 508 | 521 | 533 | 542 | 550 | 559 | 565 | 570 |
| 入学定員未充足の大学 | 19 | 18 | 16 | 23 | 35 | 89 | 131 | 149 | 144 | 147 | 155 | 160 | 221 | 222 | 266 | 265 |
| 未充足割合 | 4.7% | 4.4% | 3.8% | 5.4% | 8.0% | 19.8% | 27.8% | 30.2% | 28.3% | 28.2% | 29.1% | 29.5% | 40.2% | 39.7% | 47.1% | 46.5% |
| 短　大　数 | 493 | 491 | 491 | 493 | 486 | 469 | 460 | 449 | 435 | 416 | 400 | 383 | 373 | 365 | 360 | 356 |
| 入学定員未充足の短大 | 18 | 58 | 86 | 139 | 181 | 238 | 267 | 245 | 209 | 190 | 164 | 159 | 194 | 227 | 242 | 246 |
| 未充足割合 | 3.7% | 11.8% | 17.5% | 28.2% | 37.2% | 50.7% | 58.0% | 54.6% | 48.0% | 45.7% | 41.0% | 41.5% | 52.0% | 62.2% | 67.2% | 69.1% |

（注）大学数・短大数に、学生募集停止中の学校、通信制課程・大学院のみを設置する学校は含まない。

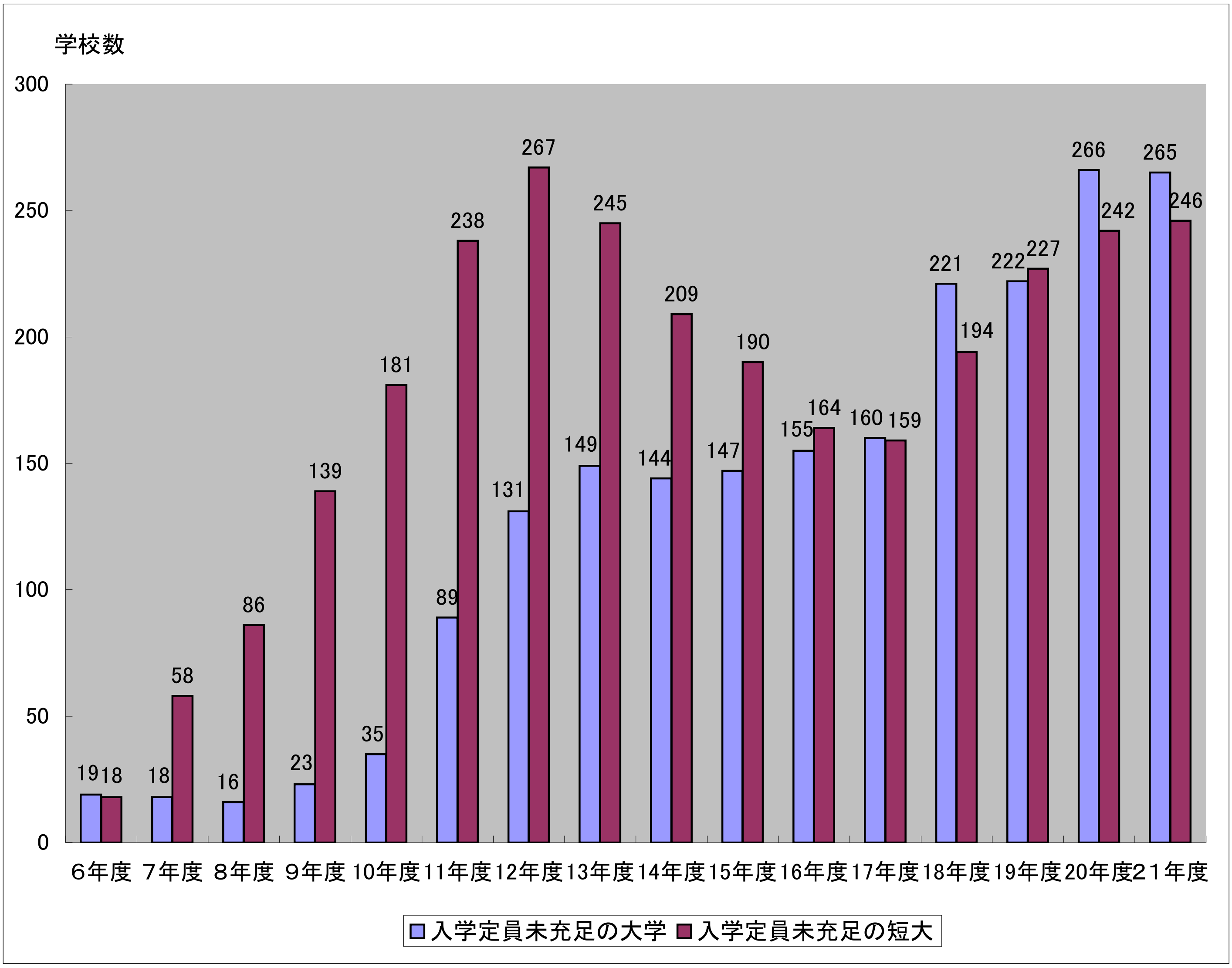

# 大学分科会の審議の経緯

昨年9月の「中長期的な大学教育の在り方について」諮問を受けて，大学分科会で審議。2月以降，部会も設置。

【これまでの審議】

○ 平成20年7月の「教育振興基本計画」は，平成20年度からの「5年間を高等教育の転換と革新に向けた始動期間と位置づけ，中長期的な高等教育の在り方について検討し，結論を得る」とした。

○ これを受けて，同年9月11日，文部科学大臣から中教審に「中長期的な大学教育の在り方について」諮問した。

大学分科会では，我が国の大学教育の質を保証し，社会からの信頼の向上を図るため，国際的・歴史的に確立されてきた大学制度の本質を踏まえつつ検討を進めることとされた。

○ 大学分科会は，9月より本年1月まで7回審議を行い，審議経過を整理した。2月からの第5期大学分科会で審議を継続しており，部会での議論も開始している。

また，「大学教育の検討に関する作業部会」に13のワーキンググループ（WG）を設け，各WGが各種の調査・分析・論点整理のための専門的な検討を行っている。

「中長期的な大学教育のあり方」諮問理由説明（項目の抜粋）

1．社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度と教育の在り方
- (1) 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学教育
- (2) 「学位プログラム」を中心とする大学制度，教育への再構成
- (3) 社会的要請の特に高い分野における人材養成
- (4) 大学教育の質保証システム
- (5) 学生の履修を支援する方策

2．グローバル化の進展の中での大学教育の在り方
- (1) 大学の国際競争力の向上のための方策
- (2) 大学の評価における国際的な視点の導入と，世界的規模での大学に関する評価活動への対応
- (3) アジア域内等の国際的な学生・教員の流動性向上の促進等

3．人口減少期における我が国の大学の全体像
- (1) 人口減少期における大学全体の健全な発展
- (2) 大学の機能別分化の促進と大学間のネットワークの構築
- (3) 全国レベルと地域レベルの人材養成需要に対応した大学政策

# 審議における問題意識（大学の質保証と量的規模）

大学教育に関しては，大学数と学生数の増加を背景として，質保証と量的規模の在り方が大きな課題である。これに他の多くの論点も深く関わっている。

【大学数と学生数の増加】

○ 20年前と比較して，大学は250校以上，学生数は77万人増加した。大学・短大進学率は，この間，36%から55%に上昇した。

| | 大学数（校） | | | | 学生数（万人） | | | | 大学・短大進学率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 国立 | 公立 | 私立 | 計 | 国立 | 公立 | 私立 | 計 | |
| H元 | 96 | 39 | 364 | 499 | 50.5 | 6.1 | 150.1 | 206.7 | 36% |
| H20 | 86 | 90 | 589 | 765 | 62.4 | 13.2 | 208.0 | 283.6 | 55% |
| 増減 | ▲10 | 51 | 227 | 266 | 11.9 | 7.1 | 57.9 | 76.9 | 19% |

○ 近年の大学と学生数が増加した背景としては，大学への進学意欲の高まりとともに，「規制改革の推進に関する第一次答申」（平成13年12月・総合規制改革会議）等を踏まえ，平成15年度からの以下の方針も一因となっていると考えられる。

（ⅰ）設置基準に定める大学の要件を満たせば設置を認可する「準則主義」に転換

（ⅱ）「高等教育計画」に基づいて大学や学部の収容定員の増を抑制してきた方針を，基本的に撤廃

○ 今日の大学教育に関し，（ⅰ）は質保証の在り方に，（ⅱ）は量的規模の在り方に，大きく影響している。

【大学分科会での審議体制】

○ 大学の質と量の議論は，他の諮問事項とも深く関連する。

例えば，質保証システムの確立は，学位の国際的通用性の上で不可欠であるため，大学のグローバル化の議論と深く関わる。

また，個性化・特色化が進む大学の現状を踏まえれば，機能別分化の在り方を抜きに質と量を議論することは困難である。さらに，質や量の問題と絡んで，健全な大学経営に向けた取組を具体的に検討する必要が生じる。

○ 大学分科会では，上記の問題意識を受けて，全体的な方向性に関する議論を進めている。

また，具体的な制度の在り方について，

（ⅰ）を「質保証システム部会」で，

（ⅱ）を「大学規模・大学経営部会」で，

それぞれ審議を始めている。

あわせて，大学院の教育機能の充実や量的規模等を審議するため，「大学院部会」を設置している。

○ さらに，質保証の明確化の観点からは，学位プログラムを中心に大学教育と制度を再構成していく方法も考えられるため，そのことも並行してWGで検討を行っている。

# 大学分科会の審議体制（平成21年2月～）

## 1．質保証システム部会

**― 設置基準，設置認可審査及び認証評価制度を一体とした質保証システム並びにそれらと公財政支援の関連の在り方に関する部会 ―**

大学の機能別分化を前提として，当面，以下の専門的な調査審議を行う。

(1) 設置基準，設置認可審査，認証評価の三つを一体とした質保証システムの在り方について
- ・質保証システムと公財政支援の関連の在り方について
- ・欧米における大学の質保証に用いられる基準や指標を踏まえた，我が国の設置基準，認証評価等の検討について
- ・大学の機能別分化に応じた認証評価活動の推進について　等

(2) 近年の大学設置認可の状況を踏まえた設置認可制度の改善について

(3) 学位プログラムを中心とする大学教育の検討を通じた質保証への取組について

## 2．大学規模・大学経営部会

**― 今後の社会人のリカレント教育，高齢者の大学就学及び大学のグローバル化等の動向を踏まえた大学規模の在り方と大学経営に関する部会 ―**

大学の機能別分化を前提として，当面，以下の専門的な調査審議を行う。

(1) 大学の学士課程・修士課程・博士課程の段階別に，必要な，又は妥当な収容規模の在り方について
(2) 健全な大学経営の確保方策について
(3) 大学間の連携・協働の推進方策について
(4) 特定分野に関する収容規模について

## 3．大学行財政部会

**― 国公私立大学の在り方とそれに応じた行財政制度及び国際的広がりの中での大学の質保証システムに関する部会 ―**

大学の機能別分化を前提として，当面，以下の専門的な調査審議を行う。

(1) 国公私立大学の在り方について
(2) 国公私立大学の在り方に応じた大学財政の在り方について
(3) 大学教育の公的な質保証に関する審議を踏まえた，大学の質保証システムに関する国際的な発信と連携について

## 4．大学院部会

大学の機能別分化を前提として，当面，以下の専門的な調査審議を行う。

(1) 大学院の教育機関としての実質化について
- ・近年の大学院に関わる制度の定着状況及び大学院教育振興施策要綱に基づく施策の効果の検証について　等

(2) 大学院制度について，学位プログラムを中心に再構成することについて
- ・修士課程と博士前期課程の関係について　等

(3) 大学院生や博士課程修了者等への進路や経済的支援について
(4) 専門職大学院制度の改善方策について
(5) 大学院に関し，必要な，又は妥当な収容規模の在り方について（大学規模・大学経営部会との連携・協力により検討を行う）

## 5．大学教育の検討に関する作業部会

大学分科会における審議に資するため，各種調査・分析及び論点整理のための専門的な検討を行う。

・ 作業部会に，具体的な調査，分析及び検討を行うため，複数のワーキンググループを置くこととし，各ワーキンググループは関連する部会と連携する。作業部会はすべてのワーキンググループの審議状況を把握する。

## 6．法科大学院特別委員会

法科大学院の制度及び教育の一層の充実のための専門的な調査審議を行う。

## 7．認証評価機関の認証に関する審査委員会

評価機関からの認証の申請に応じて審査を行う。

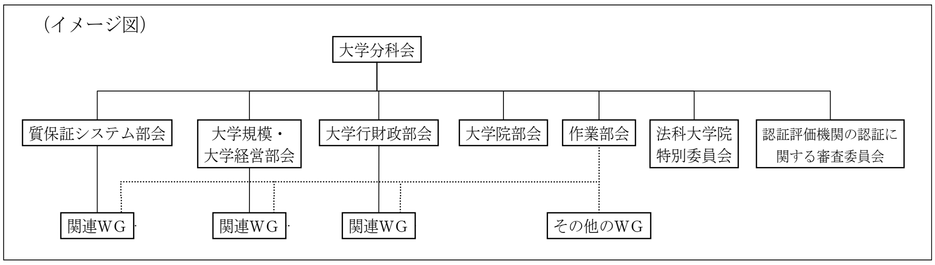

## 中央教育審議会大学分科会「中長期な大学教育の在り方に関する第一次報告」の概要
（H21.6.15)

### 基本的な考え方

①機能別分化を前提とし、機能別に分化した多くの大学が、それぞれ個性や特色を生かした教育を行い、大学間の連携協力　を通じて教育活動を補完し合う中で、我が国全体として多様な教育が提供されることが望ましい
②各大学の適正規模の確保を通じた経営基盤の強化・安定が重要
③各大学における教育の質の向上への努力と、経営の健全化に向けた各大学の規模の適正化を前提として、また、そうした　ことを加速するためにも、必要な公財政措置が確保されなければならない

### 提言

（1）公的な質保証システムの検討
　○大学設置基準の定性的・抽象的な基準を具体化・明確化
　　大学としての観念や、大学教育の理念に包含され、共通に理解されているルールを実定化
　　（教員要件、施設・設備における基準、研究環境の在り方等）
（2）我が国の大学教育の規模の検討
　○学士・修士・博士ごとに、およその規模を示す
　　分野別（特に計画的養成を必要とする分野）や地域別の在り方について一定の考え方を示す
（3）大学相互間の関係強化
　○教育・学生支援分野における共同利用拠点の文部科学大臣認定制度を創設
（4）各大学の取組への支援
　○大学の適正規模の観点からの自主的な教育研究組織や収容定員の見直しを支援（教育課程の共同実施や地域コンソーシアム構築への支援、複数大学の一元化による経営効率化への支援、短期大学設置基準の専任教員数の刻みの見直し、計画的な入学定員調整等への支援）
　○大学の健全な発展のため、収容定員の取扱を適正化（定員割れ学部等の設置認可の厳格化、定員超過の取扱の厳格化）
　○教育研究活動や財務・経営情報に関する情報公開を促進

## 「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」の概要（H21.8.26)

**【第二次報告の位置づけ】**

○　大学分科会は，平成20年9月の文部科学大臣の諮問を受けて審議。本年6月には，それまでの審議経過を「第一次報告」として整理。
○　今回，それ以降の大学分科会や各部会等での審議経過を「第二次報告」として整理。「第二次報告」は，(ア)第一次報告で提言した内容をさらに発展・充実，(イ)第一次報告で論点整理にとどまった内容を具体化，(ウ)今回，新たに課題を整理，を含む。
　その際の審議では，以下の2つを重視。
　・　歴史的経緯によって成り立っている現行の大学制度や施策を検証。
　・　欧米の大学の国際的動向も踏まえつつ，大学制度を国際的枠組みの中で検討。

**【第二次報告の概要】**

①公的な質保証システムの再検討
○　「第一次報告」は，公的な質保証システム（設置基準，設置認可審査，認証評価）の改善の方向性を提示。「第二次報告」は，これらの歴史的経緯（事前規制型から，事前規制と事後確認の併用型への転換）を整理し，質保証システムの再検討が求められる背景を再確認。
○　その他，質保証に関し以下を提言。
・　情報公開の促進等，大学内部での質保証の仕組みを整備。
・　学生支援・学習環境に係る質保証（多様な者が交流しながら学ぶキャンパスの具体的な指針を明確化，職業指導（キャリアガイダンス）を大学教育に位置づけ）。
・　グローバル化の進展の中での質保証を整備（我が国の大学制度の海外への情報発信，海外の大学とのダブル・ディグリー等の促進）。
②大学院教育の充実
○　平成17年の「大学院教育振興施策要綱」で示した改革の方向性と重点施策に関し，今後，その進捗状況の把握と課題の検証を実施。
○　その上で，大学院教育の実質化，教員の意識改革，産業界等との連携について検討課題を整理。また，今後，大学院の量的規模を分野別・学位の種類別に検討。
③学生支援・学習環境整備
○　就職相談等の学生の多様なニーズに対応する相談体制の充実を支援。
○　教育費負担の軽減について，総合的な支援策を推進。また，進学コスト等の見通し（ファイナンシャル・プラン）の作成を支援。

「我が国の高等教育の将来像（答申）」（平成１７年１月２８日 中央教育審議会）

第３章　新時代における高等教育機関の在り方

１　各高等教育機関の教育・研究の質の向上に関する考え方

（１）大学

（ケ）短期大学の課程

短期大学の課程は，ユニバーサル段階の身近な高等教育の一つとして，また，地域と連携協力して多様な学習機会を提供する，知識基盤社会での土台づくりの場として，新時代にふさわしい位置付けが期待され，短期大学の課程の積極的な改革が期待される。これらの点を踏まえつつ，短期大学における教育の課程修了を学位取得に結びつけるよう制度改正を行うことが適切である。

○　18歳人口の減少や女子の4年制大学志向の高まりなど，短期大学を取り巻く社会や時代の変化の中で，短期大学は他の高等教育機関と異なる個性・特色の明確化に一層努める必要がある。

○　従来から，短期大学の課程の機能としては，①教養と実務が結合した専門的職業教育，②より豊かな社会生活の実現を視野に入れた教養や高度な資格取得のための教育，③地域社会の必要に根ざしながら社会人や高齢者などを含む幅広いライフサイクルに対応した多様な生涯学習機会の提供等が挙げられてきた。昨今の各種職業資格の高度化の動向等を勘案すれば，①と②の機能は事実上一体化して重要性を増しており，③の機能はさらに充実が望まれる状況にあると考えられる。

○　短期大学の課程は，ユニバーサル段階の身近な高等教育の一つとして，また，地域と連携協力して多様な学習機会を提供する，米国のコミュニティ・カレッジのような知識基盤社会での土台づくりの場として，新時代にふさわしい位置付けがなされることが期待される。また，そのような位置付けにふさわしい実質を十分に備えるべく，短期大学の課程の教育の積極的な改革が期待される。

○　学位取得のための教育と技能・資格取得のための教育の性格の違いを内容面から特徴付けるのは教養教育であり，短期大学における教養教育は，4年制の学士課程における教養教育と同様に，自己の人間としての在り方・生き方にかかわる教育であると考えられる。短期大学の課程の教育上の特色は，こうした「大学における教養教育」を幅広い学習需要に的確に対応したアクセスしやすい形で提供する点にあると考えられる。

○　また，短期大学を含めた大学における実務教育・職業教育は，教養教育の基礎の上に立ち，理論的背景を持った分析的・批判的見地からのものである点で，他の機関により提供される実務教育・職業教育とは異なる特徴があるものと考えられる。短期大学関係者は，4年制の学士課程に準ずる実質を備えた短期大学の課程の教育上のこうした特徴を一層明確化するよう，教育の充実に不断の努力を傾注する必要がある。

○　短期大学は，今後とも，教育内容・方法や経営状態に関する積極的な情報開示や充実した事後評価の仕組みの確立等による社会的信頼・評価の確保に努める必要がある。

○　以上の点を踏まえつつ，短期大学における教育の課程修了を学位取得に結びつけるよう制度改正を行うことが適切である。

○　学位の名称については，我が国の学位の沿革や構造，諸外国の短期高等教育の課程に係る学位の名称など関連する要素が多岐にわたるとともに，今後は，大学制度について，短期大学も含めて学位を授与する課程を提供する場としての位置付けを明確化していく方向が望まれること，学校制度体系の現状に即してできるだけ一般に分かりやすい表示が求められること等を総合的に勘案して「短期大学士」とすることが適当と考える。

# 大学の情報の積極的な公表に関する現状とこれまでの検討状況

## １．教育に関する情報の積極的な公表に関する現行制度

大学が，その教育活動に関する情報を積極的に公表する意義は，①質保証の対象となる学生及び入学志願者に対し，大学としての学びの内容と水準を提示すること，②大学が，公益活動を担う社会的存在として，社会に対する説明責任を果たすため，それらに関する情報を積極的に公表すること，の二つが考えられる。

大学教育に関する情報の公表については，学校教育法第１１３条と大学設置基準第２条が包括的に規定している。加えて，大学が個別の活動を実施することを課す際に，その活動の状況や結果の公表を定める規定が存在する。

### （１）教育研究活動の公表（学校教育法第１１３条）と情報の積極的な提供（大学設置基準第２条）

学校教育法と大学設置基準は，大学の教育研究活動等の状況の公表義務を一般的に規定している。

平成１７年の文部科学省通知は，情報の一層の積極的な提供に関して例示している。また，平成１７年の「我が国の高等教育の将来像（答申）」は，大学として公表が求められる情報の内容について提言している。

〇学校教育法
第１１３条　大学は，教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため，その教育研究活動の状況を公表するものとする。

〇大学設置基準
（情報の積極的な提供）
第２条　大学は，当該大学における教育研究活動等の状況について，刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によつて，積極的に情報を提供するものとする。

①平成１７年の通知で例示されている事項
- 大学の設置趣旨・特色
- 開設科目のシラバス等の教育内容・方法
- 教員組織や施設・設備等の教育環境及び研究活動に関する情報
- 評価結果等に関する情報
- 学生の卒業後の進路，受験者数，合格者数，入学者数等の入学者選抜に関する情報

②上記の他，平成１７年の「将来像答申」で提言されている事項
- 大学が，自らが選択する機能や果たすべき社会的使命
- 社会に対する「約束」とも言える設置認可申請書や学部･学科等の設置届出書
- 学則等の基本的な情報

### （２）人材養成目的の公表（大学設置基準第２条の２）

大学が，学位を付与するための教育課程（学位プログラム）を行う存在として，その人材養成目的を明確にし，その内容を公表することを制度化（大学院では平成１９年度，大学全体としては平成２０年度に施行）。

○大学設置基準
（教育研究上の目的の公表等）
第２条の２　大学は，学部，学科又は課程ごとに，人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め，公表するものとする。

平成１９年の施行通知
「目的の策定に当たっては，各大学のそれぞれの人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標を明確にし，これらに即して，体系的な教育課程を提供するとともに，責任ある実践のための人的，組織的体制，物的環境を整えることに資するよう留意すること。また，組織として目的を共有するため，学則，学部規則又は学科規則などの適切な形式により定めるとともに，大学のホームページ等を活用し，これを広く社会に公表するよう留意すること。」

### （３）授業の方法・内容，年間授業計画，成績評価基準，卒業認定基準の明示（大学設置基準第２５条の２）

大学が，学生に対し，授業の方法・内容，年間授業計画，成績評価基準，卒業認定基準をあらかじめ明示することを義務化している（大学院では平成１９年度，大学全体としては平成２０年度に施行）。

これらは，社会全体への公表ではなく，大学教育の対象となる学生に対する明示が課されている。

○大学設置基準
（成績評価基準等の明示等）
第２５条の２　大学は，学生に対して，授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
２　大学は，学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たつては，客観性及び厳格性を確保するため，学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに，当該基準にしたがつて適切に行うものとする。

平成１９年の施行通知
「学修の成果に係る評価等の基準については，各大学が作成するいわゆるシラバスに記載するなど，学生に対して明確に提示するよう留意すること。

### （４）自己点検・評価の結果の公表（学校教育法第１０９条）

これらの制度的な仕組みについて，自主的・自律的な存在である各大学が，自ら検証していくことが求められることから，平成３年に，自己点検・評価の実施に努めることが規定され，平成１１年には，自己点検・評価を実施することと，結果を公表することが義務化されている。

平成１０年の大学審議会の「２１世紀の大学像と今後の改革方策について（答

申)」は，結果の公表に当たっての工夫を提言している。

○学校教育法
第１０９条　大学は，その教育研究水準の向上に資するため，文部科学大臣の定めるところにより，当該大学の教育及び研究，組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い，その結果を公表するものとする。

大学審議会「２１世紀の大学像と今後の改革方策について（答申)」の提言

○　各大学においては，実際に評価を行う際に，国公私立の別や専門分野の別，新設，既設の別等の実情に応じ，教員組織，施設・設備，管理運営・財政，自己評価体制，国際交流や社会との連携等，各大学等の判断により適切な項目が設定されることが望ましい。

もちろん，自己点検・評価は，不断に行われるべきであるが，教育研究活動に関する総括的な点検・評価の実施は，学問の進展や社会の変化に対応しつつ，充実した内容とするため，少なくとも４年に１回は実施することが適当である。

また，自己点検・評価の実施組織の単位については，「全学」及び専門分野での教育研究上の基本的な組織である「学部」（必要に応じて大学院研究科）を単位とすることが適当である。

○　自己点検・評価の結果の公表については，分厚い報告書を作成しても，学内の関係者以外には読まれていないとの厳しい指摘もある。各大学が教育研究活動の改善に取り組んでいる状況を学生や国民に対して分かりやすく示すために，自己点検・評価報告書の概要を要約した資料を作成して広く提供するなど，工夫することが望ましい。

**（備考）教育内容の改善のための組織的な研修（ＦＤ）の実施**

情報の積極的な公表に関連して，これらの取組が実質的なものとして機能するには，各大学において，一定の内容と水準の教育が行われるべき必要性に関し，学内の教職員により理解が共有することが必要である。

そこで，教育内容等の改善のための組織的な研修（ＦＤ）の実施が課されている（平成１１年に努力義務，平成１９年に義務化)。

○大学設置基準
（教育内容等の改善のための組織的な研修等)
第２５条の３　大学は，当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

【平成１９年　施行通知】
いわゆるファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）については，これまで努力義務であったものを義務化するものであるが，これは大学の各教員に対し義務付けるものではなく，各大学が組織的に実施することを義務付けるものであること。これを踏まえ，各大学においては，授業の内容及び方法の改善につながるような内容の伴った取組を行うことが望まれること。

## ２．これまでの大学分科会での議論

### 大学分科会「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」（抜粋）

（学生に対する学びの内容と水準の提示及びそれらに関する情報公開）

①　大学に関する情報公開は，大学の教育研究等の質保証の観点と，公共的な存在である大学及びその設置者（国立大学法人，地方公共団体，公立大学法人及び学校法人）の財務・経営の透明性の観点の両面から要請されると考えられる。本報告は，大学の質保証の観点からの情報公開について述べる。なお，財務・経営の透明性の観点からの情報公開については審議中であり，今後あらためて整理する。

②　大学の質保証の観点からの情報公開には，質保証の対象となる学生に対する学びの内容と水準の提示と，それらに関する情報公開がある。

学生に対する学びの内容と水準を保証し，社会からの評価を通じて質を保証していく観点から，各大学において，教育研究等に関する基本的な情報の整備・公開を積極的に進めることが極めて重要である。その際，各大学において情報公開のための体制を整備することが求められる。

そのような動きを加速するため，各大学の教育研究等に関し，公表が求められる内容の具体化（例：人材養成目的，教員の教育研究業績，入学者選抜の状況，学生の卒業後の進路），情報を提供するためのデータベースの構築等，国内外への情報発信を推進する方策の検討が課題となっている。また，大学の教育研究等を支える経営理念・方針の明確化も求められる。

なお，大学の情報提供が不十分な場合の対応について検討することも課題となると思われる。

（参考）財務・経営に関する情報公開の検討

大学規模・大学経営部会においては，大学の設置者の財務・経営情報について，公開すべき情報項目等の具体的検討にあたり，①学校教育法に定める学校として，②公益を目的とする活動を行う法人・団体として，③公費が支出されている法人・団体としての公開の意義を踏まえ行う必要があると整理した。

また，教育研究活動やこれらに関する評価や，学生支援に関する情報の公開については，別途，質保証システム部会で，公開すべき内容の指針など具体的な検討を行うこととしていることから，今後，下記に沿って，財務・経営に関する情報公開項目例について検討が行われる際には，質保証システム部会の検討状況も踏まえつつ，適切に整理される必要があるとしている。

なお，財務・経営に関する情報公開は，設置形態（国公私）ごとの法体系により制度が整備されていることを踏まえ，実質的に国公私立大学が同一レベルで情報公開がなされることを目指すことを主眼に，大学規模・大学経営部会の議論を踏まえて，大学関係者により検討がなされる予定である。

①学校教育法に定める学校としての公開

大学は，学校教育法に定める学校として，高度な教育研究活動を行う。

◆公開すべき情報の内容：学校として，教育研究活動に関する情報を中心に公開が必要である。

◆主たる対象者：学生，志願者，学費負担者と考えられる。

◆現状：学校教育法で「大学は，教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため，その教育研究活動の状況を公表するものとする。」と規定。

②公益を目的とする活動を行う法人・団体としての公開

大学の設置者は，学校教育法に定める学校の経営という公益を目的とする活動を行う法人・団体であり，このため，各種の税制優遇措置などが行われる。

◆公開すべき情報の内容：公益性の高い法人・団体として，設立理念，事業目的，主な事業の内容・状況，事業による収支，財産状況等を公開していく必要があると考えられる。

◆主たる対象者：社会一般（不特定多数の者）と考えられる。

◆現状：（国立大学法人，公立大学法人）

国立大学法人法や地方独立行政法人法により，下記書類の公表を義務づけ。

・中期計画及び年度計画
・業務実績を記す報告書（その評価結果を国立大学法人評価委員会，公立大学法人の評価委員会が公表）
・財務諸表
・当該事業年度の事業報告書
・決算報告書
・監事及び会計監査人の意見を記した書面
・役員の任命・解任
・役員の報酬等の支給基準，職員の給与及び退職手当の支給基準

（学校法人）

私立学校法により，下記書類について利害関係人（学生や保護者，教職員，債権者等。志願者は含まない。）から請求があった場合に閲覧に供することを

義務づけ。なお，約９割の学校法人がこれら書類に係る財務情報をを自主的に一般公開。

・事業報告書
・財務諸表
・監査報告書

③公費が支出されている法人・団体としての公開

多くの大学の設置者は，補助金，運営費交付金等の公費を得ており，その原資は，税金によっている。

◆公開すべき情報の内容：公費を得ている法人・団体として，公費の使途や収支，財産状況を十分に説明する必要があると考えられる。

◆主たる対象者：納税者全般と考えられる。

◆現状：（国立大学法人，公立大学法人は②と同じ）

（学校法人）

私立学校振興助成法に基づき経常費助成を受ける学校法人は，以下の書類の所轄庁（大学・短期大学法人の場合は文部科学大臣）への届出を義務づけ。なお，これら書類は情報公開法による公開の対象。

・財務諸表
・公認会計士又は監査法人の監査報告書

その際の検討課題例として，以下を挙げている。

ア　財務・経営情報に関する情報公開の促進策

（公開すべき情報項目）

１　内容

大学の設置者が財務・経営情報を公開するにあたっては，諸外国の情報公開をめぐる動向も参考としつつ，財務諸表のみならず，人材育成や組織運営の方針など，学校経営にあたっての基本理念・目標・考え方や入学定員，入学者数などの基本的な情報の明示が必要。

２　作成基準

私立大学関係団体，日本私立学校振興・共済事業団等大学関係者による，情報公開項目例をはじめとする各種書類作成基準の作成・提示。

特に，その際，私立学校法に基づく場合と私立学校振興助成法に基づく場合とで財務諸表の目的・様式が異なること，監査報告書に記載すべき事柄に特段の定めがないことなども踏まえつつ，一般の人にわかりやすく，他の学校法人と比較できるようにすることが必要。

（公開の促進方法）

大学の自主性・自律性に基づく公開を促進する方策を講じる。

（例）・大学の情報公開のHPリンクを集めたポータルサイト，共通データベースの構築
・書類作成基準の明確化後の公開状況を踏まえた競争的資金を含む財政支援の工夫
・マイナス面も含めた財務・経営情報の公開を経営改善につなげる工夫の促進

（公開情報の正確性，信頼性の確保）

作成・公開される各種書類の正確性，信頼性を確保する観点から，監事には，大学の業務・活動や会計に通じた者等，その職責を果たすに相応しい人物の就任が不可欠。

また，大学を設置する学校法人については，現行において，原則として，経常費助成を受けている場合には外部監査を実施することが定められているが，一層信頼性を高めるため，経常費助成を受けていない場合であっても，自主的に外部監査を実施することが適当。

中央教育審議会大学分科会
質保証システム部会（第8回）
H21.10.6

# 大学の教育に関する情報の積極的な公表に関する論点整理

大学の教育に関する情報の積極的な公表については，以下のような考え方に基づく整理を行ってはどうか。

## １．基本的な考え方

大学の教育の情報の積極的な公表を行う際，以下のような観点を基本的な考え方としてはどうか。

○　大学の教育力の向上
○　大学教育の国際競争力の向上
○　教育サービスの享受者である学生や費用負担を負う保護者に対する情報開示責任

## ２．情報の公表が必要な主要項目

１．の考え方を踏まえた場合，以下のような項目を公表することはどうか。
なお，以下の項目については，すでに公表が義務付けられたものも含むが，その公表の内容や方法に工夫が必要であることに留意。

○　当該学科や専攻ごとの教育目的
○　当該学科や専攻ごとの教育課程の基本的な考え方や概要，修得が期待される知識・能力体系
（授業科目の名称，それぞれの授業科目の年間シラバス，担当教員名・教育研究実績　等）
○　学修の成果に係る評価及び卒業の認定の基準

これらに加えて

○　学生の卒業後の進路，受験者数，合格者数，入学者数等の入学者選抜に関する事項
○　奨学金や授業料減免を含めた授業料，入学料その他の費用徴収に関する事項
○　施設・設備等の教育環境に関する事項

## ３．情報を公表する際の政策

情報を公表する際の政策として，どのようなものが考えられるか。

①　法令による義務づけ
②　中央教育審議会等が策定するガイドライン
③　大学団体等が策定するガイドライン
④　認証評価団体が評価活動を行う際に必要な情報を踏まえて策定するガイドライン
⑤　大学コンソーシアム等の活動を通じて行われる情報の公表活動への支援
⑥　大学情報を提供するためのデータベースの構築
⑦　その他

## ４．さらに整理すべき論点

○　自己点検・評価の結果や，人材養成に関する目的その他教育研究上の目的など，公表することが課されていながら，それを十分に行っていない大学に対してどう考えるか。

○　大学による公表の内容・形式が多様であることについて，情報の受け手にとってわかりやすいものとするためにはどのような工夫が必要と考えるか。例えば，項目によっては，共通様式や一定の内容・水準を求めることについてどう考えるか。

○　情報の公表は，各大学において行われており，必要な情報を容易に入手することが難しいことや，各大学が公表している情報を，大学間で比較するための枠組みが不足していることについてどのように考えるか。

○　大学の情報が，海外を含めて普及していくための効果的な方策についてどのように考えるか。

○　大学側の情報の公表を行う際にかかる負担と情報の受け手の利益のバランスをどのように考えるか。

○　認証評価等において，大学の情報の公表の取組をどのような枠組みで評価するのが適当と考えるか。

２１文科高第３８号
平成２１年8月２７日

各国公私立大学長
大学を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長
殿

文部科学省高等教育局長
徳　永　　保
(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令
及び教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程の施行について（通知）

このたび、別添１のとおり、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成２１年文部科学省令第３０号）が、また、別添２のとおり、教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程（平成２１年文部科学省告示第１５５号）が、それぞれ平成２１年8月２０日に公布され、平成２１年9月１日から施行されることとなりました。

今回創設される教育関係共同利用拠点制度は、多様化する社会と学生のニーズに応えつつ質の高い教育を提供していくために、各大学の有する人的・物的資源の共同利用等を推進することで大学教育全体として多様かつ高度な教育を展開していく大学の取組を支援するものです。
既に教育課程の共同実施制度や学術研究分野における共同利用・共同研究拠点制度が施行されているところですが、各大学におかれては、下記に示す今回の新たな制度の詳細について十分ご了知いただき、同制度をご活用いただくようお願い致します。

なお、文部科学大臣への申請様式や対象施設、施設の種類等に応じた認定基準等、申請手続きにあたり必要な事項や今後の申請スケジュール等については、別途お知らせします。

記

第１　学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成２１年文部科学省令第３０号）の概要

（１）　大学における教育に係る施設は、教育上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができること。（第１４３条の２第１項関係）

（２）　（１）の施設を他の大学の利用に供する場合において、当該施設が大学教育の充実に特に資するときは、教育関係共同利用拠点（以下「拠点」という。）として文部科学大臣の認定を受けることができること。（第１４３条の２第２項関係）

## 第２　教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程（平成２１年文部科学省告示第１５５号）の概要

（１）趣旨（第１条関係）

拠点の認定その他の教育関係共同利用拠点に関する事項については、この規程の定めるところによること。

（２）認定の基準（第２条関係）

拠点の認定の基準は次の①～⑧の要件に適合するものであること。

①　学生に対する教育、学生の修学等の支援、教育内容及び方法の改善その他大学における教育に係る機能を有する施設であって、大学教育の充実に特に資すると認められるものであること。（第１号）

②　拠点の認定を受けようとする施設（以下「申請施設」という。）が、他の大学の利用に供するものとして大学の学則その他これに準ずる学内規程等に記載されていること。新設の施設の場合にあっては、当該施設が設置された際に学内でどのような位置づけを有するのか明らかにすること。（第２号）

③　開かれた運営体制を確保し、幅広い意見を拠点の運営等に反映させれるため、申請施設の運営について権限を有する者の諮問に応じ、共同利用の実施に関する重要事項について審議する機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会を置いていること。また、その際、イの委員の数が運営委員会の委員の総数の２分の１以下であること。なお、「申請施設の運営について権限を有する者」に具体的に該当する者については、各大学において実態に即して判断することとする。また、ロの委員については、学外者であることが望ましいこととする。（第３号）

イ　当該申請施設の職員

ロ　当該共同利用に係る事項に関し学識経験を有する者

ハ　その他申請施設の運営について権限を有する者が必要と認める者

④　申請施設を利用する大学を広く募集するものであること。なお、近隣の大学のみによる共同利用も許容されることとする。また、当該施設を利用する機関は大学のみに限定されるものではなく、各大学の判断で、大学以外に高等専門学校や専門学校等にも拠点の利用を認めることができるものであることとする。（第４号）

⑤　申請施設の種類等に応じ、共同利用に必要な設備、要件及び資料、データベース等を備えていること。（第５号）

⑥　申請施設を利用する大学に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要

な情報の提供その他の支援を行うための必要な体制を備えていること。（第６号）

⑦　より多くの大学の利用を図り、成果を広く発信するという観点から、申請施設の利用の方法及び条件、利用可能な設備及び資料等の状況、申請施設における教育の成果その他の共同利用に関する情報の提供を広く行うものであること。（第７号）

⑧　申請施設の種類等に応じ相当数の大学の利用が見込まれること。なお、望ましい具体的な利用大学数については、申請施設の種類等に応じて判断することとする。（第８号）

（３）認定の申請（第３条関係）

申請施設を置く大学の学長は、申請書に次の①～⑨の書類を添えて、文部科学大臣に申請すること。

①　拠点の認定を受ける趣旨及び必要性を説明する書類（第１号）

②　学則その他これに準ずるもので申請施設の位置付けを記載しているもの（第２号）

③　申請施設の名称、目的、所在地その他の概要を説明する書類（第３号）

④　運営委員会の規則及び名簿（第４号）

⑤　申請施設を利用する大学の募集及び決定の方法を説明する書類（第５号）

⑥　申請施設の設備及び資料等の状況を説明する書類（第６号）

⑦　申請施設を利用する大学に対する支援の体制を説明する書類（第７号）

⑧　申請施設に関する情報提供の内容及び方法を説明する書類（第８号）

⑨　その他第二条に規定する基準に適合することを説明する書類（第９号）

（４）認定の手続（第４条関係）

文部科学大臣は、申請があった場合には、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当該申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとすること。また、当該認定を行う場合において、その有効期間を定めるものとすること。なお、有効期間については、各施設ごとに認定の際に判断することとする。

（５）変更及び廃止等の届出（第５条関係）

拠点の認定を受けた施設を置く大学の学長（以下「学長」という。）は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出るものとすること。

①　当該施設の名称、目的又は所在地を変更しようとするとき。

②　当該施設を廃止しようとするとき。

③　当該施設を共同利用に供することをやめようとするとき。

（６）文部科学大臣への報告等（第６条関係）

学長は、毎年度、当該年度における共同利用の実施計画を定め、当該年度の開始前に、文部科学大臣に提出するものとすること。また、学長は、毎年度終了後３ヶ月以内に、当該年度における共同利用の実施状況を取りまとめ、文部科学大臣に提出するものとすること。

（７）認定の取消し（第７条関係）

文部科学大臣は、拠点が（２）に規定する基準に適合しなくなったと認めると

き又は（５）②若しくは③の届出を大学から受けたときは、認定を取り消すことができること。

（８）認定等の公表（第８条関係）

文部科学大臣は、拠点の認定をし、又はこれを取り消したときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表するものとすること。

（９）施行期日（附則関係）

教育関係共同利用拠点制度は、平成２１年９月１日から実施するものであること。

（本件担当）
【制度内容等について】
高等教育局大学振興課法規係　電話：03-5253-4111(2493)
【認定手続き等について】
高等教育局大学振興課学務係　電話：03-5253-4111(3334)

## 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」及び「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程」について

### Ⅰ．趣旨

大学の機能別分化と大学間連携は、第一次報告の主要なテーマの一つであり、各大学が有する人的・物的資源の共同利用・有効活用を一層促進する観点から、学術研究分野において既に実施されている共同利用・共同研究拠点制度について、教育・学生支援分野についても創設することが提言された。

このことを受け、大学分科会に全国共同利用検討ワーキンググループを設置し、検討を重ねてきたところであり、その結果を踏まえ、以下のとおり学校教育法施行規則の一部を改正し、関連する規程を定めて、教育関係共同利用拠点制度を創設した。

### Ⅱ．概要

#### 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」について

「共同利用・共同研究拠点」について定めている現行の学校教育法施行規則第143条の2を第143条の3とし、新たに第143条の2として「教育関係共同利用拠点」に係る規定を新設する。

- 教育に係る施設は、教育上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができる。
- 当該施設が大学教育の充実に特に資するときは、教育関係共同利用拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。

#### 「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程」について

- 教育関係共同利用拠点の認定基準（施設が大学教育の充実に特に資すると認められるものであること、共同利用実施に関する重要運営について審議する委員会を置くこと、共同利用に必要な設備・資料等を備えていること等）について定める（第２条）。
- 認定の申請や認定の手続き、変更・廃止等の手続き、認定等の公表について定める（第３条～第５条、第８条）。
- 学長による共同利用の実施計画・実施状況報告の提出について定める（第６条）。
- 文部科学大臣による認定の取消しについて定める（第７条）。

### Ⅲ．スケジュール

８月２０日（木）公布　　９月１日（火）施行

# 教育関係共同利用拠点制度について

## 《制度の趣旨》

多様化する社会と学生のニーズに応えるべく、各大学において、それぞれの教育理念に基づいて機能別分化を図り、個性化・特色化を進めながら教育研究活動を展開していくことが重要。

質の高い教育を提供していくためには、個々の大学の取組だけでは限界があるため、他大学との連携を強化し、各大学の有する人的・物的資源の共同利用等の有効活用を推進することにより、大学教育全体として多様かつ高度な教育を展開していくことが必要不可欠。

**大学の教育関連施設の共同利用の促進を図るための制度を創設し(「教育関係共同利用拠点」。21年9月より施行＊)、大学間連携を図る取組を一層推進。**

＊「学校教育法施行規則(第143条の2)」、「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程」
(学術研究分野については、平成20年に「共同利用・共同研究拠点」を既に制度化)

## 《制度の概要》

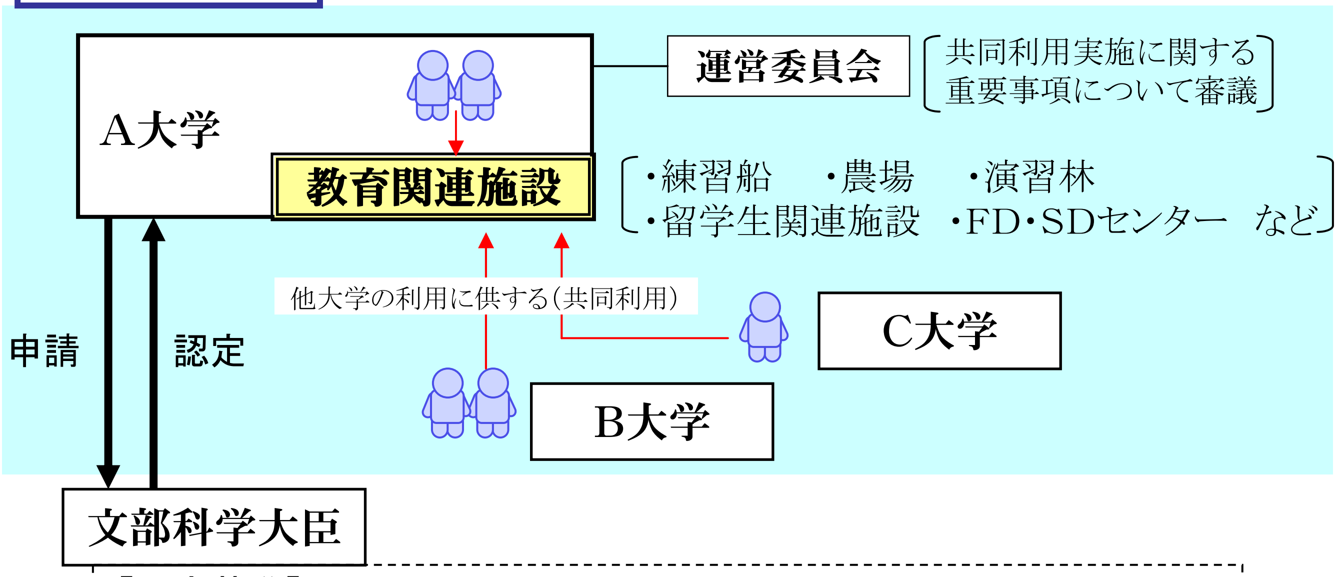


**【認定基準】**

- ○ 大学教育の充実に特に資すると認められるものであること
- ○ 共同利用実施に関する重要事項について審議する委員会を置くこと
- ○ 利用する大学を広く募集するものであること
- ○ 共同利用に必要な設備・資料等を備えていること　など

## 《今後のスケジュール（予定）》

- ・21年末　拠点認定に係る公募開始
- ・22年2月頃　拠点認定に係る審査等
- ・22年3月頃　拠点認定

平成21年10月７日
文　部　科　学　省

# 平成22年度大学入学者選抜に係る新型インフルエンザ対応方針

## １．基本的な考え方について

大学入学者選抜は国民の大きな関心事項であり、教育を受ける権利を保障する観点から、公衆衛生学的な見地に立ちつつも様々な社会的影響を考慮し、進学のための受験の機会を確保することが重要である。

大学入試センター試験及び各大学の個別学力検査においては、これまでも感染症や災害等の危機管理対応として独自の対応が図られてきたところであるが、現下の新型インフルエンザの感染状況に鑑みれば、より慎重かつ広範な対応が求められる。

このため、平成22年度大学入学者選抜において、新型インフルエンザの感染が急激に拡大したとしても、受験生が安心して受験できるよう、当該年度における受験の機会を確保するなどの対策を講じるものとする。

なお、ウイルスの性状が変化するなど病原性の増大等が生じた場合には本対応方針を見直す。

## ２．大学入試センター試験について

### （１）大学入試センター試験本試験の実施時期

当初の予定通りの日程（平成22年１月16日、17日）で本試験を実施する。

### （２）大学入試センター試験追試験の実施時期等

大学入試センター試験の本試験当日に新型インフルエンザに感染している疑いのある者が、追試験を受験することが可能となるよう、全都道府県での試験実施会場を確保する。

また、治療や万全な試験実施の準備に要する日数等を考慮し、当初本試験の１週間後に実施を予定していた追試験を２週間後（平成22年１月30日、31日）に実施する。

なお、追試験の実施時期等の変更に関する取扱については、別途大学入試センターから通知する。

## ３．各大学の個別学力検査について

### （１）各大学の個別学力検査の追試験等の実施

①　各大学においては、新型インフルエンザに感染し、又はその疑いのある者に対する受験の機会を最大限確保するための方策を講じることが望ましい。

具体的には、当該大学に出願していた者であって、医師の診断書（病名が新型インフルエンザに限定されるものではない。）又はそれに類すると判断できるものを有する者を対象に、例えば、

・各試験日程（試験種別）ごとに追試験を実施
・いくつかの試験日程（試験種別）を一括した臨時募集の実施
・当該感染者又はその疑いのある者が受験する日程以降に実施される試験への振替受験の実施
・大学入試センター試験を参考にした合否判定

などが考えられる。

なお、大学入試センター試験を参考にした合否判定を行う場合には、大学入試センター試験と個別学力検査との組み合わせにより合否を判定した受験生における、両試験の成績の相関関係の分析等を行うなど、公平性に配慮することが望ましい。

② 追試験等を実施するに当たっては、別途試験問題の作成や試験会場の確保のほか、予備の監督者や試験場本部関係者等の確保等のバックアップ体制の整備を行うこと。

特に、追試験問題の作成に当たっては、科目設定や難易度について、できる限り本試験問題との間に開きが生じないよう工夫するなど、本試験受験者と追試験受験者との公平性に配慮することが望ましい。

③ 追試験等の実施により定員を大幅に上回る入学者が生じないよう、各大学においては、欠席者数をあらかじめ把握し、その数が相当数に上った場合には、合否判定の際に募集人員の一定数を留保するなど、適正な定員管理に努めること。

④ 試験期日については「平成22年度大学入学者選抜実施要項（文部科学省高等教育局長通知）」において、平成22年４月15日までとしているが、本試験の延期や追試験等の実施による別途の受験機会を確保する場合であっても、入学後の教育への影響を考慮し、当該期日までに実施すること。

### （２）関係機関との連携・協力体制の構築

各大学においては、日頃より新型インフルエンザに係る情報収集に努めるとともに、各都道府県保健部局や域内の高等学校、近隣の医療機関、交通機関、宿泊施設等との連携・協力体制を構築し、周到な準備を図ること。

### （３）その他の留意事項

① 学校保健安全法第20条は「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる」旨規定しているが、「学校の全部又は一部の休業を行う」とは、その学校の全学年か特定の学年又は学級を単位として授業を行わないことを定めているものであり、臨時休業であることをもって直ちに在籍する生徒の大学入学者選抜の受験の可否を制限しているものではない。

② 大学入試センター試験の追試験が本試験の２週間後に実施されることに伴

い、個別学力検査等の日程に影響が生じる大学であって、日程・方法を変更する大学については、その旨あらかじめ受験生に周知すること。

## ４．受験会場の衛生管理体制等の構築について

大学入試センター及び各大学は、受験会場において当日新型インフルエンザに感染している疑いのある者への対応と、他の受験生への感染拡大を防止するための措置を最大限講じること。

この場合、大学入試センター及び各大学において検討を行うことが必要と考えられる事項については、具体的には、例えば、以下のようなことが挙げられる。

（事前の検討）

・マスク、速乾性アルコール製剤等の準備
・試験当日に、体温が38度以上となる発熱、咳、咽頭痛、倦怠感、鼻汁・鼻閉、頭痛、下痢等のインフルエンザ様症状がある受験生（以下「発熱・咳等の症状がある受験生」という。）への対応（発熱・咳等の症状がある受験生と障害のある者等それ以外の受験生について、それぞれ別室の確保）
・予備の監督者や試験場本部関係者等の確保
・診療室の確保及び医師、看護師等の配置（発熱・咳等の症状がある受験生が多数受験する場合に備えて適正数を配置）
・大学関係者に対する試験までの日常の注意事項の周知（手洗い・うがいの励行／混み合った場所や症状が出た場合のマスクの着用・外出の自粛／咳エチケットの徹底／家族等同居者が感染している場合の自宅待機の実施／自己の健康管理の徹底等）
・相談体制の構築（試験前日や試験当日に集中することが考えられる。）

（試験当日の対応）

・発熱・咳等の症状がある受験生へのマスク着用
・試験場（室）ごとの手指消毒の実施
・各教科・科目の試験開始前に発熱・咳等の症状を監督者等により確認
・発熱・咳等の症状がある受験生がいた場合の、医師等による病状の確認
・医師等により確認した病状を受験生に説明し、受験を継続するか否かの意志確認を行いつつ、別室での受験か、医療機関での受診等のいずれかを提示
・発熱・咳等の症状がある受験生を対象にした別室における受験体制の構築（前後左右およそ２メートル以上の間隔での着席等）
・必要に応じて、試験時間の繰り延べ等の措置

## ５．受験生等への情報提供について

（１）周知の時期

追試験等の実施方法や日時、留意事項等については、遅くとも受験票等の送付と併せて行うこと。

（２）周知事項

各大学があらかじめ受験生に周知することが必要と考えられる事項については、具体的には、例えば、以下のようなことが挙げられる。

・発症した場合における大学への電話相談窓口の設置
・発熱・咳等の症状がある受験生にはあらかじめ医療機関での受診等を要請
・追試験等の実施方法、日時、留意事項等の内容（発熱・咳等の症状がある受験生については、追試験等の情報を提供しつつ、本試験受験の再考を要請）
・試験当日における対応（受験当日の検温／マスク持参の要請／発熱・咳等の申出等）
・試験までの日常の注意事項（手洗い・うがいの励行／混み合った場所や症状が出た場合のマスクの着用・外出の自粛／咳エチケットの徹底／自己の健康管理の徹底等）

（３）周知の方法

新型インフルエンザに係る対応について確実に受験生に伝わるよう、郵送による周知のほか、各大学においては、例えば、専用電話を開設したり、ホームページを活用するなど、周知の方法を工夫すること。

また、大学入試センターにおいては、各大学にハートシステムへの登録を積極的に促したり、新型インフルエンザに係る専用ホームページを作成するなど、周知の方法を工夫すること。

# 【「平成22年度大学入学者選抜に係る新型インフルエンザ対応方針」ポイント】

## １．大学入試センター試験について

### （１）大学入試センター試験本試験の実施時期

〇　社会的な混乱を招かないよう、当初の予定通りの日程（平成22年１月16日、17日）で実施する。

### （２）大学入試センター試験追試験の実施時期等

〇　治療や万全な試験実施の準備に要する日数等を考慮し、追試験を本試験の２週間後（平成22年１月30日、31日）に実施する。（これまでは本試験の１週間後）

〇　全都道府県で試験会場を確保する。（これまでは東京、関西地区の2ヶ所）

## ２．各大学の個別学力検査について

〇　各大学に追試験などの受験機会の確保を要請する。

## ３．受験会場の衛生管理体制等の構築

〇　大学入試センター及び各大学に、マスク、速乾性アルコール製剤等の準備や、発熱・咳等の症状のある者を対象とした別室での受験実施などを要請する。

## ４．受験生等への情報提供

〇　大学入試センター及び各大学に、新型インフルエンザに係る対応について確実に受験生に伝わるよう、郵送による周知のほか、専用電話の開設、ホームページの活用などを要請する。

## 【大学の設置等に係る提出書類の一般的スケジュール】

※大学の設置等に係る提出書類作成の手引き（平成 21 年度改訂版）より抜粋　［下線部は修正後］

○　手続ごとの申請期限と標準的な審査期間は，次の表の通り。

| 手続の種類 | 書類提出期限 | 標準処理期間（※１） |
|---|---|---|
| 大学新設<br>（認可申請） | 開設前々年度　３月３１日 | ７ヶ月 |
| 学部等設置<br>（認可申請） | 開設前年度　５月３１日 | ５ヶ月 |
| 通信教育の開設<br>（認可申請） | 開設前年度　５月３１日 | ５ヶ月 |
| 収容定員増<br>（認可申請） | 変更前々年度３月３１日<br>又は 変更前年度の６月３０日 | ３ヶ月 |
| 学部等設置<br>通信教育の開設<br>収容定員変更（届出） | 開設（変更）前年度<br>１２月３１日（※２） | ―<br>（※３） |
| その他の届出 | 原則として１２月３１日<br>（詳細は，平成２１年３月１９日付け高等教育局長通知参照） | |

（※１）審査状況により，延長又は短縮することがある。

（※２）届出による学部等設置については，以下のとおり受付期間を設けてあるので，期間内に到着するよう届出書を送付すること。

（※３）届出の内容が法令に違反している場合，措置命令が発令される。（学校教育法第４条第３項）

| 平成２１年度　学部等の設置届出受付期間 | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | ４月２４日（金）～５月　１日（金） | 5 | ９月２８日（月）～１０月　２日（金） |
| 2 | ５月２５日（月）～５月２９日（金） | 6 | １１月２０日（金）～１１月２７日（金） |
| 3 | ６月２４日（水）～６月３０日（火） | 7 | １２月１８日（金）～１２月２５日（金） |
| 4 | ７月２７日（月）～７月３１日（金） | | |

○　大学設置分科会運営委員会の事前相談資料の受付期間

「認可又は届出」等に係る事前相談資料は、以下の受付期間内に到着するよう送付してください。

| | 受　付　期　間 | 開　催　予　定　日 |
|---|---|---|
| 1 | 平成２１年　２月　２日（月）～　２月　６日（金） | 平成２１年　３月２４日(火) |
| 2 | 平成２１年　４月２７日（月）～　５月　７日（木） | 平成２１年　６月１８日(木) |
| 3 | 平成２１年　７月　６日（月）～　７月１０日（金） | 平成２１年　８月２１日(金) |
| 4 | 平成２１年１０月２６日（月）～１０月３０日（金） | 平成２１年１２月１８日(金) |
| 5 | 平成２１年１１月２０日（金）～１１月２７日（金） | 平成２２年　１月２９日(金) |
| 6 | 平成２２年　２月　１日（月）～　２月　５日（金） | 平成２２年　３月２４日(水) |

○　共同学科等の設置に係る申請又は届出の手続きスケジュールについて

共同学科等の設置に当たって，授与する学位の種類や分野に変更がある場合は，従来の学部等の設置と同様に「設置認可」を要することになります。具体的な申請又は届出のスケジュールは以下のとおりです。

ⅰ）共同学科等の構成大学全てが設置認可を要する場合

前頁の学部等設置として，開設前年度の５月３１日までに，構成大学ごとに認可申請を行ってください。その際には，共同学科等の構成する申請者ごとに，同日付の認可申請書を提出してください。

ⅱ）共同学科等の構成大学全てが設置届出が可能な場合

前頁の「平成２１年度学部等の設置届出受付期間」のいずれか受付期間に，構成大学ごとに設置届出を行ってください。その際には，共同学科等の構成する届出者ごとに，同日付の設置届出書を提出してください。

ⅲ）共同学科等の構成する構成大学の中で，設置認可及び設置届出の手続きが混在する場合

設置認可を要する構成大学は，開設前年度の５月３１日までに認可申請を行ってください。

一方，設置届出が可能な構成大学については，設置認可を要する構成大学の設置計画が認可された後に，届出を行ってください。なお，具体的な届出時期については，別途，大学設置室に御相談してください。

**【提出書類の組み方、部数、提出期限一覧表】※大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き（平成21年度改正版）より抜粋 ［下線部は修正後］**

| 手続の種類 | 認可申請 | | | | | | | | | | | | | | 届出 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 資料の呼称 | 大学新設 | | | 学部等設置 | | | 通信教育開設 | | | 収容定員増 | | 設置者変更 | 大学廃止 | 学部等設置 | | 通信教育開設 | | 収容定員変更 | | 学部等廃止 | その他の届出 |
| | 正本 | 抜刷 | 調書 | 正本 | 抜刷 | 調書 | 正本 | 抜刷 | 調書 | 正本 | 抜刷 | 正本 | 正本 | 正本 | 抜刷 | 正本 | 抜刷 | 正本 | 抜刷 | 正本 | |
| 申請書・届出書 1 | ○ | | | ○ | | | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | |
| 目次 2 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | H21.3.19 高等教育局長通知 |
| 基本計画書 3 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 設置前後の学位 4 | | | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 基礎となる学部等の改編状況 5 | | | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 教育課程の概要 6 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 授業科目の概要 7 | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| シラバス（授業計画） 8 | △ | △ | | △ | △ | | △ | △ | | | | | | | | | | | | | |
| 校地ごとの状況 9 | △ | △ | | △ | △ | | | | | △ | △ | | | △ | △ | | | △ | △ | | |
| 教員勤務状況 10 | △ | △ | | △ | △ | | | | | △ | △ | | | △ | △ | | | △ | △ | | |
| 校地校舎図面 11 | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 学則 12 | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | |
| 教授会規程 13 | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | | | | ○ | | ○ | | | | | |
| 意思決定書 14 | ○ | | | ○ | | | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | |
| 設置趣旨 15 | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 教育委員会調整内容 16 | △ | △ | | △ | △ | | | | | | | | | △ | △ | | | | | | |
| 名簿（学長） 17 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 個人調書（学長） 18 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 名簿（教員） 19 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 教員年齢構成 20 | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| 実務家教員一覧 21 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | | | | | △ | △ | △ | △ | | | | |
| 個人調書（教員） 22 | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 薬学実習概要 23 | △ | △ | | △ | △ | | △ | △ | | | | | | △ | △ | △ | △ | | | | |
| 連携協力校等概要 24 | △ | △ | | △ | △ | | | | | | | | | △ | △ | | | | | | |
| 通信方法説明書 25 | △ | △ | | △ | △ | | ○ | ○ | | △ | △ | | | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | |
| 別途提出する書類（各1部） | 26,27 | | | 26,27 | | | 26,27 | | | 26 | | | | | | | | | | | |
| 提出期限 | 3月末 | | | 5月末 | | | 5月末 | | | 3月末又は6月末 | | 随時 | 随時 | 12月末 | | 12月末 | | 12月末 | | 随時 | １２月末日（原則）又は随時 |
| 提出部数 | 1 | 35 | 15 | 1 | 35 | 15 | 1 | 35 | 15 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |

（※）
- 申請書類はこの表の番号の順番に綴じること。
- 「○」＝提出が必要、「△」＝条件により一部又は全部の提出が必要、空欄＝提出不要
- １５の「設置趣旨」については、手続の種類によって、「通信教育開設の趣旨」、「学則変更の趣旨」、「変更の事由」、「廃止の事由」と読み替えることとする。
- １～２５の書類以外に、関連する補足資料を添付することも可能。
- １～２７の書類については、前頁の番号及び書類名を確認すること。

に当たって留意すべき事項（次条において「留意事項」という。）があると認めるときは、当該者に対し、当該事項の内容を通知するものとする。

（履行状況についての報告等）

**第十四条**　文部科学大臣は、設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるときは、認可を受けた者又は届出を行った者に対し、その設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

（提出部数）

**第十五条**　この省令の規定による認可申請書（別記様式第一号の一）その他の書類（次項において「認可申請書等」という。）の提出部数は、別表のとおりとする。

２　文部科学大臣は、必要があると認めるときは、認可申請書等以外の書類の提出を求め、又は認可申請書等の一部の提出を免除することができる。

**附　則**

１　この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

２　大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則（平成三年文部省令第四十六号）は、廃止する。

**附　則**（平一九・三・三〇文科令一〇）

この省令は、平成十九年四月一日から施行し、この省令による第三条の改正規定は、平成十八年四月一日から適用する。ただし、第二条の改正規定は、平成二十年三月一日から施行する。

**附　則**

この省令は、平成二十一年三月一日から施行する。

類
六　教員名簿（別記様式第三号）
七　教員個人調書（別記様式第四号）
八　教員就任承諾書（別記様式第五号）
九　通信教育実施方法説明書（別記様式第八号）
十　通信教育に係る規程

２　大学における通信教育の開設の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に前項に掲げる書類（同項第七号及び第八号に掲げるものを除く。）を添えて、通信教育開設年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

（私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可の申請及び届出）

**第七条**　私立の大学又は高等専門学校の収容定員（通信教育に係るものを除く。）に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。
一　基本計画書（別記様式第二号）
二　校地校舎等の図面
三　学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）
四　当該申請についての意思の決定を証する書類
五　学則の変更の趣旨等を記載した書類
六　教員名簿（別記様式第三号）

２　私立の大学の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に前項並びに第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を添えて、前項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。

３　私立の大学又は高等専門学校の収容定員（通信教育に係るものを除く。）に係る学則の変更の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に第一項に掲げる書類を添えて、学則変更年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

４　私立の大学の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に第一項並びに第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を添えて、前項に規定する期間内に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、第一項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

（大学等の設置者の変更の認可の申請）

**第八条**　大学等の設置者の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。
一　基本計画書（別記様式第二号）
二　校地校舎等の図面
三　学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）
四　当該申請についての意思の決定を証する書類
五　変更の事由及び時期を記載した書類
六　教員名簿（別記様式第三号）

（大学等の廃止の認可の申請及び届出）

**第九条**　大学等の廃止の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。
一　基本計画書（別記様式第二号）
二　当該申請についての意思の決定を証する書類
三　廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類

２　大学等の廃止の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）及び学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）に前項に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第二号中「申請」とあるのは「届出」とする。

（認可の手続）

**第十条**　文部科学大臣は、第二条第一項及び第六項、第三条第一項（第四条及び第五条において準用する場合を含む。）、第六条第一項並びに第七条第一項及び第二項の申請があった場合には、開設年度、学部等開設年度、研究科等開設年度、学科開設年度、通信教育開設年度又は学則変更年度の前年度の三月三十一日までに当該申請に係る認可をするかどうかを決定し、当該申請をした者に対しその旨を速やかに通知するものとする。

（法第四条第三項の命令の期限）

**第十一条**　文部科学大臣は、法第四条第二項の届出（次条、第十三条及び第十四条において単に「届出」という。）をした者に対し、法第四条第三項の規定による命令を行う場合には、当該届出があった日から起算して六十日以内にこれを行わなければならない。ただし、当該届出と関連を有する認可の申請が行われている場合においては、この限りでない。

（認可等の公表）

**第十二条**　文部科学大臣は、法第四条第一項の認可（次条及び第十四条において単に「認可」という。）をした場合又は届出があった場合には、速やかに、その旨、名称、位置、当該認可の申請又は届出の際に提出された基本計画書（別記様式第二号）、校地校舎等の図面、学則、大学の設置等の趣旨等（大学等の設置者の変更にあっては、変更の事由及び時期）を記載した書類及び教員名簿（別記様式第三号。年齢及び月額基本給を除く。）並びに次条に規定する事項その他必要な事項（大学等の廃止の認可をした場合又は届出があった場合にあっては、その旨、名称、位置及び次条に規定する事項その他必要な事項）をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

（留意事項）

**第十三条**　文部科学大臣は、認可を受けた者又は届出を行った者が当該認可又は届出に係る大学の設置等に関する計画（次条において「設置計画」という。）を履行する

4　第一項の申請をしようとする者のうち、既設の大学又は学部等（以下この項において「既設大学等」という。）を廃止し、その職員組織等を基に学部等を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該学部等のうち、教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教員組織の編制並びに教育課程の編成等が既設大学等と同等であると文部科学大臣が認めるものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。

5　第一項の申請をしようとする者のうち、大学の学部を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該学部に設ける学科のうち、当該大学の授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。

6　第一項の申請をしようとする者のうち、あわせて通信教育の開設の認可を受けようとする者は、同項の書類に加え、第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。

7　学部等の設置の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に第一項に掲げる書類（同項第七号及び第八号に掲げるものを除く。）を添えて、学部等開設年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

8　前項の届出を行おうとする者のうち、臨床薬学に関する学部又は学部の学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、薬学実務実習施設概要書類を、前項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

9　第七項の届出を行おうとする者のうち、あわせて通信教育の開設の届出を行おうとする者は、同項の書類に加え、第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を、第七項に規定する期間内に文部科学大臣に届け出るものとする。

（大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出）

**第四条**　第三条第一項、第四項から第七項まで及び第九項の規定は、大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |
|---|---|---|
| 第三条第一項 | 学部等の設置 | 大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更 |
| | 学部等を開設する年度 | 大学の大学院を設置する年度、研究科等を設置する年度又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程を変更する年度 |
| | 学部等開設年度 | 研究科等開設年度 |
| 第三条第四項 | 大学又は学部等 | 大学又は大学の大学院若しくは研究科等 |
| | 学部等を | 大学の大学院又は研究科等を |
| | 学部等の | 大学の大学院又は研究科等の |
| 第三条第五項 | 大学の学部 | 大学の大学院の研究科 |
| | 学部に設ける学科 | 研究科に設ける専攻 |
| 第三条第七項 | 学部等の設置 | 大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更 |
| | 学部等開設年度 | 研究科等開設年度 |

（高等専門学校の学科の設置の認可の申請及び届出）

**第五条**　第三条第一項、第四項及び第七項の規定は、高等専門学校の学科の設置の認可の申請及び届出について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |
|---|---|---|
| 第三条第一項 | 学部等の | 高等専門学校の学科の |
| | 学部等を | 高等専門学校の学科を |
| | 学部等開設年度 | 学科開設年度 |
| 第三条第四項 | 大学又は学部等 | 高等専門学校又は高等専門学校の学科 |
| | 既設大学等 | 既設高等専門学校 |
| | 学部等を | 高等専門学校の学科を |
| | 学部等の | 高等専門学校の学科の |
| | 教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教員組織の編制並びに | 教育上の目的、学科の分野、教員組織の編制及び |
| 第三条第七項 | 学部等の | 高等専門学校の学科の |
| | 学部等開設年度 | 学科開設年度 |

（大学における通信教育の開設の認可の申請及び届出）

**第六条**　大学における通信教育の開設の認可を受けようとする者（第二条第六項及び第三条第六項に規定するものを除く。）は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該通信教育を開設する年度（以下「通信教育開設年度」という。）の前年度の五月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一　基本計画書（別記様式第二号）
二　校地校舎等の図面
三　学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）
四　当該申請についての意思の決定を証する書類
五　大学における通信教育の開設の趣旨等を記載した書

# ○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則

（平成十八年三月三十一日文部科学省令第十二号）

（定義）

**第一条**　この省令において「大学の設置等」とは、次に掲げるものをいう。

一　大学又は高等専門学校の設置

二　大学の学部、短期大学の学科又は私立の大学の学部の学科（以下「学部等」という。）の設置

三　大学の大学院の設置、大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻（以下「研究科等」という。）の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更

四　高等専門学校の学科の設置

五　大学における通信教育の開設

六　私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更

七　大学若しくは高等専門学校又は大学の学部、大学の大学院若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科（以下「大学等」という。）の設置者の変更

八　大学等の廃止

（大学又は高等専門学校の設置の認可の申請）

**第二条**　大学又は高等専門学校の設置の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該大学又は高等専門学校を開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一　基本計画書（別記様式第二号）

二　校地校舎等の図面

三　学則

四　当該申請についての意思の決定を証する書類

五　大学又は高等専門学校の設置の趣旨等を記載した書類

六　教員名簿（別記様式第三号）

七　教員個人調書（別記様式第四号）

八　教員就任承諾書（別記様式第五号）

2　前項の申請をした者のうち、医科大学（医学又は歯学に関する学部又は学部の学科を設置する大学をいう。以下この項において同じ。）を設置しようとする者は、同項の書類に加え、次に掲げる書類を、同項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

一　附属病院所在地域の概況説明書（別記様式第六号）

二　附属病院の医師、歯科医師、看護師等の配置計画書（別記様式第七号）

三　関連教育病院（医科大学と連携して学生の臨床教育等に当たる病院をいう。）の概要等を記載した書類（関連教育病院を利用する場合に限る。）

3　第一項の申請をした者のうち、薬学に関する学部又は学部の学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの（以下「臨床薬学に関する学部又は学部の学科」という。）を設置する大学を設置しようとする者は、同項の書類に加え、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十九条の二に規定する薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類（以下「薬学実務実習施設概要書類」という。）を、同項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

4　第一項の申請をした者のうち、既設の大学、学部等、大学の大学院又は研究科等（以下この項において「既設大学等」という。）を廃止し、その職員組織等を基に大学を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該大学に置く学部等又は研究科等のうち、教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教育組織の編制並びに教育課程の編成等が既設大学等と同等であると文部科学大臣が認めるものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。

5　第一項の申請をした者のうち、既設の高等専門学校又は高等専門学校の学科（以下この項において「既設高等専門学校等」という。）を廃止し、その職員組織等を基に高等専門学校を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該高等専門学校に置く学科のうち、教育上の目的、学科の分野、教員組織の編制及び教育課程の編成等が既設高等専門学校等と同等であると文部科学大臣が認めるものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。

6　第一項の申請をしようとする者のうち、あわせて通信教育の開設の認可を受けようとする者は、同項の書類に加え、第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。

（学部等の設置の認可の申請及び届出）

**第三条**　学部等の設置の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該学部等を開設する年度（以下「学部等開設年度」という。）の前年度の五月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一　基本計画書（別記様式第二号）

二　校地校舎等の図面

三　学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）

四　当該申請についての意思の決定を証する書類

五　学部等の設置の趣旨等を記載した書類

六　教員名簿（別記様式第三号）

七　教員個人調書（別記様式第四号）

八　教員就任承諾書（別記様式第五号）

2　前項の申請をしようとする者のうち、医学又は歯学に関する学部又は学部の学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、前条第二項に掲げる書類を、前項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。この場合において、前条第二項第三号中「医科大学」とあるのは「医学又は歯学に関する学部又は学部の学科」とする。

3　第一項の申請をしようとする者のうち、臨床薬学に関する学部又は学部の学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、薬学実務実習施設概要書類を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

別記様式第１号の１

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

# ○○大学設置認可申請書

年　　月　　日

文 部 科 学 大 臣　殿

申請者の職名及び氏名　　　　　　　　印

このたび，○○大学を設置したいので，学校教育法第４条第１項の規定により認可されるよう，別紙書類を添えて申請します。なお，認可の上は，確実に申請に係る計画を履行します。

（注）

1　「○○大学設置」及び「○○大学を設置」の部分については，認可の申請の内容に応じ，適切に表記を変更すること。

2　設置者の変更の認可を受けようとする場合には，「申請者の職名及び氏名」の欄は，当該変更に関係する地方公共団体又は学校法人の連署とすること。

3　「申請者の職名及び氏名」の欄の「印」は，本人の署名（法人にあっては，代表者の署名）をもって代えることができること。

4　「学校教育法第４条第１項」の部分については，申請の内容に応じ，「学校教育法第４条第１項及び学校教育法施行令第２３条」とすること。

別記様式第１号の２

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

# ○○大学○○学部設置届出書

年　　月　　日

文 部 科 学 大 臣　殿

届出者の職名及び氏名　　　　　　　　印

このたび，○○大学○○学部を設置することについて，学校教育法第４条第２項の規定により，別紙書類を添えて届け出ます。なお，届出の上は，確実に届出に係る計画を履行します。

（注）

1　「○○大学○○学部設置」及び「○○大学○○学部を設置」の部分については，届出の内容に応じ，適切に表記を変更すること。

2　「届出者の職名及び氏名」の欄の「印」は，本人の署名（法人にあっては，代表者の署名）をもって代えることができること。

3　「学校教育法第４条第２項」の部分については，届出の内容に応じ，「学校教育法第４条第２項及び学校教育法施行令第２３条の２第１項」とすること。

別記様式第２号（その１の１）

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

# 基 本 計 画 書

| 基本計画 | | |
|---|---|---|
| 事　項 | 記　入　欄 | 備　考 |
| 計画の区分 | | |
| フリガナ<br>設置者 | | |
| フリガナ<br>大学の名称 | | |
| 大学本部の位置 | | |
| 大学の目的 | | |
| 新設学部等の目的 | | |

| 新設学部等の概要 | 新設学部等の名称 | 修業年限 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 | 学位又は称号 | 開設時期及び開設年次 | 所在地 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 年 | 人 | 年次<br>人 | 人 | | 年　月<br>第　年次 | | |
| | 計 | | | | | | | | |

| 同一設置者内における変更状況（定員の移行，名称の変更等） | | |
|---|---|---|

| 教育課程 | 新設学部等の名称 | 開設する授業科目の総数 | | | | 卒業要件単位数 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 講義 | 演習 | 実験・実習 | 計 | | |
| | | 科目 | 科目 | 科目 | 科目 | 単位 | |

| 教員組織の概要 | | 学部等の名称 | 専任教員等 | | | | | | 兼任教員等 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 計 | 助手 | | |
| | 新設分 | | 人<br>() | 人<br>() | 人<br>() | 人<br>() | 人<br>() | 人<br>() | 人<br>() | |
| | | | () | () | () | () | () | () | () | |
| | | 計 | () | () | () | () | () | () | () | |
| | 既設分 | | () | () | () | () | () | () | () | |
| | | | () | () | () | () | () | () | () | |
| | | 計 | () | () | () | () | () | () | () | |
| | 合計 | | () | () | () | () | () | () | () | |

| 教員以外の職員の概要 | 職種 | 専任 | 兼任 | 計 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 事務職員 | 人<br>() | 人<br>() | 人<br>() | |
| | 技術職員 | () | () | () | |
| | 図書館専門職員 | () | () | () | |
| | その他の職員 | () | () | () | |
| | 計 | () | () | () | |

| 校地等 | 区分 | 専用 | 共用 | 共用する他の学校等の専用 | 計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 校舎敷地 | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | |
| | 運動場用地 | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | |
| | 小計 | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | |
| | その他 | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | |
| | 合計 | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | |

| 校舎 | 専用 | 共用 | 共用する他の学校等の専用 | 計 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | ㎡<br>（　　㎡） | ㎡<br>（　　㎡） | ㎡<br>（　　㎡） | ㎡<br>（　　㎡） | |

| 教室等 | 講義室 | 演習室 | 実験実習室 | 情報処理学習施設 | 語学学習施設 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 室 | 室 | 室 | 室<br>（補助職員　人） | 室<br>（補助職員　人） | |

| 専任教員研究室 | 新設学部等の名称 | 室数 | |
|---|---|---|---|
| | | 室 | |

| 図書・設備 | 新設学部等の名称 | 図書〔うち外国書〕冊 | 学術雑誌〔うち外国書〕種 | 学術雑誌 電子ジャーナル〔うち外国書〕 | 視聴覚資料 点 | 機械・器具 点 | 標本 点 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 〔　〕<br>（　〔　〕） | 〔　〕<br>（　〔　〕） | 〔　〕<br>（　〔　〕） | （　） | （　） | （　） | |
| | 計 | 〔　〕<br>（　〔　〕） | 〔　〕<br>（　〔　〕） | 〔　〕<br>（　〔　〕） | （　） | （　） | （　） | |

| 図書館 | 面積 | 閲覧座席数 | 収納可能冊数 | |
|---|---|---|---|---|
| | ㎡ | | | |

| 体育館 | 面積 | 体育館以外のスポーツ施設の概要 | |
|---|---|---|---|
| | ㎡ | | |

| 経費の見積り及び維持方法の概要 | | 区分 | 開設前年度 | 第１年次 | 第２年次 | 第３年次 | 第４年次 | 第５年次 | 第６年次 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 経費の見積り | 教員１人当り研究費等 | ＼ | | | | | | | |
| | | 共同研究費等 | ＼ | | | | | | | |
| | | 図書購入費 | | | | | | | | |
| | | 設備購入費 | | | | | | | | |

| | 学生１人当り納付金 | 第１年次 | 第２年次 | 第３年次 | 第４年次 | 第５年次 | 第６年次 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | |
| | 学生納付金以外の維持方法の概要 | | | | | | | |

| 既設大学等の状況 | 大学の名称 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 学部等の名称 | 修業年限 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 | 学位又は称号 | 定員超過率 | 開設年度 | 所在地 | |
| | | 年 | 人 | 年次<br>人 | 人 | | 倍 | | | |

| 附属施設の概要 | | |
|---|---|---|
| | | |

（注）

1　共同学科等の認可の申請及び届出の場合，「計画の区分」，「新設学部等の目的」，「新設学部等の概要」，「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
2　「教員組織の概要」の「既設分」については，共同学科等に係る数を除いたものとすること。
3　私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
4　大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「校地等」，「校舎」，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」，「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
5　「教育課程」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。
6　空欄には，「－」又は「該当なし」と記入すること。

別記様式第２号（その１の２）

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

# 基 本 計 画 書 （ 共 同 学 科 等 ）

| 事　項 | 記　入　欄 | | |
|---|---|---|---|
| 計画の区分 | | | |
| 構成大学の設置者 | | | |
| 構成大学の名称 | | | |
| 構成大学の本部の位置 | | | |
| 共同学科等の名称 | | | |
| 共同学科等の目的 | | | |

| 共同学科等の概要 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 | 修業年限 | 入学定員（合計） | 編入学定員（合計） | 収容定員（合計） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | |

| 事　項 | 記　入　欄 |
|---|---|
| 学位 | |
| 開設時期及び開設年次 | |

| 教育課程（各構成大学が開設する授業科目数） | 講義 | 演習 | 実験・演習 | 計 | 講義 | 演習 | 実験・演習 | 計 | 講義 | 演習 | 実験・演習 | 計 | 講義（合計） | 演習（合計） | 実験・演習（合計） | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 科目 | 科目 | 科目 | 科目 | 科目 | 科目 | 科目 | 科目 | 科目 | 科目 | 科目 | 科目 | 科目 | 科目 | 科目 | 科目 |

教員組織の概要

| | 専任教員等 | | | | | | 兼任教員等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 計 | 助手 | |
| 構成大学1 | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () |
| 構成大学2 | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () |
| 構成大学3 | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () |
| 専任教員等（合計）／兼任教員等（合計） | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () |

| | 研究指導教員等 | | | | | | その他の教員 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 計 | | |
| 構成大学1 | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | | 人 () |
| 構成大学2 | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | | 人 () |
| 構成大学3 | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | | 人 () |
| 研究指導教員等（合計）／その他の教員（合計） | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () |

教員以外の職員の概要

| 職種 | 専任 | 兼任 | 計 | 専任 | 兼任 | 計 | 専任 | 兼任 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事務職員 | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () |
| 技術職員 | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () |
| 図書館専門職員 | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () |
| その他の職員 | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () |
| 計 | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () | 人 () |

| | 区分 | 専用 | 共用 | 共用する他の学校等の専用 | 計 | 専用 | 共用 | 共用する他の学校等の専用 | 計 | 専用 | 共用 | 共用する他の学校等の専用 | 計 | 専用（合計） | 共用（合計） | 共用する他の学校等の専用（合計） | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 校地等 | 校舎敷地 | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| | 運動場用地 | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| | 小計 | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| | その他 | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| | 合計 | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 大学全体の収容定員（うち共同学科に係る収容定員を除いた数） | 人 ( ) | 人 ( ) | 人 ( ) |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 教室等 | 講義室 | 演習室 | 実験実習室 | 講義室 | 演習室 | 実験実習室 | 講義室 | 演習室 | 実験実習室 |
| | 室 | 室 | 室 | 室 | 室 | 室 | 室 | 室 | 室 |
| | 情報処理学習施設 | 語学学習施設 | | 情報処理学習施設 | 語学学習施設 | | 情報処理学習施設 | 語学学習施設 | |
| | 室（補助職員 人） | 室（補助職員 人） | | 室（補助職員 人） | 室（補助職員 人） | | 室（補助職員 人） | 室（補助職員 人） | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 専任教員研究室数 | 室 | 室 | 室 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 図書・設備 | 図書〔うち外国書〕冊 | 学術雑誌〔うち外国書〕種 | 学術雑誌 電子ジャーナル〔うち外国書〕 | 視聴覚資料 | 機械器具 | 標本 | 図書〔うち外国書〕冊 | 学術雑誌〔うち外国書〕種 | 学術雑誌 電子ジャーナル〔うち外国書〕 | 視聴覚資料 | 機械器具 | 標本 | 図書〔うち外国書〕冊 | 学術雑誌〔うち外国書〕種 | 学術雑誌 電子ジャーナル〔うち外国書〕 | 視聴覚資料 | 機械器具 | 標本 |
| | 〔 〕 | 〔 〕 | 〔 〕 | | | | 〔 〕 | 〔 〕 | 〔 〕 | | | | 〔 〕 | 〔 〕 | 〔 〕 | | | |
| | ( 〔 〕) | ( 〔 〕) | ( 〔 〕) | ( ) | ( ) | ( ) | ( 〔 〕) | ( 〔 〕) | ( 〔 〕) | ( ) | ( ) | ( ) | ( 〔 〕) | ( 〔 〕) | ( 〔 〕) | ( ) | ( ) | ( ) |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 図書館 | 面積 | 閲覧座席数 | 収納可能冊数 | 面積 | 閲覧座席数 | 収納可能冊数 | 面積 | 閲覧座席数 | 収納可能冊数 |
| | ㎡ | | | ㎡ | | | ㎡ | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 経費の見積り及び維持方法の概要 | 経費の見積り 区分 | 開設前年度 | 第1年次 | 第2年次 | 第3年次 | 開設前年度 | 第1年次 | 第2年次 | 第3年次 | 開設前年度 | 第1年次 | 第2年次 | 第3年次 |
| | | 第4年次 | 第5年次 | 第6年次 | | 第4年次 | 第5年次 | 第6年次 | | 第4年次 | 第5年次 | 第6年次 | |
| | 教員1人当り研究費等 | | 千円 | 千円 | 千円 | | 千円 | 千円 | 千円 | | 千円 | 千円 | 千円 |
| | | 千円 | 千円 | 千円 | | 千円 | 千円 | 千円 | | 千円 | 千円 | 千円 | |
| | 共同研究費等 | | 千円 | 千円 | 千円 | | 千円 | 千円 | 千円 | | 千円 | 千円 | 千円 |
| | | 千円 | 千円 | 千円 | | 千円 | 千円 | 千円 | | 千円 | 千円 | 千円 | |
| | 図書購入費 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | | 千円 | 千円 | 千円 | | 千円 | 千円 | 千円 | | 千円 | 千円 | 千円 | |
| | 設備購入費 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | | 千円 | 千円 | 千円 | | 千円 | 千円 | 千円 | | 千円 | 千円 | 千円 | |
| | 学生1人当り納付金 | 第1年次 | 第2年次 | 第3年次 | 第4年次 | 第1年次 | 第2年次 | 第3年次 | 第4年次 | 第1年次 | 第2年次 | 第3年次 | 第4年次 |
| | | 第5年次 | 第6年次 | | | 第5年次 | 第6年次 | | | 第5年次 | 第6年次 | | |
| | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | | 千円 | 千円 | | | 千円 | 千円 | | | 千円 | 千円 | | |
| | 学生納付金以外の維持方法の概要 | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 備考 | | | | |

| 既設学部等の状況 | 大学の名称 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 学部等の名称 | 修業年限 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 | 学位又は称号 | 開設年度 | 所在地 |
| | | 年 | 人 | 年次<br>人 | 人 | | | |

| 校舎 | 専用 | 共用 | 共用する他の学校等の専用 | 計 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | ㎡<br>（　　㎡） | ㎡<br>（　　㎡） | ㎡<br>（　　㎡） | ㎡<br>（　　㎡） | |

| 既設学部等の状況 | 大学の名称 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 学部等の名称 | 修業年限 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 | 学位又は称号 | 開設年度 | 所在地 |
| | | 年 | 人 | 年次<br>人 | 人 | | | |

| 校舎 | 専用 | 共用 | 共用する他の学校等の専用 | 計 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | ㎡<br>（　　㎡） | ㎡<br>（　　㎡） | ㎡<br>（　　㎡） | ㎡<br>（　　㎡） | |

| 既設学部等の状況 | 大学の名称 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 学部等の名称 | 修業年限 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 | 学位又は称号 | 開設年度 | 所在地 |
| | | 年 | 人 | 年次<br>人 | 人 | | | |

| 校舎 | 専用 | 共用 | 共用する他の学校等の専用 | 計 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | ㎡<br>（　　㎡） | ㎡<br>（　　㎡） | ㎡<br>（　　㎡） | ㎡<br>（　　㎡） | |

（注）
1　共同学科等を設置する場合、別記様式第２号（その１の１）に加え、この書類を作成すること。
2　私立の大学の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
3　大学等の廃止の認可の申請を行おうとする場合は，「教育課程」，「校地等」，「校舎」，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」，「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
4　「教育課程」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。
5　空欄には，「－」又は「該当なし」と記入すること。

別記様式第２号（その２の１）

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

# 教　育　課　程　等　の　概　要

（〇〇学部〇〇学科等）

| 科目区分 | 授業科目の名称 | 配当年次 | 単位数 | | | 授業形態 | | | 専任教員等の配置 | | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 必修 | 選択 | 自由 | 講義 | 演習 | 実験・実習 | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 助手 | |
| 〇〇科目 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小計（　科目） | − | | | | − | | | | | | | | |
| △△科目 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小計（　科目） | − | | | | − | | | | | | | | |
| □□科目 〇〇科目 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小計（　科目） | − | | | | − | | | | | | | | |
| □□科目 △△科目 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小計（　科目） | − | | | | − | | | | | | | | |
| 合計（　　科目） | | − | | | | − | | | | | | | | |

| 学位又は称号 | | 学位又は学科の分野 | |
|---|---|---|---|

| 卒　業　要　件　及　び　履　修　方　法 | 授業期間等 | |
|---|---|---|
| | １学年の学期区分 | 期 |
| | １学期の授業期間 | 週 |
| | １時限の授業時間 | 分 |

（注）

1　学部等，研究科等若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には，授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等，研究科等若しくは高等専門学校の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。

2　私立の大学若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合，大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は，この書類を作成する必要はない。

3　開設する授業科目に応じて，適宜科目区分の枠を設けること。

4　「授業形態」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。

別記様式第２号（その２の２）

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

# 教育課程等の概要（共同学科等）

（共同○○学部○○学科等）

| 科目区分 | | 授業科目の名称 | 配当年次 | 開設大学 | 単位数 | | | 授業形態 | | | 専任教員等の配置 | | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 必修 | 選択 | 自由 | 講義 | 演習 | 実験・実習 | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 助手 | |
| ○○科目 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 小計（　科目） | ― | | | | | ― | | | | | | | | |
| △△科目 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 小計（　科目） | ― | | | | | ― | | | | | | | | |
| □□科目 | ○○科目 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 小計（　科目） | ― | | | | | ― | | | | | | | | |
| | △△科目 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 小計（　科目） | ― | | | | | ― | | | | | | | | |
| 合計（　　科目） | | | ― | | | | | ― | | | | | | | | |

| 学位又は称号 | | 学位又は学科の分野 | | |
|---|---|---|---|---|
| 卒業要件及び履修方法 | 開設大学 | 開設単位数（必修） | 授業期間等 | |
| | | | １学年の学期区分 | 期 |
| | | | １学期の授業期間 | 週 |
| | | | １時限の授業時間 | 分 |

（注）

1　共同学科等を設置する場合は，別記様式第２号（その２の１）に代えて，この書類を作成すること。

2　共同学科等を設置する場合は，この書類に加え，別記様式第２号（その２の１）の例により，構成大学別のものを作成すること。

3　学部等，研究科等若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には，授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等，研究科等若しくは高等専門学校の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。

4　私立の大学若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合，大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は，この書類を作成する必要はない。

5　開設する授業科目に応じて，適宜科目区分の枠を設けること。

6　「授業形態」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。

別記様式第２号（その３の１）

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

<table>
<tr><td colspan="5">授　　　業　　　科　　　目　　　の　　　概　　　要<br>（○○学部○○学科等）</td></tr>
<tr><td colspan="2">科目<br>区分</td><td>授業科目の名称</td><td>講義等の内容</td><td>備考</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

（注）

1　開設する授業科目の数に応じ，適宜枠の数を増やして記入すること。

2　私立の大学若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合，大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は，この書類を作成する必要はない。

別記様式第２号（その３の２）

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

# 授 業 科 目 の 概 要 （ 共 同 学 科 等 ）

（共同○○学部○○学科等）

| 科目区分 | | 開設大学 | 授業科目の名称 | 講義等の内容 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

（注）

1　共同学科等を設置する場合は，別記様式第２号（その３の１）に代えて，この書類を作成すること。

2　共同学科等を設置する場合は，この書類に加え，別記様式第２号（その３の１）の例により，構成大学別のものを作成すること。

3　開設する授業科目の数に応じ，適宜枠の数を増やして記入すること。

4　私立の大学若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合，大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は，この書類を作成する必要はない。

別記様式第３号（その１）

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

# 教　　員　　名　　簿

| 学　長　の　氏　名　等 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 調書番号 | 役職名 | フリガナ<br>氏名<br>＜就任(予定)年月＞ | 年齢 | 保有学位等 | 月額基本給（千円） | 現　職<br>(就任年月) |
| | | | | | | |

（注）　高等専門学校にあっては校長について記入すること。

別記様式第３号（その２の１）

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

# 教　員　の　氏　名　等

（○○学部○○学科等）

| 調書番号 | 専任等区分 | 職位 | フリガナ<br>氏名<br>＜就任(予定)年月＞ | 年齢 | 保有学位等 | 月額基本給(千円) | 担当授業科目の名称 | 配当年次 | 担当単位数 | 年間開講数 | 現職(就任年月) | 申請に係る大学等の職務に従事する週当たり平均日数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

（注）

1　教員の数に応じ，適宜枠を増やして記入すること。

2　私立の大学若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合又は大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合は，この書類を作成する必要はない。

3　「申請に係る学部等に従事する週当たりの平均日数」の欄は，専任教員のみ記載すること。

別記様式第３号（その２の２）

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

# 教　員　の　氏　名　等

（共同○○学部○○学科等）

| 調書番号 | 専任等区分 | 所属大学 | 職位 | フリガナ<br>氏名<br>＜就任(予定)年月＞ | 年齢 | 保有学位等 | 月額基本給（千円） | 担当授業科目の名称 | 配当年次 | 担当単位数 | 年間開講数 | 現職（就任年月） | 申請に係る大学等の職務に従事する週当たり平均日数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

（注）

1　共同学科等を設置する場合は，別記様式第３号（その２の１）に代えて，この書類を作成すること。

2　共同学科等を設置する場合は，この書類に加え，別記様式第３号（その２の１）の例により，構成大学別のものを作成すること。

3　教員の数に応じ，適宜枠を増やして記入すること。

4　私立の大学若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合又は大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合は，この書類を作成する必要はない。

5　「申請に係る学部等に従事する週当たりの平均日数」の欄は，専任教員のみ記載すること。

別記様式第３号（その３）

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

# 専任教員の年齢構成・学位保有状況

| 職　位 | 学　位 | 29 歳 以 下 | 30 ～ 39 歳 | 40 ～ 49 歳 | 50 ～ 59 歳 | 60 ～ 64 歳 | 65 ～ 69 歳 | 70 歳 以 上 | 合　計 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 教　授 | 博　士 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| | 修　士 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| | 学　士 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| | 短期大学士 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| | そ の 他 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| 准教授 | 博　士 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| | 修　士 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| | 学　士 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| | 短期大学士 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| | そ の 他 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| 講　師 | 博　士 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| | 修　士 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| | 学　士 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| | 短期大学士 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| | そ の 他 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| 助　教 | 博　士 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| | 修　士 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| | 学　士 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| | 短期大学士 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| | そ の 他 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| 合　計 | 博　士 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| | 修　士 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| | 学　士 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| | 短期大学士 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| | そ の 他 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |

（注）
1　この書類は，申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
2　この書類は，専任教員についてのみ，作成すること。
3　この書類は，申請又は届出に係る学部等の開設後，当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度（以下「完成年度」という。）における状況を記載すること。
4　専門職大学院の課程を修了した者に対し授与された学位については，「その他」の欄にその数を記載し，「備考」の欄に，具体的な学位名称を付記すること。

別記様式第４号（その１）

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

# 教　員　個　人　調　書

<table>
<tr><td colspan="6">履　　歴　　書</td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td></td><td rowspan="2">性別</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">生年月日（年齢）</td><td rowspan="2">年　月　日（満　歳）</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td>国　籍</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">現住所</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>月額基本給</td><td colspan="2">千円</td></tr>
<tr><td colspan="6">学　　歴</td></tr>
<tr><td>年　月</td><td colspan="5">事　　項</td></tr>
<tr><td>年　月<br>年　月<br>年　月</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="6">職　　歴</td></tr>
<tr><td>年　月</td><td colspan="5">事　　項</td></tr>
<tr><td>年　月<br>年　月<br>年　月</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="6">学 会 及 び 社 会 に お け る 活 動 等</td></tr>
<tr><td colspan="2">現在所属している学会</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>年　月</td><td colspan="5">事　　項</td></tr>
<tr><td>年　月<br>年　月<br>年　月</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="6">賞　　罰</td></tr>
<tr><td>年　月</td><td colspan="5">事　　項</td></tr>
<tr><td>年　月<br>年　月<br>年　月</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="6">現 在 の 職 務 の 状 況</td></tr>
<tr><td>勤　務　先</td><td>職名</td><td colspan="2">学部等又は所属部局の名称</td><td colspan="2">勤務状況</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="6">開 設 後 の 職 務 の 状 況</td></tr>
<tr><td>勤　務　先</td><td>職名</td><td colspan="2">学部等又は所属部局の名称</td><td colspan="2">勤務状況</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="6">上記のとおり相違ありません。<br>年　月　日<br>氏名　　　　印</td></tr>
</table>

（注）
1　この書類は，学長（高等専門学校にあっては校長）及び専任教員について作成すること。
2　医科大学又は医学若しくは歯学に関する学部若しくは学部の学科の設置の認可を受けようとする場合，附属病院の長についてもこの書類を作成すること。
3　「国籍」の欄は，当該学長等が外国籍である場合にのみ，その国名を記入すること。
4　「氏名」は，本人が自署すること。
5　印影は，印鑑登録をしている印章により押印すること。ただし，やむを得ない事由があるときは，省略することができる。この場合において，「氏名」は，旅券にした署名と同じ文字及び書体で自署すること。
6　押印した印章に係る印鑑登録証明書を添付すること。押印を省略した場合には，旅券の写しを添付すること。

別記様式第４号（その２）

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

# 教　育　研　究　業　績　書

年　月　日

氏名　　　　　印

| 研究分野 | 研究内容のキーワード |
| --- | --- |
| | |

| 教育上の能力に関する事項 | | |
| --- | --- | --- |
| 事項 | 年月日 | 概要 |
| 1　教育方法の実践例 | | |
| 2　作成した教科書，教材 | | |
| 3　教育上の能力に関する大学等の評価 | | |
| 4　実務の経験を有する者についての特記事項 | | |
| 5　その他 | | |

| 職務上の実績に関する事項 | | |
| --- | --- | --- |
| 事項 | 年月日 | 概要 |
| 1　資格，免許 | | |
| 2　特許等 | | |
| 3　実務の経験を有する者についての特記事項 | | |
| 4　その他 | | |

| 研究業績等に関する事項 | | | | |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 著書，学術論文等の名称 | 単著・共著の別 | 発行又は発表の年月 | 発行所，発表雑誌等又は発表学会等の名称 | 概要 |
| （著書）<br>1<br>2<br>3<br>: | | | | |
| （学術論文）<br>1<br>2<br>3<br>: | | | | |
| （その他）<br>1<br>2<br>3<br>: | | | | |

（注）
1　この書類は，学長（高等専門学校にあっては校長）及び専任教員について作成すること。
2　医科大学又は医学若しくは歯学に関する学部若しくは学部の学科の設置の認可を受けようとする場合，附属病院の長についてもこの書類を作成すること。
3　「研究業績等に関する事項」には，書類の作成時において未発表のものを記入しないこと。
4　「氏名」は，本人が自署すること。
5　印影は，印鑑登録をしている印章により押印すること。ただし，やむを得ない事由があるときは，省略することができる。この場合において，「氏名」は，旅券にした署名と同じ文字及び書体で自署すること。

別記様式第５号

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

# 教　員　就　任　承　諾　書

年　　月　　日

（申　請　者　名）　殿

氏名　　　　　　　　　　印

私は，○○大学の設置の認可の上は，○○学部○○学科の専任の教員として，○○年○○月○○日から就任し，下記の科目を担当することを承諾します。

記

・
・
・
・
・

（注）
1　この書類は，学長（高等専門学校にあっては校長）及び教員について作成すること。
2　医科大学又は医学若しくは歯学に関する学部若しくは学部の学科の設置の認可を受けようとする場合，附属病院の長についてもこの書類を作成すること。
3　「○○大学の設置」及び「○○学部○○学科」の部分については，認可の申請の内容に応じ，適切に表記を変更すること。
4　「○○学部○○学科の専任の教員」及び「就任し，下記の科目を担当する」の部分については，役職，授業科目の担当の有無等に応じ，適切に表記を変更すること。
5　「氏名」は，本人が自署すること。
6　印影は，印鑑登録をしている印章により押印すること。ただし，やむを得ない事由があるときは，省略することができる。この場合において，「氏名」は，旅券にした署名と同じ文字及び書体で自署すること。
7　専任教員として就任する者については，押印した印章に係る印鑑登録証明書を添付すること。押印を省略した場合には，旅券の写しを添付すること。ただし，別記様式第４号に添付したときはこの限りでない。

別記様式第６号

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

# 附 属 病 院 所 在 地 域 の 概 況 説 明 書

| 事項 | 記入欄 | | | | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人口及びその動態 | 区域 | 左の区域に含まれる市区町村名 | 人口 | 過去３年間における人口増減数 | | | 今後５年間における人口増減の見込み | |
| | | | | 年 | 年 | 年 | | |
| | 所在地からほぼ10㎞圏内にある市区町村の区域 | | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | | |
| | 所在地からほぼ20㎞圏内にある市区町村の区域 | | | | | | | |
| | 同一都道府県内 | ／ | | | | | | |
| 医療機関の配置状況 | 区域 | 医療機関数 | 保有病床数 | 医師数 | 医師一人当り人口 | 推定患者数（年間延べ） | | |
| | | | | | | 入院患者数 | 外来患者数 | |
| | 所在地からほぼ10㎞圏内にある市区町村の区域 | | 床 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| | 所在地からほぼ20㎞圏内にある市区町村の区域 | | | | | | | |
| | 同一都道府県内 | | | | | | | |
| 附属病院の患者確保の見通し | | | | | | | | |
| 附属病院と地域社会との連携関係 | | | | | | | | |

（注）

１　「人口及びその動態」及び「医療機関の配置状況」の欄に記入する数値について，その基礎となった調査統計等の名称及び調査時点を「備考」の欄に記入すること。

２　「所在地からほぼ10（20）㎞圏内にある市区町村の区域」とは，当該附属病院の所在する市区町村（政令指定都市の区を含む。）又は当該附属病院の所在地から直線距離で10（20）㎞以内に市区役所，町村役場が所在する市区町村の区域をいう。

別記様式第７号

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

# 附属病院の医師，歯科医師，看護師等の配置計画書

| 区分／職名 | 専任 | | | | | 兼任 | | | | | 計 | | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 開設時 | 第一年次 | 第二年次 | 第三年次 | 計 | 開設時 | 第一年次 | 第二年次 | 第三年次 | 計 | 開設時 | 第一年次 | 第二年次 | 第三年次 | 計 | |
| 医師 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| 歯科医師 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 薬剤師 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 看護師 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 准看護師 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 看護助手 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 診療放射線技師 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 診療エックス線技師 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 臨床検査技師 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 衛生検査技師 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 栄養士 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 歯科衛生士 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 歯科技工士 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 理学療法士 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 作業療法士 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 臨床工学技士 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の技術職員 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務員 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の職員 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| これらの職員の確保のための計画 | | | | | | | | | | | | | | | | |

（注）

1　医師及び歯科医師については，当該大学の教員である医師及び歯科医師の数をそれぞれ括弧書き（内数）で記入すること。

2　「その他の技術職員」とは，あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師等医療従事者をいう。

3　「これらの職員の確保のための計画」の欄には，医師，歯科医師，薬剤師，看護師，准看護師，診療放射線技師，診療エックス線技師，臨床検査技師，衛生検査技師，歯科衛生士及び歯科技工士の確保のための計画の概要について記入すること。

別記様式第８号

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

# 通　信　教　育　実　施　方　法　説　明　書

（〇〇学部〇〇学科等）

<table>
<tr><td colspan="6">通　信　教　育　を　開　設　す　る　学　部　等　の　計　画</td><td>備考</td></tr>
<tr><td colspan="2">主たる授業の方法</td><td>印刷教材</td><td>放送</td><td>メディア利用</td><td>面接</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">開設する授業科目の合計単位数</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">うち卒業又は修了に必要な単位数</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">通信教育に係る教員組織等の概要</td><td>職　　種</td><td>通信教育の課程を専ら担当</td><td>通学の課程を併せて担当</td><td>計</td><td></td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>専　任　教　員</td><td>人<br>()</td><td>人<br>()</td><td>人<br>()</td><td></td></tr>
<tr><td>兼　任　教　員</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td></td></tr>
<tr><td>指　導　補　助　者</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td></td></tr>
<tr><td>計</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">指導補助者の名称，役割，採用条件及び研修の方法</td><td colspan="4"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">事務職員等の概要</td><td>職　　種</td><td>専　任</td><td>兼　任</td><td>計</td><td></td><td rowspan="6"></td></tr>
<tr><td>事　務　職　員</td><td>人<br>()</td><td>人<br>()</td><td>人<br>()</td><td></td></tr>
<tr><td>技　術　職　員</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td></td></tr>
<tr><td>図書館専門職員</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の職員</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td></td></tr>
<tr><td>計</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="3">通　信　教　育　の　実　施　方　法</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">印刷教材授業の実施計画</td><td>利用する教材の特色</td><td></td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>学修過程の管理方法</td><td></td></tr>
<tr><td>試験の実施方法等</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">放送授業の実施計画</td><td>利用する技術の特色</td><td></td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>学修過程の管理方法</td><td></td></tr>
<tr><td>試験の実施方法等</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">メディア利用授業の実施計画</td><td>利用する技術の特色</td><td></td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>同時双方向性の確保</td><td></td></tr>
<tr><td>学修過程の管理方法</td><td></td></tr>
<tr><td>試験の実施方法等</td><td></td></tr>
</table>

面接授業の実施計画

| 実施期間 | 実施施設の名称及び所在地 | 授業科目の名称 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |

| 実施施設の名称 | 室の区分 | 室数 | 総面積 | 収容人員 |
|---|---|---|---|---|
| | | | ㎡ | 人 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

２０文科高第８０１４号
平成２１年３月１９日

各　公　私　立　大　学　長
各公私立高等専門学校長
大学を設置する各地方公共団体の長
各　公　立　大　学　法　人　の　理　事　長
大学を設置する各学校法人の理事長　殿
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放　送　大　学　学　園　理　事　長
高等専門学校を設置する各地方公共団体の教育委員会教育長
高等専門学校を設置する各学校法人の理事長

文部科学省高等教育局長
徳　永　　保

（印影印刷）

私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（通知）

標記のことについては，学校教育法第10条，同法施行令第26条第１項，第27条，同法施行規則第２条，並びに第19条に基づき，文部科学大臣へ届け出ることとされていますが，平成21年度以降は，下記のとおり取り扱うこととしましたので事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

なお，本通知に伴い，「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（20文科高第73号，平成20年４月24日付高等教育局長通知）」は廃止します。

記

１　私立（構造改革特別区域法第12条に基づき学校教育法第２条の特例として学校設置会社により設置される場合を含む。以下同じ。）の大学（短期大学を除く。以下同じ。），短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の学長（高等専門学校にあっては校長。以下同じ。）の決定の届出

①　提出書類
ア　届出書（別紙様式１）
イ　新学長の履歴書
②　提出時期　学長を決定した時。
③　提出部数　１部
④　提出先
ア　大学
大学振興課大学設置室
イ　短期大学
大学振興課短期大学係
ウ　高等専門学校
専門教育課高等専門学校係

2　公私立大学等の目的（公立を除く），名称，位置の変更（単なる住居表示の変更のみに係るものを除く）の届出

①　届出の種類

ア　私立大学等の目的の変更

イ　公私立大学等の名称の変更（大学の学部，学部の学科，大学院，大学院の研究科若しくは研究科の専攻，短期大学の学科又は高等専門学校の学科の名称の変更を含む。）

ウ　公私立大学等の位置の変更（二以上の校地において教育を行う場合にあっては，学長室若しくは校長室が設置され，又は表簿が備え付けられている等，当該大学等の管理に関して主たる機能を有する校地が移転する場合を「位置の変更」という。）

②　提出書類

ア　上記①の届出のうちア及びイ

（１）届出書（別紙様式２）

（２）変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）

（３）学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

イ　上記①の届出のうちウ

（１）届出書（別紙様式２）

（２）変更の事由及び時期等を記載した書類（別紙様式３）

（３）校地校舎等の図面（①最寄りの駅からの距離並びに当該大学等の学生が通常使用する当該最寄りの駅からの交通手段及び時間等を示した図面，②校舎及び運動場等の配置図，③校舎の平面図（当該届出に係る学部等が使用する部分を明確に示したもの））

③　提出時期

変更しようとする年度の前年度の４月１日から12月31日まで。ただし，特別の事情によりこれを過ぎる場合は，変更しようとする時。

④　提出部数　１部

⑤　提出先

ア　公立大学

大学振興課公立大学係

イ　私立大学

大学振興課大学設置室

ウ　短期大学

大学振興課短期大学係

エ　高等専門学校

専門教育課高等専門学校係

3　私立の大学の学部，大学院の研究科，短期大学の学科その他の組織の位置を，我が国から外国に，外国から我が国に，又は一の外国から他の外国に変更するときの届出

①　提出書類

（１）届出書（別紙様式２）

（２）変更の事由及び時期等を記載した書類（別紙様式３）

（３）学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

（４）校地校舎等の図面（①当該組織が設置される国及び行政区画等の位置を示した図面，②校舎及び運動場等の配置図，③校舎の平面図（当該届出に係る学部等が使用する部分を明確に示したもの））

② 提出時期

変更しようとする年度の前年度の４月１日から12月31日まで。ただし，特別の事情によりこれを過ぎる場合は，変更しようとするとき。

③ 提出部数　１部

④ 提出先

ア 大学

大学振興課大学設置室

イ 短期大学

大学振興課短期大学係

4 私立の大学，短期大学又は高等専門学校の校地，校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利を取得し，若しくは処分しようとするとき，又は用途の変更，改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更（以下，「校地・校舎等の変更等」という。）を加えようとするときの届出

① 提出書類

（１）届出書（別紙様式２）

（２）変更の事由及び時期等を記載した書類（別紙様式３）

（３）校地校舎等の図面（①最寄り駅からの距離並びに当該大学等の学生が通常使用する当該最寄り駅からの交通手段及び時間等を示した図面，②校舎及び運動場等の配置図，③校舎の平面図（当該届出に係る学部等が使用する部分を明確に示したもの））

② 提出時期

変更しようとする年度の前年度の４月１日から12月31日まで。ただし，特別の事情によりこれを過ぎる場合は，変更しようとする時。

③ 提出部数　１部

④ 提出先

ア 大学

大学振興課大学設置室

イ 短期大学

大学振興課短期大学係

ウ 高等専門学校

専門教育課高等専門学校係

※本件は，変更後の校地・校舎等が，大学設置基準等の各種基準に適合しているか否かを確認するための手続きであり，従来より，高等教育局私学部参事官室に届け出ることとされていた「校地・校舎の変更の届出」とは別のものとなりますので，ご留意ください（引き続き，高等教育局私学部参事官室に，別途，届け出る必要があります）。

※この通知における「校地・校舎等の変更等」とは，校舎面積の変更を伴う建物に関する権利の取得，処分若しくは用途の変更又は校地面積の変更を伴う土地に関する権利の取得，処分若しくは用途の変更その他これらに準ずる変更を指します。

5　公私立大学等の学則（学校教育法第４条第１項各号に掲げるもの）の変更の届出

①　届出の書類

（組織の設置に係るもの）

ア　公立大学の学部の学科の設置に伴うもの

イ　公私立短期大学の学科の専攻課程の設置に伴うもの（私立短期大学の学科の収容定員の変更を伴うものを除く）

ウ　公私立大学等の専攻科及び公私立の大学又は短期大学の別科の設置に伴うもの

（収容定員の変更に係るもの）

エ　公立大学の学部の学科又は公立短期大学の学科，公立高等専門学校の学科の収容定員の変更に伴うもの

オ　公私立大学の大学院の研究科の専攻の収容定員の変更に伴うもの

（組織の廃止に係るもの）

カ　公私立大学の学部の学科，大学院の研究科の専攻，短期大学の学科の専攻課程，高等専門学校の学科，専攻科，別科並びに大学又は短期大学の通信教育の廃止に伴うもの

（その他）

キ　上記以外の学則変更

②　提出書類

ア　上記①の届出のうちアからオ

（１）届出書（別紙様式２）

（２）変更の事由及び時期等を記載した書類（別紙様式３）

（３）学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

イ　上記①の届出のうちカ

（１）届出書（別紙様式２）

（２）廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類（様式任意）

（３）学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

ウ　上記①の届出のうちキ

（１）届出書（別紙様式２）

（２）変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）

（３）学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

③　提出時期

ア　上記①の届出のうちアからオ

設置又は変更しようとする年度の前年度の４月１日から12月31日まで。

イ　上記①のカ

在学生がいなくなることが確定した時。（廃止の日以前）

ウ　上記①のキ

公立にあっては変更した時，私立にあっては変更しようとする時。

④　提出部数　　１部

⑤　提出先

ア　公立大学（上記①のキのみに係る届出の場合）

大学振興課公立大学係

イ　公私立大学（上記アに基づき大学振興課公立大学係に提出したものを除く）

大学振興課大学設置室

ウ　短期大学

大学振興課短期大学係

エ　高等専門学校

専門教育課高等専門学校係

6　公私立の大学又は短期大学の通信教育に関する規程の変更

①　提出書類

ア　届出書（別紙様式２）

イ　変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）

ウ　学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

②　提出時期　変更しようとする時。

③　提出部数　１部

④　提出先

ア　公立大学

大学振興課公立大学係

イ　私立大学

大学振興課大学設置室

ウ　短期大学

大学振興課短期大学係

7　学生募集の停止の報告

学生募集の停止については，従前より文部科学省への報告をお願いしていたが，引き続き，学内における意思決定後速やかに報告を行うこととすること。

①　提出書類　報告書（別紙様式４）

②　提出時期　募集停止を決定した時

③　提出部数　１部

④　提出先

ア　公私立大学

大学振興課大学設置室

イ　公私立短期大学

大学振興課短期大学係

ウ　高等専門学校

専門教育課高等専門学校係

8　学則等の公開とこれに伴う措置

「大学による情報の積極的な提供について」（16文科高第958号，平成17年３月14日付高等教育局長通知）の趣旨を踏まえ，学則及び上記１～７により文部科学省に対し提出した書類について，広く一般に周知を図るため，それらをインターネット上のホームページにおいて掲載する等の情報提供を行っていただくようお願い致します。

なお，学則全文をインターネット上のホームページ上に掲載している場合，届出にあたって，学則を添付することは要しません。（別紙様式２注４参照）

（本件担当）
高等教育局大学振興課大学設置室
電話：03-5253-4111（内線3377）

別紙様式１

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

〇〇大学長の決定について（届出）

年　　月　　日

文　部　科　学　大　臣　殿

届出者の職名及び氏名　　　　　　　　㊞

このたび，〇〇大学長を決定しましたので，学校教育法第10条の規定により，下記のとおり届け出ます。

記

１　新旧学長名
　　（新学長）
　　（旧学長）

２　決定の時期　　　　　　　年　　月　　日

３　就任の時期　　　　　　　年　　月　　日（任期　　年）

４　決定の事由

（注）

１　短期大学，高等専門学校の学校種に応じ，「大学」，「学長」とある箇所については適切に表記を変更すること。

２　「届出者の職名及び氏名」は，本人が署名（法人にあっては，代表者が署名）し，又は記名押印すること。

３　「就任の時期」の「任期」については，任期制を用いない場合は「（任期の定めなし）」と記入すること。

４　「決定の事由」は，「任期満了」，「辞任」，「再任」等の理由を簡潔に記入すること。

別紙様式２

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

○○大学の○○の変更について（届出）

年　　月　　日

文　部　科　学　大　臣　殿

届出者の職名及び氏名　　　　　　　　㊞

このたび，下記の事項について，○○の規定により，別紙書類を添えて届け出ます。

記

（記載例）

- 大学の目的の変更
- ○○学部の名称の変更（○○学部）
- 大学の位置の変更
- ○○学部の通信教育に関する規程の変更
- 専攻科，別科，○○学部○○学科の設置（廃止）に係る学則変更
- ○○学科の専攻課程間（○○専攻，○○専攻）の収容定員の変更に係る学則変更
- ○○研究科の収容定員の変更に係る学則変更
- ○○学部の○○の変更に係る学則変更

（注）

1　表題については，必要に応じ，①「目的の変更」，②「名称の変更」，③「位置の変更」，④「学則の変更」（①～③及び⑤に該当するものを除く。），⑤「通信教育に関する規程の変更」のいずれかとし，これらの表題ごとにそれぞれ作成すること。

2　表題及び記載例の部分については，短期大学，高等専門学校の学校種に応じ，「大学」とある箇所について適切に表記を変更すること。

3　「届出者の職名及び氏名」は，本人が署名（法人にあっては，代表者が署名）し，又は記名押印すること。

4　通知本文「８　学則の公開とこれに伴う措置」に基づき学則の添付を省略する場合，「なお，学則については，全文をホームページ上で公表しており，添付を省略します。」と付記すること。

5　本通知の他，学校教育法施行令第２６条第１項，第２７条，同法施行規則第２条を参照し，届け出る事項につき正確に遺漏無く記載すること。

別紙様式３

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

# 変更の事由及び時期等を記載した書類

| 事　　　　項 | 記　　入　　欄 | 備　　考 |
|---|---|---|
| フリガナ<br>設置者 | | |
| フリガナ<br>大学の名称 | | |
| 大学本部の位置 | | |
| 変更の事由 | | |
| 変更の時期 | | |

| 届出学部等の概要 | 届出学部等の名称 | 修業年限 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 | 学位又は称号 | 開設時期及び開設年次 | 所在地 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 計 | 年 | 人 | 年次<br>人 | 人 | | 年　月<br>第　年次 | | |

| 同一設置者内における変更状況（定員の移行，名称の変更等） | | |
|---|---|---|

| 教育課程 | 届出学部等の名称 | 開設する授業科目の総数 講義 | 演習 | 実験・実習 | 計 | 卒業要件単位数 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 科目 | 科目 | 科目 | 科目 | 単位 | |

| 教員組織の概要 | | 学部等の名称 | 専任教員等 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 計 | 助手 | 兼任教員 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 届出分 | | 人<br>() | 人<br>() | 人<br>() | 人<br>() | 人<br>() | 人<br>() | 人<br>() |
| | 届出分 | | () | () | () | () | () | () | () |
| | 届出分 | 計 | () | () | () | () | () | () | () |
| | 既設分 | | () | () | () | () | () | () | () |
| | 既設分 | | () | () | () | () | () | () | () |
| | 既設分 | 計 | () | () | () | () | () | () | () |
| | 合計 | | () | () | () | () | () | () | () |

| 教員以外の職員 | 専任 | 兼任 | 計 |
|---|---|---|---|
| | 人<br>() | 人<br>() | 人<br>() |

| 校地等 | 専用 | 共用 | 共用する他の学校等の専用 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ |

| 校舎 | 専用 | 共用 | 共用する他の学校等の専用 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | ㎡<br>（　　㎡） | ㎡<br>（　　㎡） | ㎡<br>（　　㎡） | ㎡<br>（　　㎡） |

| 教室等 | 講義室 | 演習室 | 実験実習室 | 情報処理学習施設 | 語学学習施設 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 室 | 室 | 室 | 室<br>（補助職員　人） | 室<br>（補助職員　人） |

| 専任教員研究室 | 新設学部等の名称 | 室数 |
|---|---|---|
| | | 室 |

| 経費の見積り及び維持方法の概要 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 経費の見積り | 区分 | 開設年度 | 完成年度 | 区分 | 開設前年度 | 開設年度 | 完成年度 |
| | 教員１人当り研究費等 | 千円 | 千円 | 図書購入費 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | 共同研究費等 | 千円 | 千円 | 設備購入費 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 学生１人当り納付金 | 第１年次 | 第２年次 | 第３年次 | 第４年次 | 第５年次 | 第６年次 | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | |
| 学生納付金以外の維持方法の概要 | | | | | | | |

| 既設大学等の状況 | 大学の名称 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 学部等の名称 | 修業年限 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 | 学位又は称号 | 定員超過率 | 開設年度 | 所在地 |
| | | 年 | 人 | 年次<br>人 | 人 | | 倍 | | |

# 教　育　課　程　等　の　概　要

| 科目区分 | | 授業科目の名称 | 配当年次 | 単位数 | | | 授業形態 | | | 専任教員等の配置 | | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 必修 | 選択 | 自由 | 講義 | 演習 | 実験・実習 | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 助手 | |
| ○○科目 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 小計（　科目） | — | | | | — | | | | | | | | |
| △△科目 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 小計（　科目） | — | | | | — | | | | | | | | |
| □□科目 | ○○科目 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 小計（　科目） | — | | | | — | | | | | | | | |
| | △△科目 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 小計（　科目） | — | | | | — | | | | | | | | |
| 合計（　　科目） | | | — | | | | — | | | | | | | | |

| 学位又は称号 | | 学位又は学科の分野 | |
|---|---|---|---|

| 卒業要件及び履修方法 | 授業期間等 | |
|---|---|---|
| | 1学年の学期区分 | 期 |
| | 1学期の授業期間 | 週 |
| | 1時限の授業時間 | 分 |

（注）

1　「届出学部等の概要」の欄について

①　同一の学科が所在地の異なる複数のキャンパスに存在する等の場合は，備考欄にその旨を記載し，キャンパスごとの内訳をあわせて記載すること。

②　「届出学部等の名称」の欄には，当該届出に係る大学の学部，学科（学科に代えて置かれる課程を含む。）及び学科内の専攻等又は短期大学の学科，専攻課程，高等専門学校の学科（以下「学部，学科等」という。）の名称を記入すること。

③　「編入学定員」の欄には，編入学定員を設ける場合に，編入学を行う年次ごとに編入学定員を記入すること。

④　昼夜開講制を実施する場合には，入学定員，編入学定員及び収容定員を昼間主コース，夜間主コースに分けて記入すること。
ただし，昼間主コースと夜間主コースを分けない場合は，「備考」の欄にその旨記入すること。

⑤　「所在地」の欄には，当該学部，学科等の所在地を全て記入すること。サテライトキャンパスや通信教育のスクーリング施設等についても記入し，備考欄にその旨を記載すること。

⑥　収容定員変更の届出の場合には，「入学定員」，「編入学定員」及び「収容定員」の欄に変更後のそれぞれの定員（収容定員については学年進行終了時の数）を記入するとともに，それぞれの欄に，変更前の数を括弧書きで記入すること。

2　「教員組織の概要」の欄について

①　「届出分」の欄には，当該届出に係る学部，学科等の教員組織を記入すること。

②　「既設分」の欄には，他の学部，学科等（教養部など届出に係る学部，学科等と他の学部，学科等の間に共通する授業科目を担当する教員組織を含む。）の教員組織を記入すること。

③　学科単位（短期大学で専攻課程がある場合は専攻単位）で記入すること。但し，同一の学科が所在地の異なる複数のキャンパスに存在する等の場合は，備考欄にその旨を記載すること。

④　各欄には，学年進行終了時の数を記入し，括弧の中には，それぞれ開設時の数を記入すること。

⑤　「計」及び「合計」の欄には，実数を記入すること。

3　「教員以外の職員」の欄について

①　大学全体について記入すること。但し，キャンパスの所在地が異なる等の場合は，備考欄にその旨を記載すること。

②　各欄には，学年進行終了時の数を記入し，括弧の中には，それぞれ開設時の数を記入すること。

4　「校地等」の欄について
①　大学全体について記入すること。但し，キャンパスの所在地が異なる等の場合は，備考欄にその旨を記載すること。
②　寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設用地の面積を除いた面積を記入すること。なお，届出時において，学則変更時までに運動場又は校舎敷地として整備できる計画である場合には，校地面積に算入すること。
③　「借用分」の欄には，借用の面積を内数で記入するとともに，「備考」の欄に貸与者及び借用期間を記入すること。
④　「共用」の欄には，他の学校等と共用する校地等について記入し，「備考」の欄に共用する学校等の名称及び収容定員（共用する学校等が大学，短期大学，高等専門学校以外（高校以下の学校種，専修学校等）の場合には，名称，収容定員及び当該学校を所管する地方自治体等が規定する面積基準）を記入すること。
5　「校舎」の欄について
①　大学全体について記入すること。但し，キャンパスの所在地が異なる等の場合は，備考欄にその旨を記載すること。
②　各欄には，学年進行終了時の数を記入し，括弧の中には，それぞれ開設時の数を記入すること。
③　「共用」の欄には，他の学校等と共用する校舎について記入し，「備考」の欄に共用する学校等の名称及び収容定員（共用する学校等が大学，短期大学，高等専門学校以外（高校以下の学校種，専修学校等）の場合には，名称，収容定員及び当該学校を所管する地方自治体等が規定する面積基準）を記入すること。
6　「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄について
①　当該届出に係る学部，学科等について記入すること。
②　「教員１人当たりの研究費等」の欄については，教員１人当たりの研究費と研究旅費の合計を記入すること。
③　位置変更の届出の場合には，「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄は記入しないこと。
7　「既設大学等の状況」の欄について
①　設置者が既に設置している大学の学部，学部の学科，短期大学の学科及び高等専門学校の学科について，大学，短期大学又は高等専門学校ごとに，届出時の状況を記入すること。
②　「定員超過率」の欄については，届出年度から過去４年間（修業年限が６年の学部の学科については過去６年間，短期大学にあっては，修業年限が３年の学科については過去３年間，修業年限が２年の学科については過去２年間，高等専門学校にあっては，過去５年間）の入学定員に対する入学者の割合の平均を小数点第２位まで（小数点第３位を切り捨て）記入すること。
　学部単位の定員超過率についても記入すること。
8　「教育課程等の概要」の欄について
①　当該届出に係る学部，学科等の授業科目について，区分ごとに記入すること。
②　「専任教員等の配置」の欄には，当該授業科目を担当する専任教員又は助手の数について，実人数を記入すること。「小計」の欄に科目区分ごとの実数を記入し，「合計」の欄に届出に係る学部等の教員組織全体の実数を記入すること。
③　収容定員変更及び位置変更の届出の場合には，「教育課程等の概要」の欄は記入しないこと。
9　本様式に代えて，電子的方法，磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる届出を行っても差し支えないこと。

【専攻科，別科の届出について】
①　専攻科，別科の届出にあっては，上記の「学部，学科等」を「専攻科」又は「別科」と読み替えること。
②　当該届出に係る専攻科に基礎となる学部，学科等がある場合には，「届出学部等の名称等」の欄中，「備考」の欄に当該学部，学科等の名称を記入すること。
③　「既設大学等の状況」の欄には，当該届出に係る大学の学部，学科等についても記入すること。

【大学院等の届出について】
①　大学院の場合にあっては，上記の「学部，学科等」を「研究科，専攻及び課程」と読み替えること。また，「既設大学等の状況」の欄には，当該届出に係る大学の学部，学科等についても記入すること。
②　当該届出に係る大学院の研究科及び研究科の専攻に基礎となる学部等がある場合には，「届出学部等の名称等」の欄中，「備考」の欄に当該学部，学科等の名称を記入すること。
③　専ら夜間において教育を行う場合又は大学院設置基準（昭和４９年文部省令第２８号）第１４条による教育方法の特例を実施する場合には，「届出学部等の名称等」の欄中，「備考」の欄にその旨を記入すること。
④　専門職大学院の場合にあっては，「届出学部等の名称等」の「備考」の欄に「専門職大学院」と記入すること。

【高等専門学校等の届出について】
①　高等専門学校の場合にあっては，「大学又は大学院の名称」を「高等専門学校の名称」と，「大学本部の位置」を「高等専門学校本部の位置」と，「既設大学等の状況」の欄の「大学の名称」を「高等専門学校の名称」とすること。
②　「教員組織の概要」の欄の「学部，学科その他の名称」については，一般科目と専門科目の学科に区分し，「授業科目の概要」の欄には，当該届出に係る学科の授業科目について，一般科目及び専門科目ごとに区分して記入すること。

別紙様式４

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

○○大学○○学部○○学科の学生募集停止について（報告）

年　　月　　日

文　部　科　学　大　臣　殿

報告者の職名及び氏名　　　　　　　　　　㊞

このたび，○○大学○○学部○○学科の学生募集を停止することとしたので，下記のとおり報告します。

記

１　募集停止する学部，学科及び定員

| | 入学定員 | 収容定員 |
|---|---|---|
| ○○学部 | | |
| ○○学科 | ○○人 | ○○人 |

２　募集停止の時期

年　　月　　日

３　募集停止する理由

（例）募集停止する○○学部○○学科を改組転換して，新たに○○学部を設置するため。

（改組転換の全体図は別紙のとおり）

４　今後の取扱い

（例）在校生が卒業するのを待って廃止する予定。なお，廃止するまでの間の在校生への教育条件の維持には万全を尽くすこととしたい。

所属教職員並びに施設・設備については，すべて新設される○○学部に移管する。

５　募集停止に係る決議等を行った年月日

（例）理事会　　　年　　月　　日

教授会　　　年　　月　　日

（注）

① 学生募集停止の報告を求める対象は，大学，大学の学部，学部の学科，短期大学，短期大学の学科，学科の専攻課程，大学の大学院，大学院の研究科，研究科の専攻及び専攻に係る課程の募集停止，高等専門学校並びに高等専門学校の学科とし，改組転換などの理由を問わず学内における意思決定後速やかに報告を行うこと。

② 「３　募集停止する理由」欄には，改組転換や入学定員の減少等，募集停止に至った理由を詳細に記述すること。また，既存の学部等を廃止し，新設する学部等に改組転換する等の場合には，全体がわかる資料を添付すること。

③ 「４　今後の取扱い」欄には，在校生への教育条件の確保や教職員の身分保障，施設設備の取扱い等について詳細に記述すること。

④ 本件における学則の変更に当たっては，附則等において当該学生募集停止学部等の名称，教育課程等が引き続き記載されるよう留意すること。

## 【事前相談書類作成・記入要領】

※大学の設置等に係る提出書類作成の手引き（平成21年度改訂版）より抜粋

大学等の設置等を行う場合は、申請等を行う前に、以下の事項に該当するか否かを、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会（以下、「運営委員会」という。）に相談することができます。この場合の手続は以下のとおりとします。

### Ⅰ　事項

１．教員審査の省略

当該案件の「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則　第２条～第６条」に係る教員審査省略の該当の適否

２．認可又は届出

当該案件の「学校教育法第４条第２項」に係る届出の該当の適否

３．名称変更

当該案件の「学校教育法施行規則第２条」に係る届出の該当の適否

### Ⅱ　様式及び提出部数

１．「教員審査の省略」「認可又は届出」部数：２０部

① 設置計画の概要

② 教育課程等の概要

※①②の順にまとめて左上ホッチキス止めにしてください。
書類の量の多い場合は，適宜，クリップやファイル等で綴じてください。

２．「名称変更」部数：２０部

① 名称変更の概要

② 設置時からの組織の変更状況

③ 設置時からの教育課程の変更状況

※①②③の順にまとめて左上ホッチキス止めにしてください。
書類の量の多い場合は，適宜，クリップやファイル等で綴じてください。

３．１、２ともに担当者の連絡先を記載した書類を別途添付してください。
（様式自由）　部数：　１部

### Ⅲ　提出先・受付期間

高等教育局大学設置室（短期大学に係る名称変更については大学振興課短期大学係）

| | 受　付　期　間 | 開　催　予　定　日 |
|---|---|---|
| 1 | 平成２１年　２月　２日（月）～　２月　６日（金） | 平成２１年　３月２４日(火) |
| 2 | 平成２１年　４月２７日（月）～　５月　７日（木） | 平成２１年　６月１８日(木) |
| 3 | 平成２１年　７月　６日（月）～　７月１０日（金） | 平成２１年　８月２１日(金) |
| 4 | 平成２１年１０月２６日（月）～１０月３０日（金） | 平成２１年１２月１８日(金) |
| 5 | 平成２１年１１月２０日（金）～１１月２７日（金） | 平成２２年　１月２９日(金) |
| 6 | 平成２２年　２月　１日（月）～　２月　５日（金） | 平成２２年　３月２４日(水) |

【注意点】

- 　実際に届出又は申請を行った際、事前相談を受けた内容と変更があった場合は、事前相談の結果は無効になりますので計画を十分に検討し、内容が確定した時点で事前相談を行ってください。
- 　事前相談書類に記載されていない事項等で、実際に届出又は申請を行った際に法令に適合しないことが判明した場合等は、事前相談の結果に関わらず届出の不受理、措置命令等を行う場合があります。

## Ⅳ　「教員審査の省略」，「認可又は届出」時の記入方法

１．設置計画の概要

（１）『事前相談事項』の項には，「教員審査の省略」，「認可又は届出」のいずれかを記入してください。

（２）『計画の区分』の項には，以下の区分の別を記入してください。

・学部の設置
・学部の学科の設置
・短期大学の学科の設置
・研究科の設置
・研究科の専攻の設置（又は研究科の専攻の課程変更）

（３）『新設学部等において養成する人材像』及び『既設学部等において養成する人材像』の項には，当該学部等において，①どのような人材を養成するのか，②学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的，③卒業後の進路等をそれぞれ具体的に記入してください。

（４）『新設学部等において取得可能な資格』及び『既設学部等において取得可能な資格』の項には，取得可能な資格を一覧でわかりやすく整理してください。なお，記入に当たり，①国家資格か，民間資格か，②資格取得が可能なのか，受験資格が取得できるのか，③資格取得が卒業（修了）要件なのか，追加して科目を履修する必要があるかなどについて，明確に分類してください。

（５）『新設学部等の概要』

①　『新設学部等の名称』の項には，当該申請に係る学部等の名称を記入してください。

②　『修業年限』『入学定員』『編入学定員』『収容定員』の項には，学年進行終了時の状況を記入してください。

　なお『編入学定員』の項は，編入学定員を設ける場合に，編入学を行う年次ごとに記入してください。

③　『学位又は称号』の項には，当該学科等において授与する学位の名称を記入してください。

④　『学位又は学科の分野』の項には，「学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成15年3月31日文部科学省告示第39号）」の別表に定める学位の分野のうち該当する分野を記入してください。

　なお，分野が学際領域である場合は，<u>カリキュラムの柱として位置づけられる分野</u>を記入してください。

⑤　『開設時期』の項には，新設学部等が開設する時期を記入してください。

⑥　『専任教員』の項には，学年進行終了時に新設学部等に所属している専任教員の人数を，届出又は申請時の所属学科等ごとに分類して記入してください。

なお，他の大学や企業に所属している者を新たに採用する場合は「新規採用」として人数を記入してください。

（6）『既設学部等の概要』

① 『既設学部等の名称』の項には，（ア）設置する学部等において授与する学位と同一の種類及び分野の学位を届出時に授与している既設の学部等のうち，新設学部等の基礎となる学部等，（イ）新設学部等に一部の専任教員が所属を移行する既設の学部等の名称をすべて学科等ごとに記入してください。

なお，定員の振替は設置届出の要件に該当するか否かには関係ありませんので，新設学部等への定員の振替があっても記入する必要はありません。

② 『修業年限』『入学定員』『編入学定員』『収容定員』『授与する学位等』『開設時期』の項については，上記（5）『新設学部等の概要』の②～⑤を参考に，届出又は申請時の状況を記入してください。

③ 『専任教員』の項には，新設学部等の学年進行終了時における所属ごとの人数を記入してください（異動のない場合も含む。）。

兼任教員になるなど，専任教員でなくなる場合の所属は「その他」，退職をしている場合は「退職」と記入してください。

２．教育課程等の概要（事前相談）

（1）「教員審査の省略」及び「認可又は届出」の場合に，以下の①～③それぞれについて学科等ごとに作成してください。

① 新設学部等

② １．設置計画の概要（6）「既設学部等の概要」①（ア）に該当するすべての学科等。（イ）のみに該当する学科等については作成する必要はありません。

③ 通学課程と通信教育課程を併せ置く学部等に係る設置の場合は，設置前，設置後における両課程についてそれぞれ作成してください。

（2）「教育課程等の概要（様式第２号（その２の１）または様式第２号（その２の２））」（４５頁参照）の記入方法を参考に作成してください。なお，「備考欄」に係る兼任・兼担教員の配置が事前相談書類提出時までに決まっていない場合は，人数については記入する必要はありません。

## Ⅴ 「名称変更」時の記入方法

１．名称変更の概要

（1）『計画の区分』の項には，以下の区分の別を記入してください。

- 大学（又は短期大学）の名称変更
- 学部の名称変更
- 学部の学科の名称変更
- 短期大学の学科の名称変更
- 研究科の名称変更
- 研究科の専攻の名称変更

（2）『名称変更の内容』の項には，具体的な変更内容を記入してください。

また，日本語名称だけでなく，英訳名も記入してください。

（3）『新名称の対象年次』には，何年次の学生から変更後の名称を適用するかを記入してください。なお，在校生も含めて対象とする場合は，「１～４年次」のように記入し

てください。
（４）『名称変更の理由』の項には，当該名称変更を要する具体的な理由を記入してください。
（５）『在校生への対応』の項には，当該名称変更に際して，学生や保護者等から同意を得ているのか否かについて記入してください。また，同意を得ている場合は，①「いつ」，②「どこで」，③「誰に対して」，④「どのような方法で」，⑤「どの程度の」同意を得たか（又は得る予定か）など具体的に記入してください。

２．設置時からの組織の変更状況
（１）この書類は，名称変更しようとする学部等が認可又は届出により設置されて以降，当該学部等の同一性が確保されていることを確認するためのものです。当該学部等が認可又は届出により設置した時期を起点として，名称変更に至るまでの組織の変更状況を記入してください。
（２）『開設又は変更時期』の項には，開設又は変更を行った時期を記入してください。
（３）『変更内容』の項には，例えば，学部の名称変更であれば当該学部及び当該学部に設けられた学科（当該学部以下）すべて，学部の学科の名称変更であれば当該学科のみについて記入してください。
（４）『学位又は学科の分野』の項には，各学科等において授与する学位の分野について，設置又は変更後の「学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成１５年文部科学省告示第３９号）」に従って記入してください。平成１５年度以前の学科等の分野については，認可時の分野を記入してください。
（５）『手続きの区分』の項には，設置認可，設置届出，名称変更，学則変更（設置又はカリキュラム変更に関するもの），学生募集停止の別を記入してください。

３．設置時からの教育課程の変更状況
（１）この書類は，名称変更しようとする学部等が設置されて以降，当該学部等の同一性が確保されていることを，カリキュラム面から確認するためのものです。名称変更しようとする学部等が認可又は届出により設置した時期からの教育課程の変更状況について，学科等ごとに作成してください。
（２）通学課程と通信教育課程を併せ置く学部等に係る名称変更の場合は，両課程についてそれぞれ作成してください。
（３）基本的には，「教育課程等の概要（様式第２号（その２の１）または様式第２号（その２の２））」（４５頁参照）の記入方法を参考に作成しつつ，以下の点に留意してください。
　①　【設置時】には，当該学部等を設置した時期を（　）書きで記入してください。
　②　【名称変更前】の「変更内容」の項には【設置時】からの変更内容を，【名称変更後】の「変更内容」の項には【名称変更前】からの変更内容をそれぞれ記入してください。変更内容は，『新設』『廃止』『統合』『分割』『名称変更』等の別を記入してください。設置時以降，名称変更前までカリキュラムに変更がない場合は，【設置時】及び【名称変更後】のみ作成し，【名称変更前】は作成する必要はありません。
　また，変更内容が『統合』や『分割』等の場合は，表と表の間に矢印を付すなどして，対応関係がわかるようにしてください。

（作成例）

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

# 設　置　計　画　の　概　要

| 事　　　　　項 | 記　　　　　入　　　　　欄 |
|---|---|
| 事前相談事項 | 認可又は届出 |
| 計画の区分 | 学部の設置 |
| フリガナ<br>設置者 | ｶﾞｯｺｳﾎｳｼﾞﾝ　ﾄﾗﾉﾓﾝｶﾞｸｴﾝ<br>学校法人　虎ノ門学園 |
| フリガナ<br>大学の名称 | ﾄﾗﾉﾓﾝﾀﾞｲｶﾞｸ<br>虎ノ門大学（The University of Toranomon） |
| 新設学部等において養成する人材像 | ①……………………………………………………………………<br>②……………………………………………………………………<br>③…………………………………………………………………… |
| 既設学部等において養成する人材像 | ①……………………………………………………………………<br>②……………………………………………………………………<br>③…………………………………………………………………… |
| 新設学部等において取得可能な資格 | 【国際関係学部 国際文化学科】<br>・中学・高校教員１種（国語，社会）<br>① 国家資格，② 資格取得可能<br>③ 卒業要件単位に含まれる科目のほか，教職関連科目の履修が必要<br>・図書館司書<br>① 国家資格，② 資格取得可能<br>③ 卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで取得可能だが，資格取得が卒業の必須条件ではない。<br>【国際関係学部 国際開発学科】<br>・中学・高校教員１種（国語，社会）<br>① 国家資格，② 資格取得可能<br>③ 卒業要件単位に含まれる科目のほか，教職関連科目の履修が必要 |
| 既設学部等において取得可能な資格 | ※ 上記「新設学部等」の欄と同様に記載してください。 |

| | 新設学部等の名称 | | 修業年限 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 | 授与する学位等 学位又は称号 | 学位又は学科の分野 | 開設時期 | 専任教員 異動元 | 助教以上 | うち教授 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 新設学部等の概要 | 国際関係学部 | 国際文化学科 | 4 | 80 | － | 320 | 学士（国際文化学） | 文学関係<br>社会学・社会福祉学関係 | 平成22年4月 | 文学部歴史文化学科 | 5 | 3 |
| | | | | | | | | | | 文学部言語学科 | 4 | 2 |
| | | | | | | | | | | 法学部法律学科 | 1 | 1 |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 計 | 10 | 6 |
| | | 国際開発学科 | 4 | 120 | － | 480 | 学士（国際開発学） | 文学関係<br>経済学関係 | 平成22年4月 | 文学部歴史文化学科 | 2 | 1 |
| | | | | | | | | | | 文学部言語学科 | 3 | 1 |
| | | | | | | | | | | 経済学部経済学科 | 3 | 3 |
| | | | | | | | | | | 新規採用 | 2 | 1 |
| | | | | | | | | | | 計 | 10 | 6 |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 計 | 0 | 0 |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 計 | 0 | 0 |

| | 既設学部等の名称 | | 修業年限 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 | 授与する学位等 学位又は称号 | 学位又は学科の分野 | 開設時期 | 専任教員 異動先 | 助教以上 | うち教授 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 既設学部等の概要（現在の状況） | 文学部（廃止） | 歴史文化学科 | 4 | 60 | － | 240 | 学士（文学） | 文学関係 | 昭和40年4月 | 国際関係学部国際文化学科 | 5 | 3 |
| | | | | | | | | | | 国際関係学部国際開発学科 | 2 | 1 |
| | | | | | | | | | | その他 | 1 | 1 |
| | | | | | | | | | | 退職 | 1 | 1 |
| | | | | | | | | | | 計 | 9 | 6 |
| | | 言語学科 | 4 | 80 | － | 320 | 学士（文学） | 文学関係 | 平成2年4月 | 国際関係学部国際文化学科 | 4 | 2 |
| | | | | | | | | | | 国際関係学部国際開発学科 | 3 | 1 |
| | | | | | | | | | | その他 | 1 | 1 |
| | | | | | | | | | | 退職 | 1 | 1 |
| | | | | | | | | | | 計 | 9 | 5 |
| | 法学部 | 法律学科 | 4 | 150 | － | 600 | 学士（法学） | 法学関係 | 昭和40年4月 | 国際関係学部国際文化学科 | 1 | 1 |
| | | | | | | | | | | 法学部法律学科 | 15 | 6 |
| | | | | | | | | | | 退職 | 1 | 1 |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 計 | 17 | 8 |
| | 経済学部 | 経済学科 | 4 | 120 | 3年次<br>10 | 500 | 学士（経済学） | 経済学関係 | 昭和45年4月 | 国際関係学部国際開発学科 | 3 | 3 |
| | | | | | | | | | | 経済学部経済学科 | 13 | 6 |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 計 | 16 | 9 |

【備考欄】

（作成例）

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

# 教育課程等の概要（事前相談）

（法学部法学科）

| 科目区分 | 授業科目の名称 | 配当年次 | 単位数 | | | 授業形態 | | | 専任教員等の配置 | | | | | 備考 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 必修 | 選択 | 自由 | 講義 | 演習 | 実験・実習 | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 助手 | | |
| 専門基礎科目 | ●●●概論 | 1前 | 2 | | | ○ | | | 1 | 1 | | | | | |
| | ○○○概論（基礎） | 1前 | 2 | | | ○ | | | 2 | 1 | | | | | ｵﾑﾆﾊﾞｽ |
| | ◇◇◇◇ | 1･2後 | | 2 | | ○ | | | | | | | | 兼2 | |
| | △△△論Ⅰ（基礎） | 1･2前 | | 2 | | ○ | | | | 1 | | | | | |
| | △△△論Ⅱ（応用） | 1･2後 | | 2 | | ○ | | | | 1 | | | | | |
| | △△△論Ⅲ（発展） | 2･3前 | | 2 | | ○ | | | 1 | | | | | | |
| | ×××論 | 2前 | | 2 | | ○ | | | | | | | | 兼1 | |
| | ＄＄＄学 | 2前 | | 2 | | ○ | | | | | | | | 兼1 | |
| | ％％％学 | 2前 | | 2 | | ○ | | | | | 1 | | | 兼1 | |
| | ＃＃＃史 | 1･2後 | | 2 | | ○ | | | | | 1 | | | | |
| | ＊＊＊法 | 1･2後 | | 2 | | ○ | | | | | | | | 兼2 | |
| | ◎◎◎法 | 2･3後 | | 2 | | ○ | | | | | | | | 兼2 | |
| | △△△史 | 1･2前 | | 2 | | ○ | | | | 1 | | 1 | | | |
| | ○○○概論 | 1･2後 | | 2 | | ○ | | | | | 1 | | | | 集中 |
| | ○○○総論 | 1･2前 | | 2 | | ○ | | | | | | | | 兼1 | |
| | △▼△論 | 1･2後 | | 2 | | ○ | | | 1 | 1 | | 1 | | | |
| | ×××Ⅰ（基礎） | 1･2前 | 2 | | | ○ | | | 1 | | | | | | |
| | ×××Ⅱ（応用） | 2･3後 | 2 | | | ○ | | | 2 | | | | | | |
| | ■■■基礎演習 | 2後 | 2 | | | | ○ | | 2 | | | | | | |
| | 小計（19科目） | － | 10 | 28 | 0 | － | | | 6 | 3 | 2 | 2 | 0 | 兼8 | － |
| 専門応用科目 | ○○○概論（応用） | 3後 | 2 | | | ○ | | | 2 | | | | | | |
| | ■■■■論 | 2･3後 | 2 | | | ○ | | | 1 | 1 | | | | | |
| | ○○○法 | 2･3前 | | 2 | | ○ | | | | 1 | | | | | ﾒﾃﾞｨｱ |
| | ◇◇◇法 | 2･3前 | | 2 | | ○ | | | | 1 | | 1 | | | ﾒﾃﾞｨｱ |
| | ◇◇◇史 | 3･4前 | | 2 | | ○ | | | | | 1 | | | | ﾒﾃﾞｨｱ |
| | ▼▼▼▼総論 | 3･4前 | 2 | | | ○ | | | 1 | | | | | | |
| | □□□学 | 3･4後 | | 2 | | ○ | | | | | | | | 兼2 | |
| | ＄＄＄論 | 3･4後 | | 2 | | ○ | | | | | | | | 兼2 | |
| | ▽▽▽学 | 3後 | | 2 | | ○ | | | | | | | | 兼1 | |
| | ＃＃＃学（応用） | 4後 | | 2 | | ○ | | | 1 | 1 | | | | | |
| | ○○○研究 | 3後 | | 2 | | | ○ | | 3 | | | | | | |
| | ×××研究 | 3後 | | 2 | | | ○ | | 2 | 1 | | | | | |
| | □□□発展演習 | 4後 | | 2 | | | ○ | | 3 | | | | | | ※実験 |
| | ■■■発展演習 | 4後 | | 2 | | | ○ | | 2 | 1 | | | | | ※実験 |
| | ◆◆◆発展演習 | 4後 | | 2 | | | ○ | | 3 | | | | | | |
| | 小計（15科目） | － | 6 | 24 | 0 | － | | | 9 | 4 | 1 | 1 | 0 | 兼3 | － |
| | 総合演習 | 3通 | 4 | | | | ○ | | 9 | 2 | | | | | |
| | 卒業論文 | 4通 | 4 | | | | ○ | | 9 | 2 | | | | | |
| | 小計（２科目） | － | 8 | 0 | 0 | － | | | 9 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | － |
| 合計（１２科目） | | － | ○○ | ○○ | ○○ | － | | | 10 | 6 | 2 | 2 | 0 | 兼11 | － |

| 学位又は称号 | 学士（法律学） | 学位又は学科の分野 | 法学関係 |
|---|---|---|---|

| 卒業要件及び履修方法 | 授業期間等 | |
|---|---|---|
| 必修科目２４単位，専門基礎科目の選択科目から２２単位、専門応用科目の選択科目から１８単位以上を修得し、１２４単位以上修得すること。<br>（履修科目の登録の上限：○○単位（年間）） | １学年の学期区分 | ２学期 |
| | １学期の授業期間 | １５週 |
| | １時限の授業時間 | ９０分 |

（作成例）

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

# 名　称　変　更　の　概　要

| 事　　　　項 | 記　　　入　　　欄 |
| --- | --- |
| 計　画　の　区　分 | 学部及び学部の学科の名称変更 |
| フ　リ　ガ　ナ<br>設　　置　　者 | ｶﾞｯｺｳﾎｳｼﾞﾝ　ﾄﾗﾉﾓﾝｶﾞｸｴﾝ<br>学校法人　虎ノ門学園 |
| フ　リ　ガ　ナ<br>大　学　の　名　称 | ﾄﾗﾉﾓﾝﾀﾞｲｶﾞｸ<br>虎ノ門大学 |
| 名称変更の内容 | （現在の名称）　　　（変更後の名称）<br>○ ○ 学 部　→　◎ ◎ 学 部<br>英訳名（　　　）　英訳名（　　　）<br>□ □ 学 科　→　△ △ 学 科<br>英訳名（　　　）　英訳名（　　　）<br>☆ ☆ 学 科　　☆ ☆ 学 科<br>英訳名（　　　）　英訳名（　　　） |
| 名称変更の時期 | 平成　　年　　月　　日 |
| 新名称の対象年次 | 第１年次 |
| 名称変更の理由 | ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ |
| 在校生への対応 | ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ |

（作成例）

（用紙　日本工業規格A4縦型）

# 設　置　時　か　ら　の　組　織　の　変　更　状　況

| 開設又は変更時期 | 変　更　内　容 | 学位又は学科の分野 | 手続きの区分 |
|---|---|---|---|
| 平成8年4月 | 社会福祉学部社会福祉学科 | 社会学･社会福祉学 | 設置認可(学部) |
| | 社会福祉学部福祉心理学科　設置 | 文学<br>社会学･社会福祉学 | |
| 平成16年4月 | 心理学部心理学科　設置 | 文学 | 設置届出(学科) |
| | 社会福祉学部社会福祉学科のカリキュラム変更 | 社会学･社会福祉学 | 学則変更 |
| | 社会福祉学部保健福祉学科 | 社会学･社会福祉学<br>保健衛生 | 設置届出(学科) |
| | 社会福祉学部福祉心理学科の学生募集停止 | － | 学生募集停止(学科) |
| 平成22年4月 | 社会福祉学部 → 総合福祉学部<br>保健福祉学科 → 医療福祉学科 | 社会学･社会福祉学<br>保健衛生 | 名称変更(学部) |

（作成例）

# 設置時からの教育課程の変更状況

## 【 設置時（昭和〇〇年４月） 】

（法学部法律学科）

| 科目区分 | | 授業科目の名称 | 単位数 必修 | 選択 | 自由 |
|---|---|---|---|---|---|
| 共通教養科目 | 教養教育科目 | ●●●●入門 | 2 | | |
| | | ◇◇◇史 | | 2 | |
| | | ？？？論 | | | |
| | | ΣΣΣ学 | | | |
| | | @@@学 | | 2 | |
| | | △△△法 | | 2 | |
| | | ▲▲▲法 | | 2 | |
| | | %%%% | | 2 | |
| | 外国語科目 | ○○語 | 2 | | |
| | | ××語 | | 2 | |
| | 体育 | スポーツ実技（♯♯） | | 2 | |
| | | スポーツ実技（▼▼） | | 2 | |
| 専門科目 | 専門基礎科目 | ●●●概論 | 2 | | |
| | | △△△総論 | 2 | | |
| | | ×××論 | | 2 | |
| | | ＄＄＄学 | | 2 | |
| | | %%%学 | | 2 | |
| | | ♯♯♯史 | | 2 | |
| | | ＊＊＊法 | | 2 | |
| | | ◎◎◎法 | | 2 | |
| | | ○○○概論 | | 2 | |
| | | ○○○総論 | | 2 | |
| | | ×××Ⅰ（基礎） | 2 | | |
| | | ×××Ⅱ（応用） | 2 | | |
| | | ■■■基礎演習 | 2 | | |
| | | 小計（19科目） | 10 | 28 | 0 |
| | 専門応用科目 | ○○○概論（応用） | 2 | | |
| | | ■■■■論 | 2 | | |
| | | ○○○法 | | 2 | |
| | | ◇◇◇法 | | 2 | |
| | | | | 2 | |
| | | ▼▼▼▼総論 | 2 | | |
| | | □□□学 | | 2 | |
| | | ＄＄＄論 | | 2 | |
| | | ▽▽▽学 | | 2 | |
| | | ♯♯♯学（応用） | | 2 | |
| | | ○○○研究 | | 2 | |
| | | ×××研究 | | 2 | |
| | | ◆◆◆発展演習 | | 2 | |
| | | 小計（15科目） | 6 | 24 | 0 |
| | | 総合演習 | 4 | | |
| | | 卒業論文 | 4 | | |
| | | 小計（２科目） | 8 | 0 | 0 |
| 合計（１２科目） | | | ○○ | ○○ | ○○ |

| 学位又は学科の分野 | 法学関係 |
|---|---|

卒業要件及び履修方法

必修科目２４単位，専門基礎科目の選択科目から２２単位、専門応用科目の選択科目から１８単位以上を修得し、１２４単位以上修得すること。
（履修科目の登録の上限：〇〇単位（年間））

## 【 名称変更前 】

（法学部法律学科）

| 科目区分 | | 授業科目の名称 | 単位数 必修 | 選択 | 自由 | 変更内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 共通教育科目 | 基礎教育科目 | ○○○○入門 | 2 | | | 名称変更 |
| | | | | | | 廃止 |
| | | ※※※史 | | 2 | | 新設 |
| | | ？？？論 | | | | |
| | | ΣΣΣ学 | | | | |
| | | @@@学 | | 2 | | |
| | | ⊿⊿⊿法 | | 2 | | 統合 |
| | | %%%% | | 2 | | |
| | 外国語科目 | ○○語 | 2 | | | |
| | | ××語 | | 2 | | |
| | | ◆◆◆語 | | 2 | | 新設 |
| | 体育 | スポーツ実技 | | | | 統合 |
| 専門科目 | 専門基礎科目 | ●●●概論 | 2 | | | |
| | | △△△論Ⅰ（基礎） | 2 | | | 分割 |
| | | △△△論Ⅱ（発展） | 2 | | | 分割 |
| | | △△△論Ⅲ（応用） | | 2 | | 分割 |
| | | ×××論 | | 2 | | |
| | | | | | | 廃止 |
| | | ￥￥￥学 | | 2 | | 新設 |
| | | %%%学 | | 2 | | |
| | | ♯♯♯史 | | 2 | | |
| | | ＊＊＊法 | | 2 | | |
| | | ◎◎◎法 | | 2 | | |
| | | ○○○論 | | 2 | | 統合 |
| | | ×××Ⅰ（基礎） | 2 | | | |
| | | ×××Ⅱ（応用） | 2 | | | |
| | | ■■■基礎演習 | 2 | | | |
| | | 小計（19科目） | 10 | 28 | 0 | |
| | 専門応用科目 | ○○○概論（応用） | 2 | | | |
| | | ■■■■論 | 2 | | | |
| | | ○○○法 | | 2 | | |
| | | ◇◇◇法 | | 2 | | |
| | | ◇◇◇史 | | 2 | | 新設 |
| | | ▼▼▼▼総論 | 2 | | | |
| | | □□□学 | | 2 | | |
| | | ＄＄＄論 | | 2 | | |
| | | ▽▽▽学 | | 2 | | |
| | | ♯♯♯学（応用） | | 2 | | |
| | | ○○○研究 | | 2 | | |
| | | ×××研究 | | 2 | | |
| | | ◆◆◆発展演習 | | 2 | | |
| | | 小計（15科目） | 6 | 24 | 0 | |
| | | 総合演習 | 4 | | | |
| | | 卒業論文 | 4 | | | |
| | | 小計（２科目） | 8 | 0 | 0 | |
| 合計（１２科目） | | | ○○ | ○○ | ○○ | |

| 学位又は学科の分野 | 法学関係 |
|---|---|

卒業要件及び履修方法

必修科目２４単位，専門基礎科目の選択科目から２２単位、専門応用科目の選択科目から１８単位以上を修得し、１２４単位以上修得すること。
（履修科目の登録の上限：〇〇単位（年間））

## 【 名称変更後 】

（法学部法学科）

| 科目区分 | | 授業科目の名称 | 単位数 必修 | 選択 | 自由 | 変更内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 共通教育科目 | 基礎教育科目 | ○○○○入門 | 2 | | | |
| | | ※※※史 | | 2 | | |
| | | ？？？論 | | | | |
| | | ΣΣΣ学 | | | | |
| | | ♪♪♪♪論 | | 2 | | 新設 |
| | | @@@学 | | 2 | | |
| | | ⊿⊿⊿法 | | 2 | | |
| | | %%%% | | 2 | | |
| | 外国語科目 | ○○語 | 2 | | | |
| | | 実践○○語 | | 2 | | 新設 |
| | | ××語 | | 2 | | |
| | | ◆◆◆語 | | 2 | | |
| | 体育 | スポーツ実技 | | | | 統合 |
| 専門科目 | 専門基礎科目 | ●●●概論 | 2 | | | |
| | | △△△論Ⅰ（基礎） | 2 | | | |
| | | △△△論Ⅱ（発展） | 2 | | | |
| | | △△△論Ⅲ（応用） | | 2 | | |
| | | ×××論 | | 2 | | |
| | | ￥￥￥学 | | 2 | | |
| | | %%%学 | | 2 | | |
| | | ♯♯♯史 | | 2 | | |
| | | ＊＊＊法 | | 2 | | |
| | | ◎◎◎法 | | 2 | | |
| | | ○○○論 | | 2 | | |
| | | ×××Ⅰ（基礎） | 2 | | | |
| | | ×××Ⅱ（応用） | 2 | | | |
| | | ■■■基礎演習 | 2 | | | |
| | | 小計（19科目） | 10 | 28 | 0 | |
| | 専門応用科目 | ○○○概論（応用） | 2 | | | |
| | | ■■■■論 | 2 | | | |
| | | ○○○法 | | 2 | | |
| | | ◇◇◇法 | | 2 | | |
| | | ★★★法 | | 2 | | 新設 |
| | | ◇◇◇史 | | 2 | | |
| | | ▼▼▼▼総論 | 2 | | | |
| | | □□□学 | | 2 | | |
| | | ＄＄＄論 | | 2 | | |
| | | ☆☆☆学 | 2 | | | 統合 |
| | | ○○○研究 | | 2 | | |
| | | ×××研究 | | 2 | | |
| | | ◆◆◆発展演習 | | 2 | | |
| | | 小計（15科目） | 6 | 24 | 0 | |
| | | 総合演習 | 4 | | | |
| | | 卒業論文 | 4 | | | |
| | | 小計（２科目） | 8 | 0 | 0 | |
| 合計（１２科目） | | | ○○ | ○○ | ○○ | |

| 学位又は学科の分野 | 法学関係 |
|---|---|

卒業要件及び履修方法

必修科目２４単位，専門基礎科目の選択科目から２２単位、専門応用科目の選択科目から１８単位以上を修得し、１２４単位以上修得すること。
（履修科目の登録の上限：〇〇単位（年間））

平成21年5月
文部科学省

# 設置認可申請中の大学等におけるＰＲ活動及び学生募集について

設置認可申請中の大学等に係るＰＲ活動及び学生募集の取り扱いは、下記のとおりです。いずれも、入学希望者や社会一般に誤解を与えたり、被害を与えたりすることのないよう十分に留意し、適切に実施してください。

## １．ＰＲ活動

認可前は、下記の条件を満たした場合に限り、高等学校等への説明会、ホームページ、新聞、雑誌等により、「設置認可申請中」であることをＰＲすることが可能です。

① 申請者の責任において実施すること。

② 全ての関係書類に「設置認可申請中」であることを大きく明確に記載すること。

③ 大学名、学部・学科の名称、教育内容、募集人員、募集開始時期、入学者選抜方法等について掲載する場合は、「予定であり、変更があり得る」ことを大きく明確に記載すること。

④ ＰＲの内容は、事実に即した正確なものであることはもとより、申請書類との整合性が保たれていること。

⑤ 認可前に申請書類に変更が生じた場合は、全ての関係書類を速やかに訂正・周知すること。

## ２．学生募集

認可前は、学生募集（募集要項の配布、出願受付、入学試験）及びそれに類する行為（指定校推薦の調整・登録、模擬試験など）は一切行えません。

認可後に、「平成22年度大学入学者選抜実施要項」（平成21年5月通知）に従い、適切に行ってください。

※ 上記の内容が適切に行われていないことが判明した場合、そのことを理由に審査の中止や認可を不可とする判定がなされる可能性があるので、十分に留意してください。

※ 実施に当たり、不明な点等がある場合は、事前に大学設置室及び大学入試室に相談してください。

【担当】
文部科学省高等教育局
TEL（代表）: 03-5253-4111
大学設置室（内線：2486）
大学入試室（内線：2495）

事　務　連　絡
平成２１年8月２０日

各　公　私　立　大　学　長
各公私立高等専門学校長
大学を設置する各地方公共団体の長
各　公　立　大　学　法　人　の　理　事　長
大学を設置する各学校法人の理事長　　殿
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放　送　大　学　学　園　理　事　長
高等専門学校を設置する各地方公共団体の教育委員会教育長
高等専門学校を設置する各学校法人の理事長

文部科学省高等教育局高等教育企画課大学設置室

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則
第１２条に基づく公表について

標記のことについては、先の「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則等の一部を改正する省令等について」（２０文科高第９２７号　平成２１年３月９日）（以下「改正通知」という。）において通知したとおり、認可の申請又は届出の際に提出された基本計画書等を文部科学省のホームページで周知することとしておりましたが、このたび公表するホームページ（http://www.dsecchi.mext.go.jp）を開設するとともに、公表に当たっての具体的な手続きを下記のとおり決定しましたので、事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

記

**第１　総論**

**１　各大学において提供していただきたい電子ファイルについて**

情報公開の対象は、改正通知の「第１　改正の概要　７．大学の設置認可等の際における情報公開対象の拡大」のとおりであるが、情報公開に当たって、各大学に提供していただきたい電子ファイルは、認可又は届出に係る書類のうち、基本計画書（別記様式第２号）、校地校舎等の図面、学則、大学の設置等の趣旨等（大学等の設置者の変更にあっては、変更の事由及び時期）を記載した書類及び教員名簿（別記様式第３号。年齢及び月額基本給を除く。）であること（別紙１参照）。なお、認可申請の書類の提出においては、補正の際に見え消しや色つきで提出していただく場合もあるが、提出していただく電子ファイルについては、それらをすべて反映した上で送付すること。

## ２　ＰＤＦによる電子ファイル作成について

Word、一太郎等で作成したファイルをＰＤＦに変換して作成すること。手書き等により作成した資料等電子ファイルが存在しない資料については、スキャナ等で読み取ることもやむを得ないが、ＰＤＦファイルの容量が大きくなりすぎないように留意すること。

なお、その他ＰＤＦファイルの作成の仕方等については、別紙２を参照するとともに、Adobe Acrobat のヘルプ機能等を参照すること。

## ３　著作権者の許諾について

提出されたファイルについては、大学設置・学校法人審議会における審査の目的を超えて、ホームページ上に公表するものであることから、著作権法上保護されている資料については、事前に著作権者の許諾を得て送付すること。なお、著作権者からの許諾が得られない場合等については、別紙３のとおり出典等を明示し､当該資料が容易に分かるように説明した資料を別に作成すること。

## ４　提出方法、提出期限について

提出については、ＣＤ－ＲＯＭ、フロッピーディスク、ＵＳＢメモリのいずれかにより電子ファイルを記録し、**「高等教育企画課大学設置室情報公開・ＨＰ担当」宛**に郵送すること。

提出期限については、原則として、認可申請については、認可された日から２週間後まで、届出については、届出受付期間があるものは、最終日から数えて７５日を経過した日まで、その他の届出は届出をした日から２週間後までとするが、今年度の具体的な提出期限については、別紙４を参照していただきたいこと。

なお、期限までに送付していただけない場合には、ＨＰにおいてその旨を公表すること。

また、提出された記録媒体については返還しないので、提出の際には各大学において､提出する電子ファイルのコピーを記録しておくことが望ましいこと。

## ５　ファイルの名称について

ファイルの名称は、以下のとおり、**大学名**（同時に複数の学部等が認可された場合又は複数の学部等を届出した場合には、学部等まで記入すること。）、**認可又は届出の別**（年月、認可（n）又は届出（t）　例：０９年１０月認可の場合（0910n）、０９年６月届出提出の場合（0906t））、**各提出書類名**（容量が２ＭＢより大きく、分割が必要な場合には、最初のファイルから順番に 1、2・・・と付すること。（例　kihon1、kihon2））を下ハイフン(_)でつなぐこと。

例）

①　文部大学（法学部）、１０月認可、基本計画書の場合
　　monbu_0910n_kihon.pdf

② 科学大学理学部、科学大学工学部、５月に届出、学則の場合
kagaku_rigaku_0905t_gakusoku.pdf、
kagaku_kogaku_0905t_gakusoku.pdf

③ 科学大学（理学部）、１０月認可、趣旨等を記載した書類の場合
kagaku_0910n_syushi.pdf

### ６　差し替えがある場合について

文部科学省への提出後に、電子ファイルに修正がある場合には、速やかに修正したファイルを提出すること。その際、ファイルの名称に「_syusei1」等、修正の回数を示す数字等を入力すること。（なお、修正がある場合には、ＣＤ－ＲＯＭ、フロッピーディスク、ＵＳＢメモリのいずれかにより、「高等教育企画課大学設置室情報公開・ＨＰ担当」宛に郵送すること。）

例）　文部大学、１０月認可、基本計画書、１回目の修正の場合
monbu_0910n_kihon_syusei1.pdf

## 第２　各提出書類に関する留意点

### １　基本計画書（別記様式第２号）

・ファイルの名称例　(monbu)_(0910n)_kihon.pdf

基本計画書（別記様式第２号）については、認可又は届出に係る当該学部等の申請書類のうち、認可又は届出の対象となる学部等の別記様式第２号に係る書類（**基本計画書**（別記様式第２号（その１の１）又は別記様式第２号（その１の２））、**教育課程等の概要**（別記様式第２号（その２の１）又は別記様式第２号（その２の２））、**授業科目の概要**（別記様式第２号（その３の１）又は別記様式第２号（その２の２）））を１つのＰＤＦファイルにまとめ、**基本計画書**（別記様式第２号（その１の１）又は別記様式第２号（その１の２））、**教育課程等の概要**（別記様式第２号（その２の１）又は別記様式第２号（その２の２））、**授業科目の概要**（別記様式第２号（その３の１）又は別記様式第２号（その３の２））ごとにしおり（例：「基本計画書」、「教育課程等の概要」、「授業科目の概要」）を付けること。

### ２　校地校舎等の図面

・ファイルの名称例　(monbu)_(0910n)_zumen.pdf

校地校舎等の図面については、申請時に提出した図面のうち、都道府県内における位置関係に関する図面、最寄り駅からの距離や交通機関が分かる図面及び校舎、運動場等の配置図を１つのＰＤＦファイルにまとめ、それぞれにしおり（例：「都道府県内における位置関係に関する図面」、「最寄り駅からの距離や交通機関が分かる図面」、・・・）を付けること。なお、各大学の校舎内等の図面については、安全上の観点もあり、提出は求めないこととする。

## ３　学則

・ファイルの名称例　(monbu)_(0910n)_gakusoku.pdf

学則については、申請学部等が関係する学則、教授会規程等を１つのＰＤＦファイルにまとめ、学則等ごとにそれぞれにしおり（例：「○○大学学則」、「○○学部教授会規程」、・・・）を付けること。

## ４　趣旨等を記載した書類（設置の変更については「変更の事由及び時期」を記載した書類）

・ファイルの名称例　(monbu)_(0910n)_syushi.pdf
・ファイルの名称例（２つ以上（１つのファイルは２ＭＢを上限とする。）ある場合）
(monbu)_(0910n)_syushi1.pdf、(monbu)_(0910n)_syushi2.pdf、
(monbu)_(0910n)_syushi3.pdf

趣旨等を記載した書類（設置の変更については「変更の事由及び時期」を記載した書類。以下同じ。）については、申請時に提出した書類をＰＤＦファイルにまとめ、本文については小見出しごとにしおり（例：「ア　設置の趣旨及び必要性」、「イ　学部、学科の特色」、・・・）をつけること。また、資料については資料ごとにしおり（例：「資料１」、「資料２」、・・・）を付けること。なお、１ファイルは２ＭＢを上限とし、これを超える場合にはファイルを適宜分けること。

## ５　教員名簿

・ファイルの名称　(monbu)_(0910n)_meibo.pdf

教員名簿については、①学長の氏名等（別記様式第３号（その１））、②教員の氏名等（別記様式第３号（その２））、③専任教員の年齢構成・学位保有状況（別記様式第３号（その３））を１つのＰＤＦファイルにまとめ、それぞれの様式ごとにしおり（例：「学長の氏名等」、「教員の氏名等」、「専任教員の年齢構成・学位保有状況」）を付けること。

なお、①学長の氏名等、②教員の氏名等に関して、年齢及び月額基本給の欄については、各教員の年齢、月額基本給欄の数字を削除し、空欄とすること。

【本件担当】
高等教育局高等教育企画課大学設置室
電話：03-5253-4111（内線 3377）

別紙１

# 各大学において提出していただきたい電子ファイルについて

**【公表の対象区分】**

①大学又は高等専門学校の設置
②大学の学部、短期大学の学科又は私立の大学の学部の学科の設置
③大学の大学院の設置、大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更
④高等専門学校の学科の設置
⑤大学における通信教育の開設
⑥私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更
⑦大学若しくは高等専門学校又は大学の学部、大学の大学院若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科の設置者の変更
⑧大学の学部、大学の大学院、大学院の研究科又は短期大学の学科の廃止

**【電子ファイルで提出していただく書類】**

（１）基本計画書（別記様式第２号）
①基本計画書
②教育課程等の概要
③授業科目の概要
（２）校地校舎等の図面
（３）学則
（４）趣旨等を記載した書類（設置の変更については「変更の事由及び時期」を記載した書類）
（５）教員名簿（別記様式第３号）
①学長の氏名等
②教員の氏名等
③専任教員の年齢構成・学位保有状況

別紙２

# ＰＤＦの作成方法について

ＰＤＦの作成方法について、以下に一例を示しますが、このことについては文部科学省への質問はご遠慮いただき、ＰＤＦのヘルプ機能等を参照してください。

## １　ＰＤＦファイルの作成

まずは、該当するファイルをすべてＰＤＦファイルにしてください。

・Word、Excel、PowerPoint ファイルをＰＤＦファイルに変換する場合。
［Adobe PDF］→［Adobe PDF への変換］
・一太郎ファイルをＰＤＦファイルに変換する場合。
［ファイル］→［印刷］→［プリンタ名　Adobe PDF］
・その他の方法。
保存しているファイルを［右クリック］→［Adobe PDF に変換］

## ２　フォントの埋め込み

機種依存文字が含まれている場合でも、正しく表示されるようにフォントの情報を加えます。

①ＰＤＦファイルを開く
②［ファイル］→［印刷］
③［プリンター名前－ Adobe PDF］→［プロパティ］
④［Adobe PDF 設定－ PDF 設定－標準］→［編集］
⑤［（左メニューの）フォント］→［すべてのフォントを埋め込む　レ］
⑥［ＯＫ］

## ３　ファイルを結合する

２つ以上のファイルを結合させて１つのファイルにします。

①ＰＤＦファイルを開く
②［文書］→［ページの挿入］
③挿入するＰＤＦファイルを選択→所定の位置にページを挿入

①ナビゲーションパネルボタンから ［ページアイコン］を選択
②［オプション］→［ページの挿入］
③挿入するＰＤＦファイルを選択→所定の位置にページを挿入

## 4　プロパティの設定

プロパティは利用者が見ることができるため、以下の設定を行います。

[ファイル]→[プロパティ]

①文書タイトルの入力
　[概要]→[タイトル]
（例：基本計画書、校地校舎等の図面、学則、・・・）

②作成者の入力
　[概要]→[作成者]　（大学名を入力）

③開き方の設定
　利用者が見やすいように、ファイルを開いたときの設定を統一します。

　[開き方]→[レイアウトと倍率]
　◇表　　　　　示：ページのみ
　◇ページレイアウト：デフォルト
　◇倍　　　　　率：幅に合わせる
　◇開　く　ペ　ー　ジ：１

　[ウインドウオプション]、[ユーザインタフェイスオプション]
　→チェックボックスを全てオフにする。

④カスタム情報の削除
　[カスタム]→[（カスタム情報がある場合は）削除]

## 5　サムネイル画像の埋め込み

利用者がブラウザ上でＰＤＦを開いたときに、サムネイルが正しく表示されるようにします。

①ナビゲーションパネルボタンから [ページアイコン]を選択
②[オプション]→[すべてのサムネイル画像を埋め込む]

## 6　しおりの作成

枚数の多いページでも目的のページにすぐに移動することができるようにします。

①ナビゲーションパネルボタンから [しおりアイコン]を選択
② [選択ツール]をクリック→しおりを付ける文字を選択（ドラッグ）
③ [新規しおり]をクリック
　※しおり名の変更は、[オプション]→[しおり名の変更]

別紙３

## 著作権者の許諾が得られない書類等について

以下のように、当該書類が容易に分かる書類を作成すること。

１　書類等の題名（該当部分について記入）
　例）本文２３ページ・図３　、　【資料１】２ページ
２　出典（著者名等の著作権者）
３　書類等の利用範囲（ホームページで閲覧が可能な場合には、閲覧元のアドレスを含む。）
４　その他、著作物等について加工している場合には、その加工に関する説明。

（様式例）

１（書類等の題名）
　〇〇〇〇〇について　（【資料１０】５ページ）

２（出典）
　△△　△△　著
　株式会社□□□□

３（引用範囲）
「（著作名）」（出版社）（〇ページから□ページ）
　http://www.・・・.jp

４（その他の説明）
・●ページの図表の▲▲の部分については、赤枠で囲んで横に注釈（本文p.〇〇参照）を付けた。
・霞ヶ関校舎と丸の内校舎の位置関係を示すため、地図上に所要の事項を記入した。

別紙４

# 今年度の電子ファイルの提出期限について

| 手続の種類 | 電子ファイル提出期限 |
|---|---|
| 大学新設（１０月末認可） | １１月１６日（月） |
| 学部等設置（１０月末認可） | １１月１６日（月） |
| 通信教育の開設（１０月末認可） | １１月１６日（月） |
| 収容定員増（６月認可） | ９月１７日（木） |
| （８月認可） | ９月１７日（木） |
| 設置者変更 | 認可日から２週間後まで |
| 学部等設置（届出）<br>通信教育の開設（届出）<br>収容定員変更（届出） | |
| 届　出　時　期 | |
| ４月２４日～　５月　１日 | ９月１７日（木） |
| ５月２５日～　５月２９日 | ９月１７日（木） |
| ６月２４日～　６月３０日 | ９月３０日（水） |
| ７月２７日～　７月３１日 | １０月１６日（金） |
| ９月２８日～１０月　２日 | １２月１７日（木） |
| １１月２０日～１１月２７日 | ２月１５日（月） |
| １２月１８日～１２月２５日 | ３月１５日（木） |
| 学部等廃止の届出（既提出分） | ９月３０日（水） |
| （今後の提出分） | 届出日から２週間後まで |

※　上記以外に提出が必要となる電子ファイルについては、随時ホームページでお知らせします。

# 基本計画書等を新たにHPに公表することについて

**大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則が平成21年2月（同年3月施行）に改正**され、学生等の消費者保護を図るとともにより透明な設置認可行政を実現するという観点から、**大学の設置認可等の際における情報公開の対象の拡大**が図られた。

（認可等の公表）
第１２条　文部科学大臣は、法第四条第一項の認可（次条及び第十四条において単に「認可」という。）をした場合又は届出があった場合には、速やかに、その旨、名称、位置、**当該認可の申請又は届出の際に提出された基本計画書（別記様式第二号）、校地校舎等の図面、学則、大学の設置等の趣旨等（大学等の設置者の変更にあっては、変更の事由及び時期）を記載した書類及び教員名簿（別記様式第三号。年齢及び月額基本給を除く。）**並びに次条に規定する事項その他必要な事項（大学等の廃止の認可をした場合又は届出があった場合にあっては、その旨、名称、位置及び次条に規定する事項その他必要な事項）をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

## ○公表の対象区分

①大学又は高等専門学校の設置
②大学の学部、短期大学の学科又は私立の大学の学部の学科の設置
③大学の大学院の設置、大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更
④高等専門学校の学科の設置
⑤大学における通信教育の開設
⑥私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更
⑦大学若しくは高等専門学校又は大学の学部、大学の大学院若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科の設置者の変更
⑧大学の学部、大学の大学院、大学院の研究科又は短期大学の学科の廃止

## ○新たに公表の対象となる書類

（１）基本計画書（別記様式第２号）
　①基本計画書、②教育課程等の概要、③授業科目の概要
（２）校地校舎等の図面
（３）学則
（４）趣旨等を記載した書類（設置の変更については「変更の事由及び時期」を記載した書類
（５）教員名簿
　①学長の氏名等、②教員の氏名等、③専任教員の年齢構成・学位保有状況

# 「設置計画履行状況等調査（ＡＣ：アフターケア）」について

## Ⅰ 目 的

大学等の設置後、原則として、「完成年度」（開設年度に入学した学生が卒業する年度）を迎えるまで、当初の設置計画（科目の開設状況及び教員の就任状況など）の履行状況について報告を求め、確実に履行されているか、また認可時の留意事項への対応などを調査し、必要に応じ、履行状況に関する指導・助言を行うために実施。（根拠：大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成１８年３月３１日文部科学省令第１２号）第１３条、第１４条　等）

## Ⅱ 調 査

### １．対象：対象大学に対して、毎年２月末に報告書の提出を求める文書を送付

①「設置認可」により新設したすべての大学、学部等

②「届出」により新設した学部等

→大学設置・学校法人審議会大学設置分科会設置計画履行状況等調査委員会において、対象校として決定した学部等

※「届出」により新設した学部等のＡＣは、平成２１年度より正式実施

### ２．対象期間等

○原則として、開設年度～完成年度を迎えるまでの間：「設置計画履行状況報告書」

○完成年度を超えて「留意事項」が付された場合：「留意事項実施状況報告書」

### ３．調査の進め方

「書面調査」　→（必要に応じて）→　「面接調査」・「実地調査」

## ４．調査結果

【留意事項を付す主な観点】

●設置計画を適切に履行していない場合

●認可時又はＡＣによって付された留意事項について適切に対応していない場合

●学生からの要望等のうち、当該大学の改善に資する事項

※留意事項は当該大学に通知するとともに、公表

【平成２０年度実績】

①調査対象校数等

〇設置計画履行状況調査

調査対象総数：延べ３８０大学（うち面接調査３２大学、実地調査４４大学）

留意事項：延べ１００大学（１４５個）

〇法科大学院設置計画履行状況調査

調査対象総数：２９件（うち面接調査１０大学）

留意事項：１８大学（２１個）

〇教職大学院設置計画履行状況調査

調査対象総数：１９件（うち実地調査１９大学）

留意事項：１７大学（４１個）

②調査結果の概要

概ね順調な設置計画の履行が認められるが、一部において、準備の甘さ、設置計画履行の責務への認識不足、設置認可制度に対する理解不足などを背景に、例えば、多数の教員の変更など、計画の大幅な変更や、必要な手続きを行っていないなどの問題が見られた。

設置認可申請書・設置届出書等については『社会に対する「約束」』（中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像」（平成１７年１月２８日答申））であることから、大学を設置する責任の重みを十分に自覚し、設置計画の確実な履行・留意事項への真摯な対応が必要。

※今年度の結果は１月２８日に公表。文部科学省ホームページに掲載

※調査結果については今年度も引き続き各認証評価機関へ参考送付

## Ⅲ　ＡＣ期間中の対応事項

### １．設置計画履行状況等調査報告書の提出

上記Ⅱ１．及び２．参照

### ２．校舎等建物の面積を減じようとする場合等

校舎等建物の面積を減じようとする場合及び建築計画が遅延する場合は、事前に「建築等設置計画変更書」の提出が必要。

### ３．専任教員を変更等する場合

①専任教員を新たに採用する場合
②専任教員の担当授業科目を追加する場合
（オムニバス科目で、担当部分を変更又は追加する場合を含む）
③専任教員の担当授業科目の内容を変更する場合
（単位分割等の軽微な変更、科目名の変更を含む）
④専任教員を昇格させる場合

は、当該専任教員が授業等を開始する前に、必ず『専任教員採用等設置計画変更書』を提出し、大学設置・学校法人審議会による教員審査（ＡＣ教員審査）を受けることが必要（ＡＣ教員審査を経ずに授業等を担当することはできない）

※ＡＣ教員審査の様式及び提出方法等は上記Ⅱ１．の文書に添付

**【平成２１年度の審査実施予定】**

| | 書類提出締め切り | 受領確認連絡期間 | 審査期間 | 結果伝達時期 |
|---|---|---|---|---|
| 第１回 | ６月１５日 | ７月１日～３日 | ７月 | ８月中旬 |
| 第２回 | ８月１４日 | ９月１日～３日 | ９月 | １０月中旬 |
| 第３回 | １２月１５日 | １月６日～８日 | １月 | ２月中旬 |

## Ⅳ　設置計画履行状況報告書等の公開

大学側の承諾が得られたものについては文部科学省ホームページにリンクをはり、広く情報提供を行っている。

また、各大学においては、大学設置基準第２条等の趣旨を踏まえ、設置計画履行状況報告書等に限らず、情報の積極的な提供を行っていただきたい。

# 短期大学における教育改革等の状況

文部科学省高等教育局大学振興課

　現在、各短期大学においては、改革に向けての様々な取り組みが行われている。以下の資料は、文部科学省高等教育局大学振興課において、短期大学における教育の改革を中心に、平成20年度における進捗状況の概要をまとめたものである。
　調査は、平成21年6月に全国の公私立の短期大学（対象校：385（公立24校、私立361）校）に対して行い、385校から回答を得た。
（なお、設問によっては無回答の短期大学があるため、学校数等の合計は必ずしも一致しない。）

## 1　カリキュラム改革

### (1) 実施状況（平成18年度～20年度）

直近の過去3年間でカリキュラム改革を実施した短期大学は、325校で、回答校の約84%。

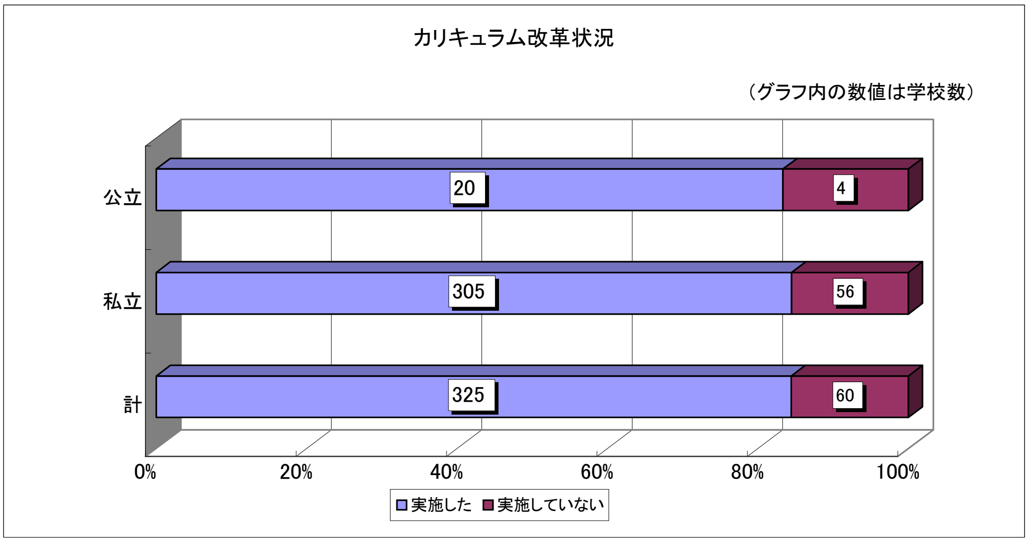


### (2) 具体的な内容

具体的な内容としては、「必修、選択科目の配分の見直し」、「授業科目の区分の見直し」、「教養教育の充実」などを挙げた短期大学が多かった。

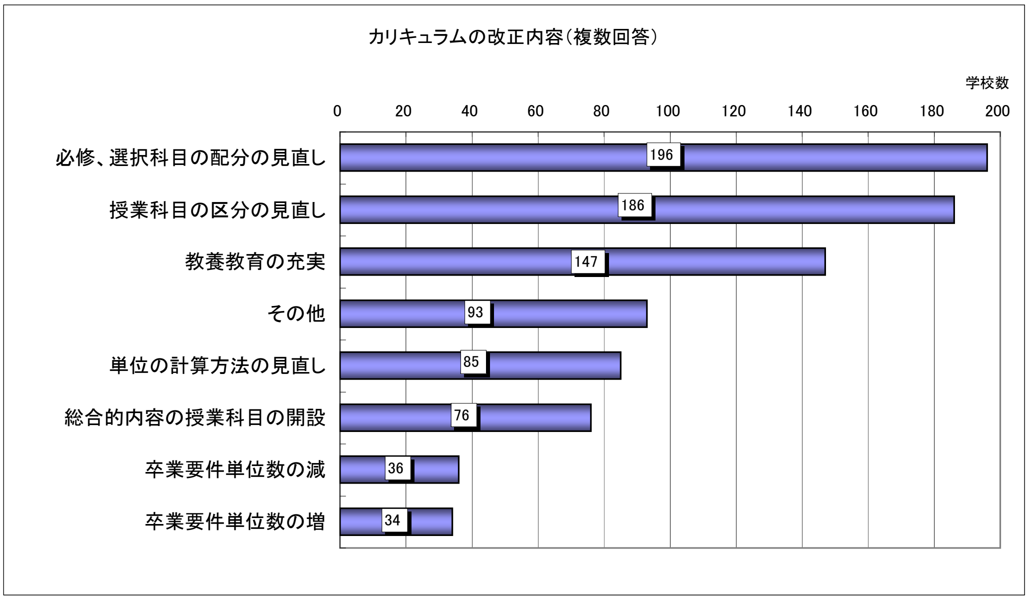


「その他」の例：学科設置・専攻設置に伴うカリキュラム見直し、専門教育の充実、キャリア教育科目の追加
科目名称変更、配当年次の見直し、コース制の導入・見直し、資格取得に対応する科目の追加

### (3) 編成上の配慮事項

カリキュラム編成上の配慮事項としては、「教養教育の基礎の上に立ち、理論的背景を持った実務教育・職業教育の提供」、「より豊かな社会生活の実現を視野に入れた教養教育の提供」、「教育目標をカリキュラムに反映」などを挙げた短期大学が多かった。

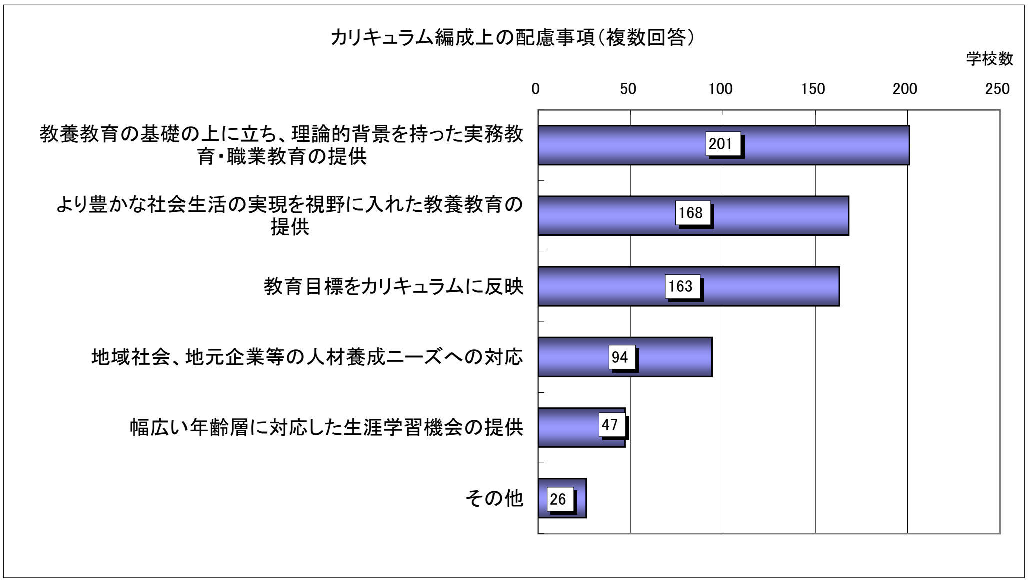


「その他」の例：建学の精神に基づく特色ある講義科目の設定、学生の多様なニーズやレベルに対応できる豊富な選択科目の提供、他学科の学生への履修機会の提供、編入学への対応

## 2 教養科目

### (1) 開設されている教養教育科目

「コンピュータの取扱いなど情報活用能力を育成する科目」、「心身の健康に関する科目」「社会的・学問的に重要な特定の主題や現代社会が直面する基本的な課題についての科目」などを行っている短期大学が多かった。

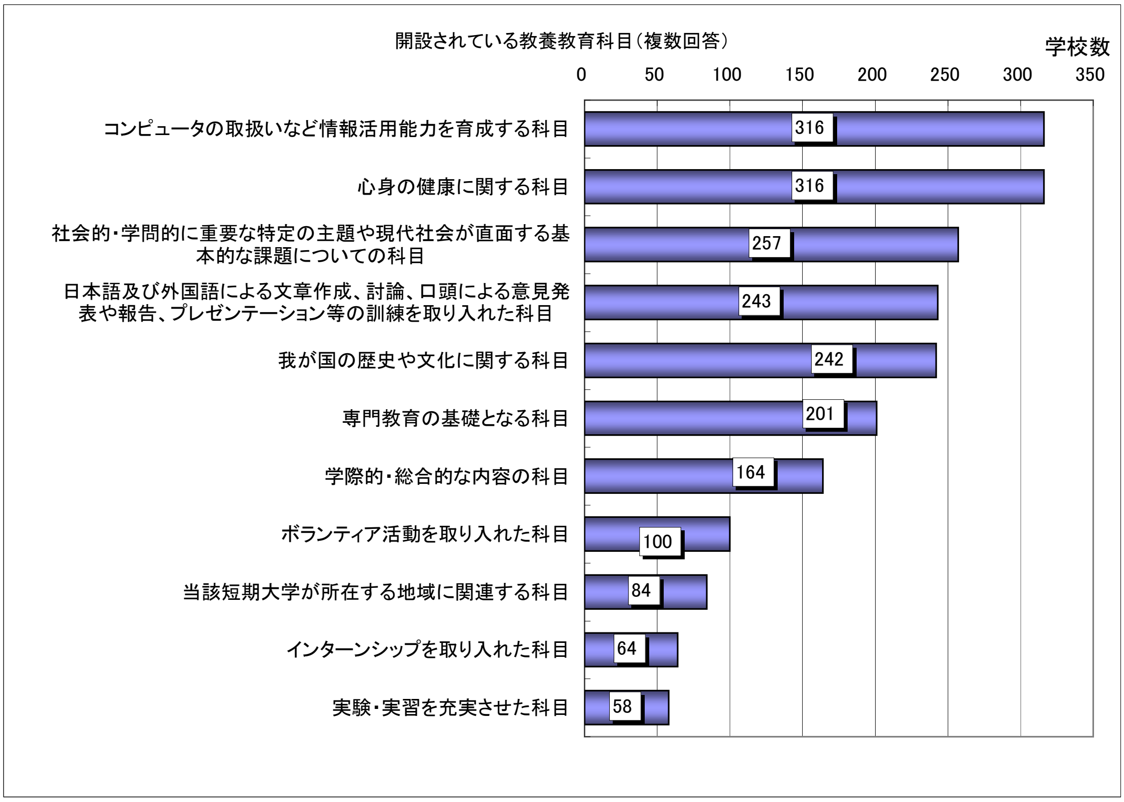

### (2) 教養教育の在り方、専門教育との連携等について見当する学内組織

教養教育の在り方、専門教育との連携等について検討する学内組織がある短期大学は、249校で、回答校の約66%。

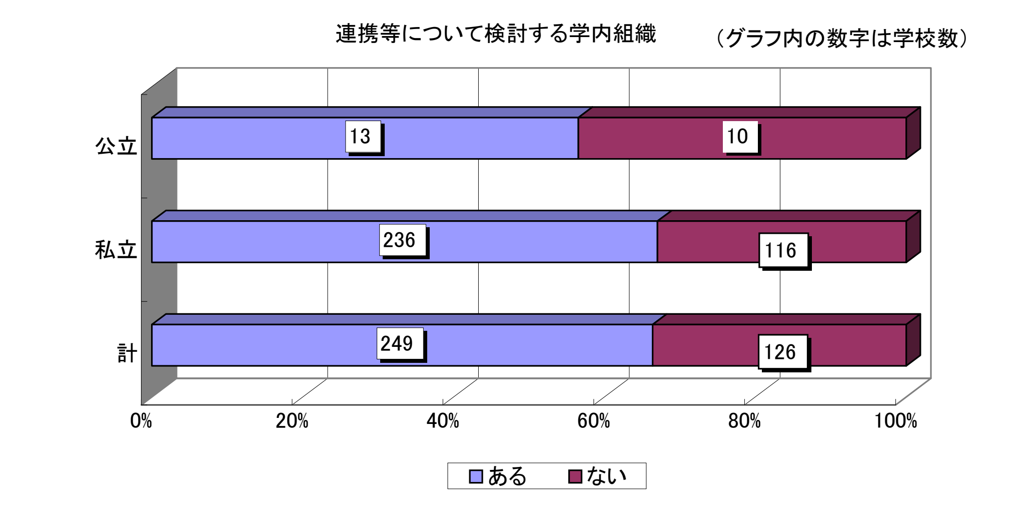


## 3 外国語教育

### (1) 開設している外国語の種類(複数回答)

「英語」以外には、「中国語」「フランス語」「朝鮮語(韓国語)」「ドイツ語」を開講している短期大学が多かった。

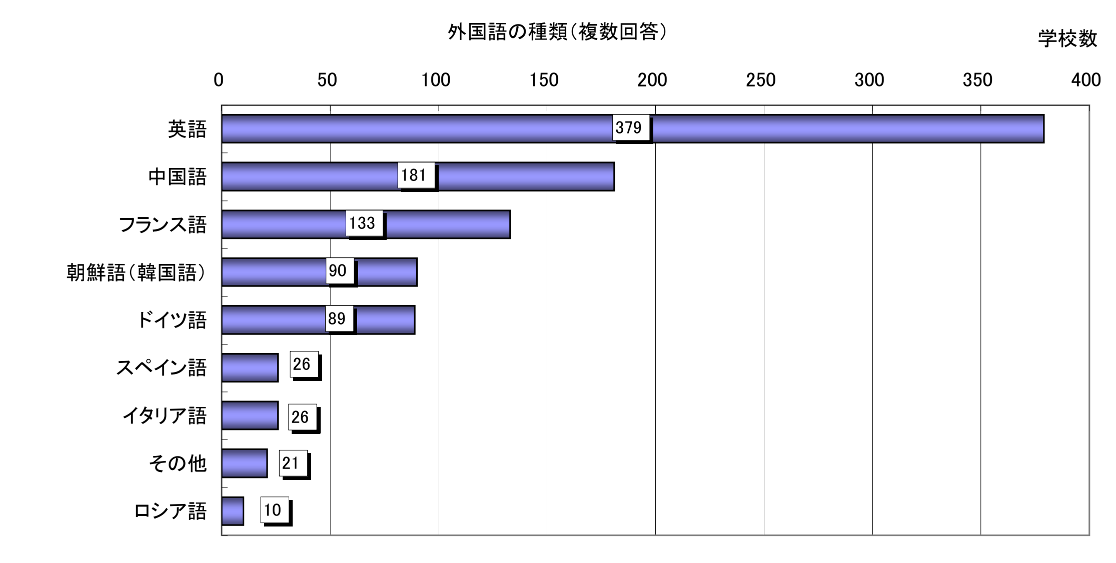


### (2) 外国語教育における特色ある取組(複数回答)

「ネイティブスピーカーの活用」、「LL、ビデオ等の利用」、「会話中心、速読中心などの目的別クラス編成」などを行っている短期大学が多かった。

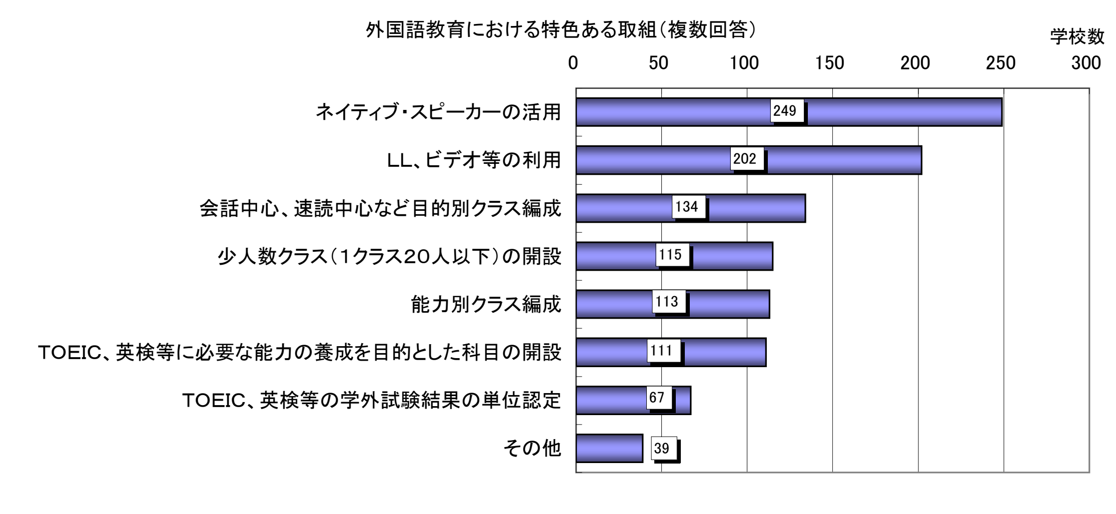

## 4 特性を生かした教育
### 実務経験のある教員による実践的な授業や実習・演習を開設

実務経験のある教員による実践的な授業や実習・演習を開設している短期大学は、265校で、回答校の約71%。

※実務経験のある教員とは、5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者とする。

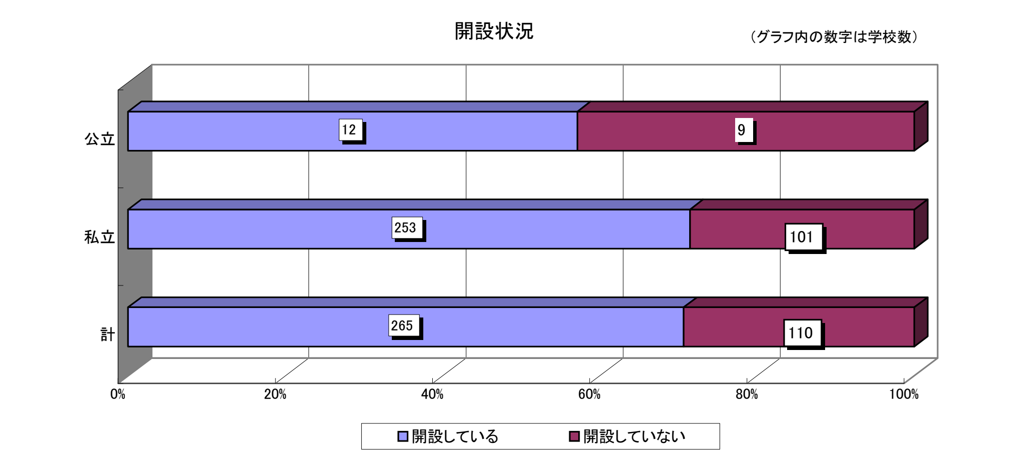


## 5 カリキュラム上の多様な配慮
### 高等学校での履修状況の違い等に配慮した取組

「学力別・習熟度別クラス編成」、「個別指導」を行っている短期大学が多かった。

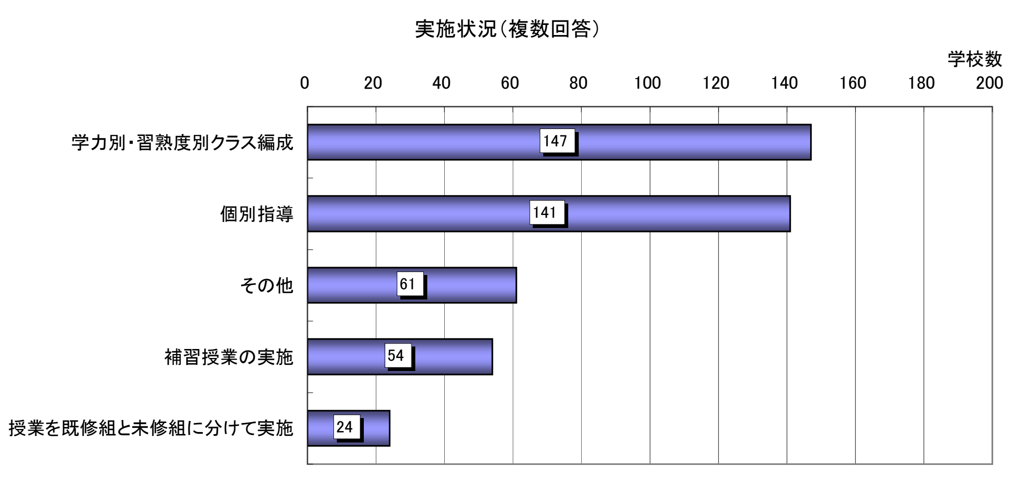


「その他」の例:学習支援室、基礎教育センター等を設置、基礎学力向上を目的とした講座の開設入学前に課題を課す

## 6 キャリア教育
### (1) キャリア教育の実施状況

キャリア教育を実施している短期大学は、360校で、回答校の約94%。

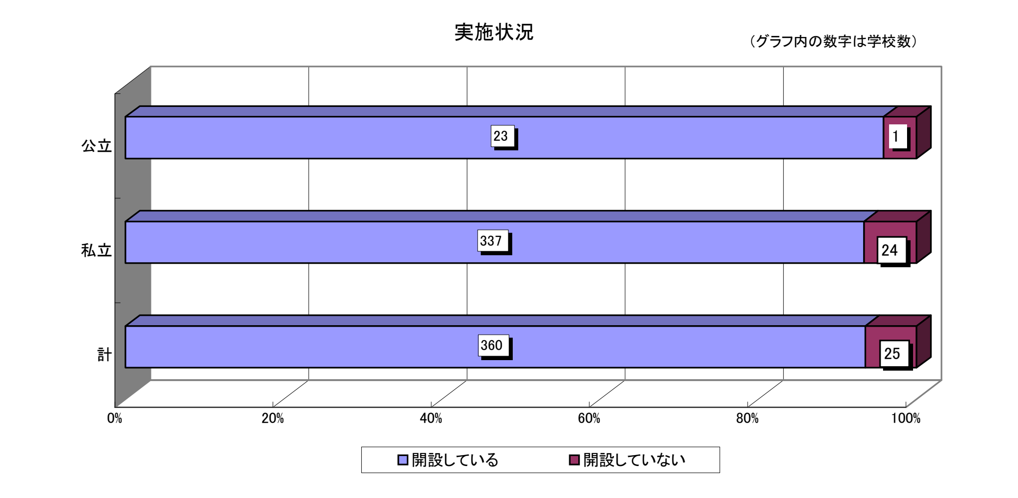

## （2）具体的な取組内容（複数回答）

「企業関係者、OB、OGなどの講演等の実施」、「資格取得・就職対策等を目的とした対策講座」を行っている短期大学が多かった。

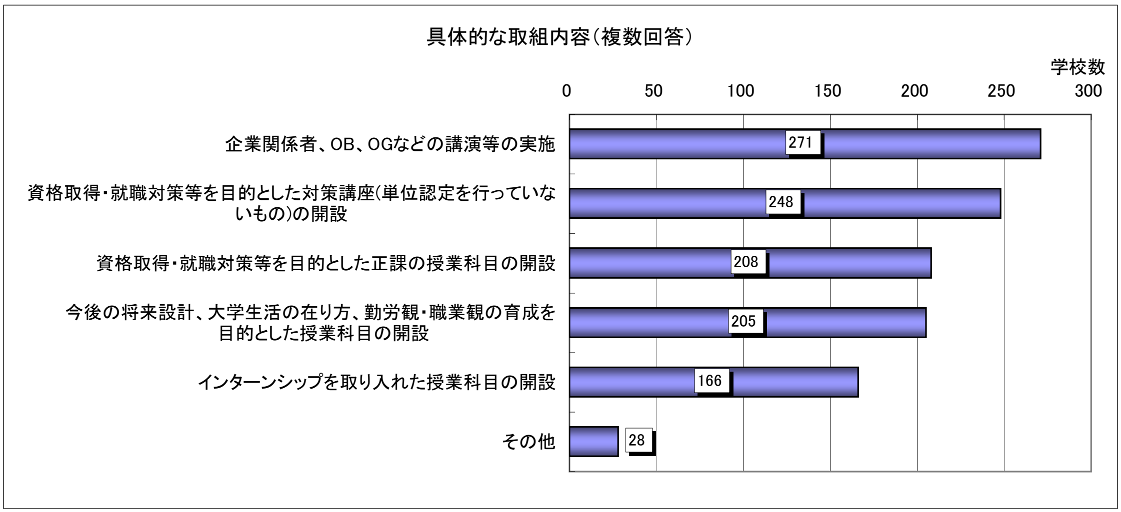


## （3）キャリアサポートセンターの開設状況

キャリアサポートセンターを開設している短期大学は、342校で、回答校の約89%。

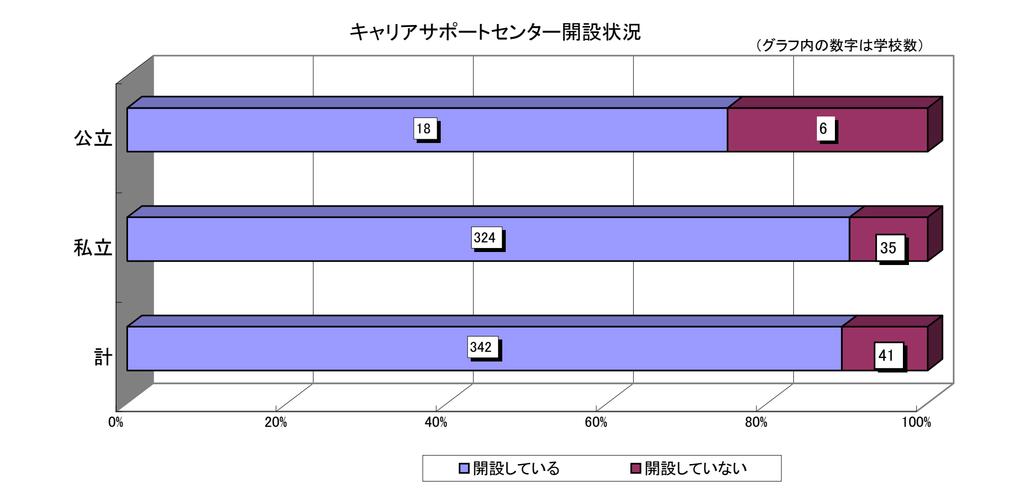


## （4）キャリア支援専任職員の設置状況

キャリア支援専任教員を設置している短期大学は、302校で、回答校の約79%。

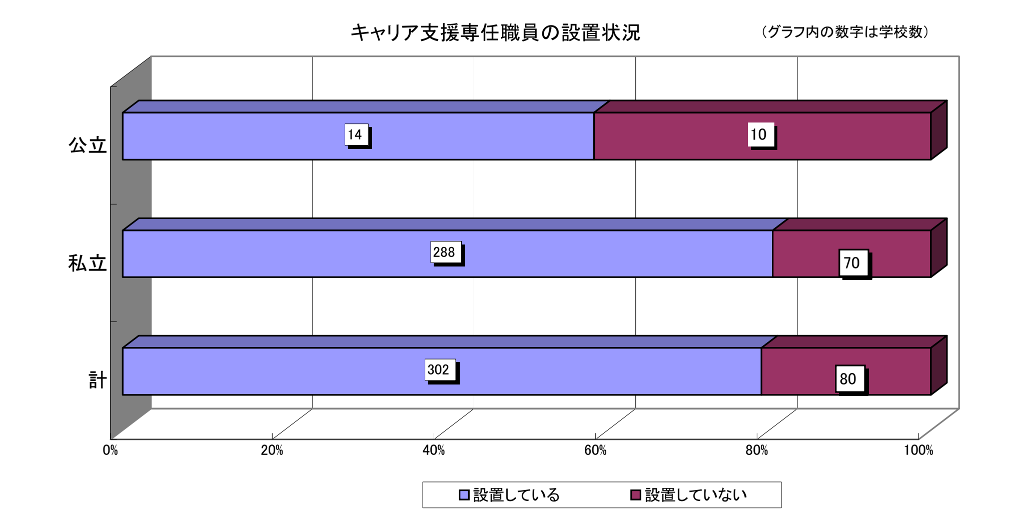

## 7　少人数教育（平成20年度）　※少人数とは、1クラスの平均学生数が20人以下の場合を指す

### (1)　実施状況

少人数教育を実施している短期大学は、307校で、回答校の約81%。

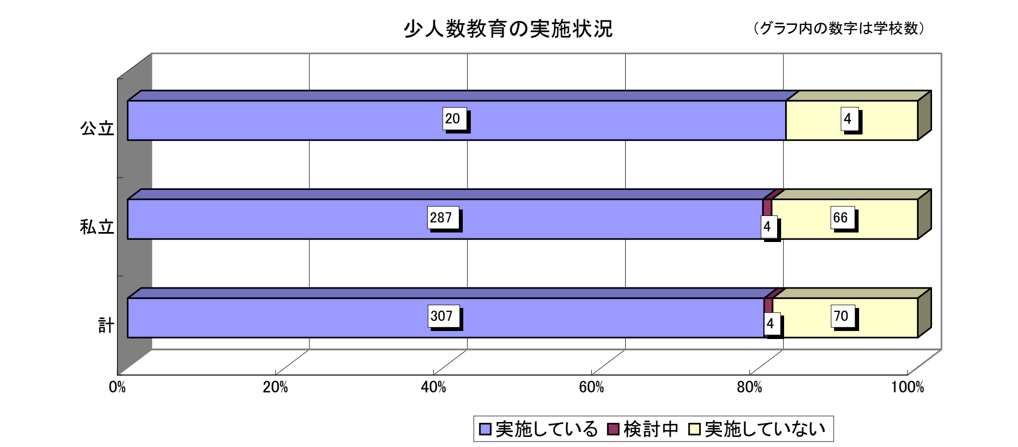


### (2)　実施内容

少人数教育の内容としては、「専攻分野に関するゼミ」、「全学生が少人数ゼミに所属」などを挙げた短期大学が多かった。

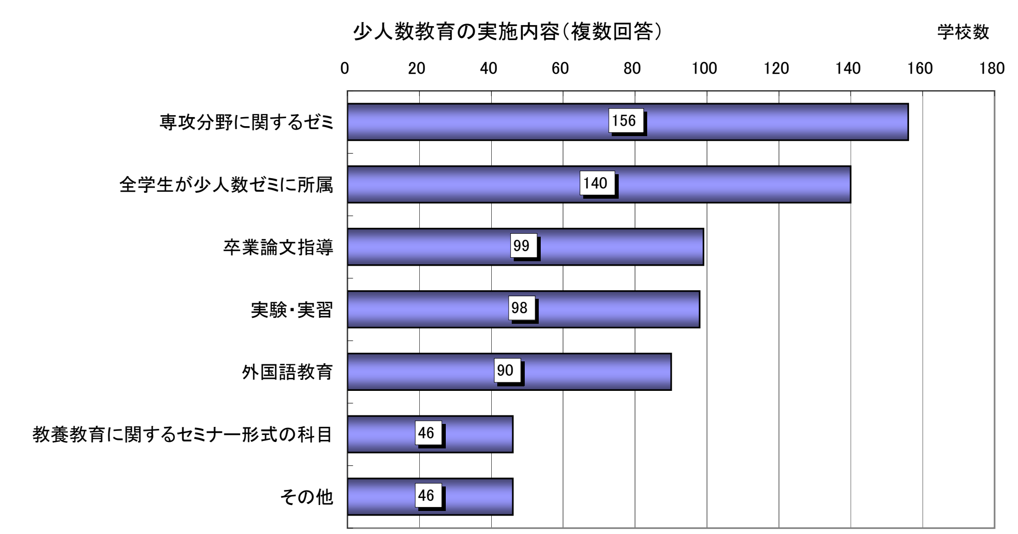


「その他」の例：外国語科目、英語（英会話）、看護教育、音楽実技指導、作品製作等の指導、卒業研究、資格対策

## 8　シラバス

### (1)　作成状況

シラバスは全ての短期大学（385校）で作成している。

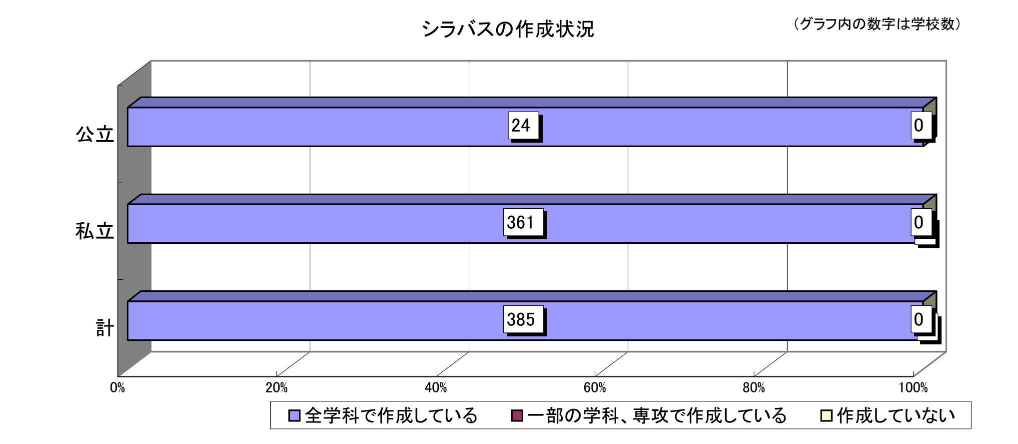

### (2) 記載内容

「教科書、参考文献」、「各回ごとの授業内容」、「授業の概要」、「成績評価の基準、方法」などを記載している短期大学が多かった。

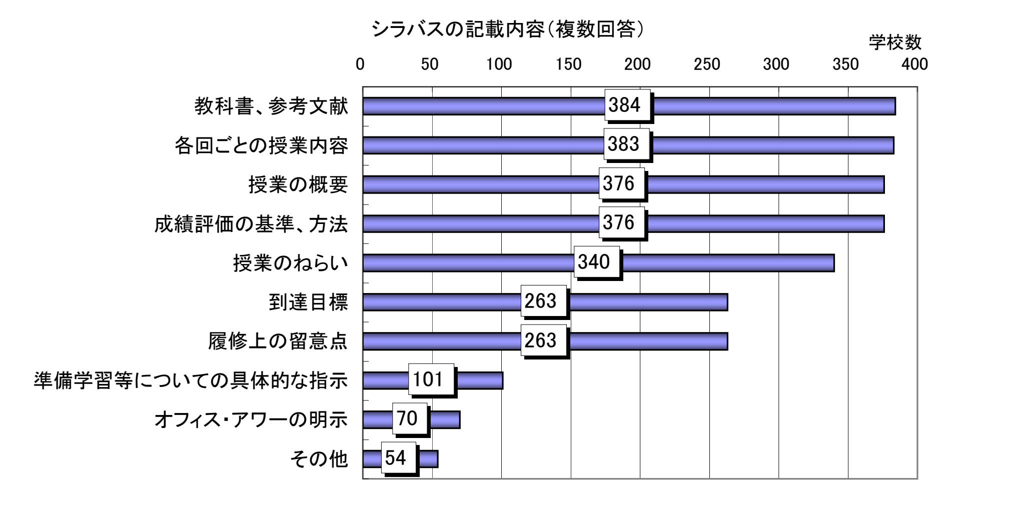


「その他」の例：開講時期、指導方法、授業形態、履修者に対する要望、前提知識、取得可能資格、担当教員からのメッセージ

### (3) 活用方法

「学生の科目選択のための情報提供」、「学生の準備学習のための情報提供」などを挙げた短期大学が多かった。

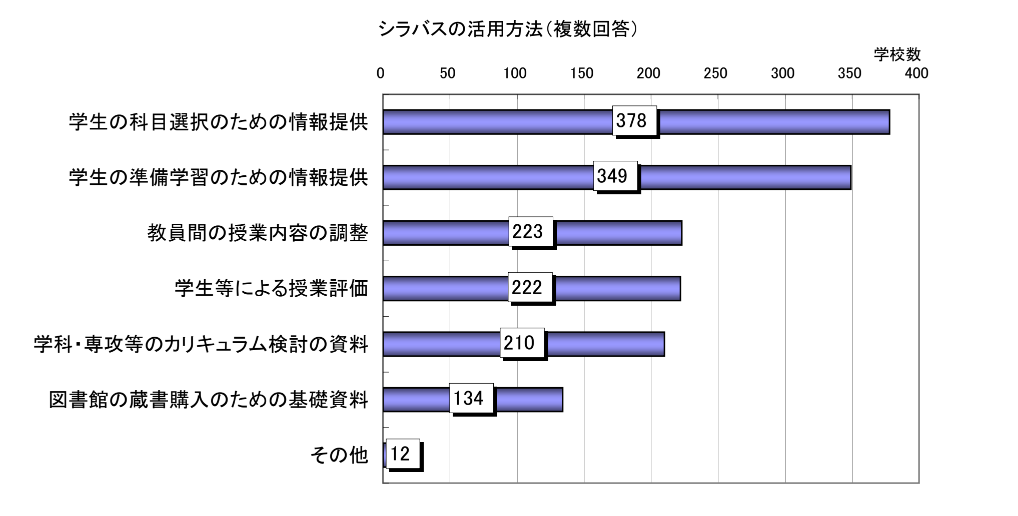


「その他」の例：外部へ教育内容等の説明・紹介資料、授業終了段階で既習事項の確認のための資料として活用、

## 9 学生に対して授業の履修前に成績評価の基準を示しているか

成績評価の基準をシラバスに提示している短期大学は、329校で、回答校の約98%。

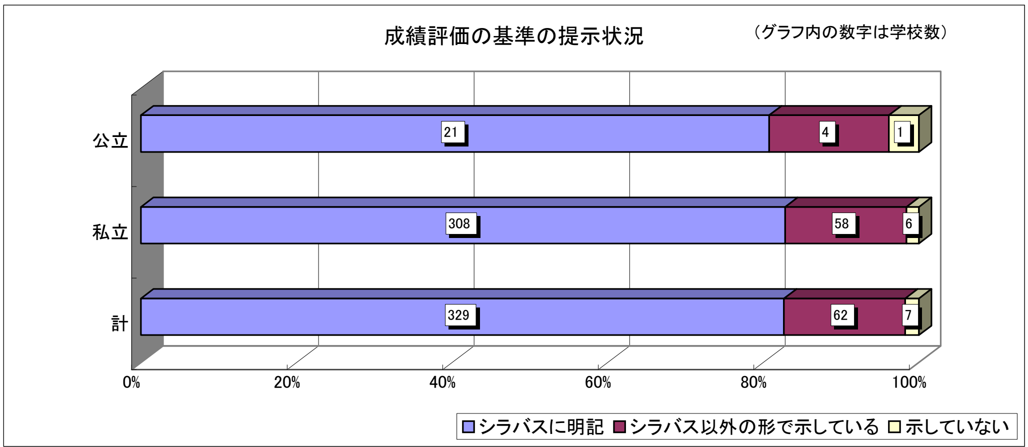


「シラバス以外」の例：学生便覧、学則、履修の手引き、学生生活の手引き等に明記、
授業中に教員から説明、出席・試験・レポート等による総合評価

## 10　GPA制度の導入

### (1)　導入状況

GPA制度を全学科で導入している短期大学は、114校で、回答校の約30%。

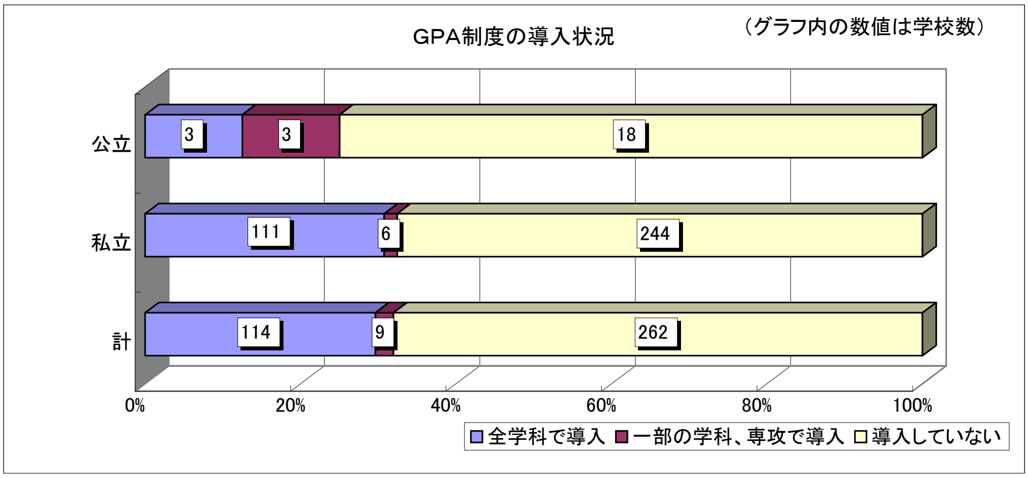


### (2)　具体的運用方法

GPA制度の具体的な運用方法として、「学区制に対する個別の学習指導」、「奨学金や授業料免除対象者の選定基準」に活用している短期大学が多かった。

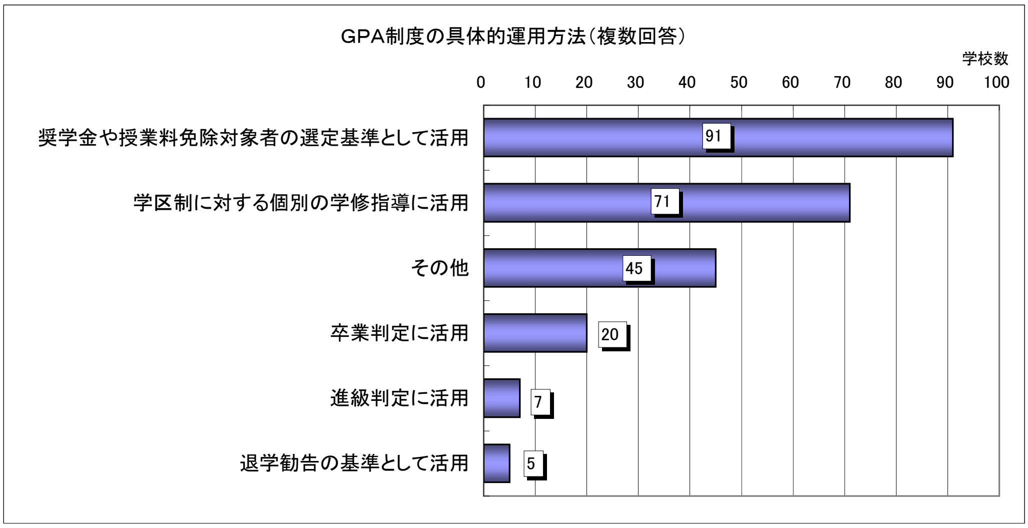


## 11　教員の教育力向上のための取組(ファカルティ・ディベロップメント=FD)(平成20年度)

### (1)　実施状況

FDを実施している短期大学は、349校で、回答校の約91%。

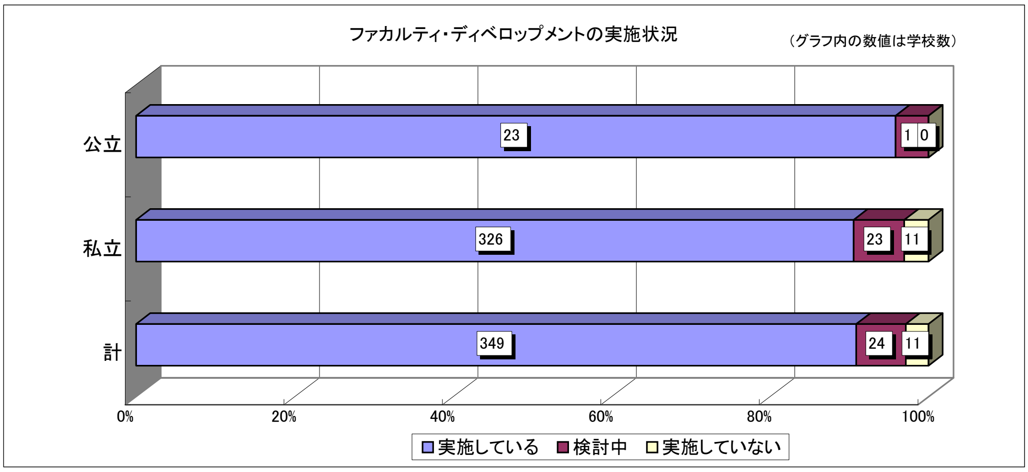


8

（2） 具体的内容

「教育方法改善のための講演会・シンポジウム・ワークショップ等の開催」、「教員相互の授業参観」などの実施を挙げた短期大学が多かった。

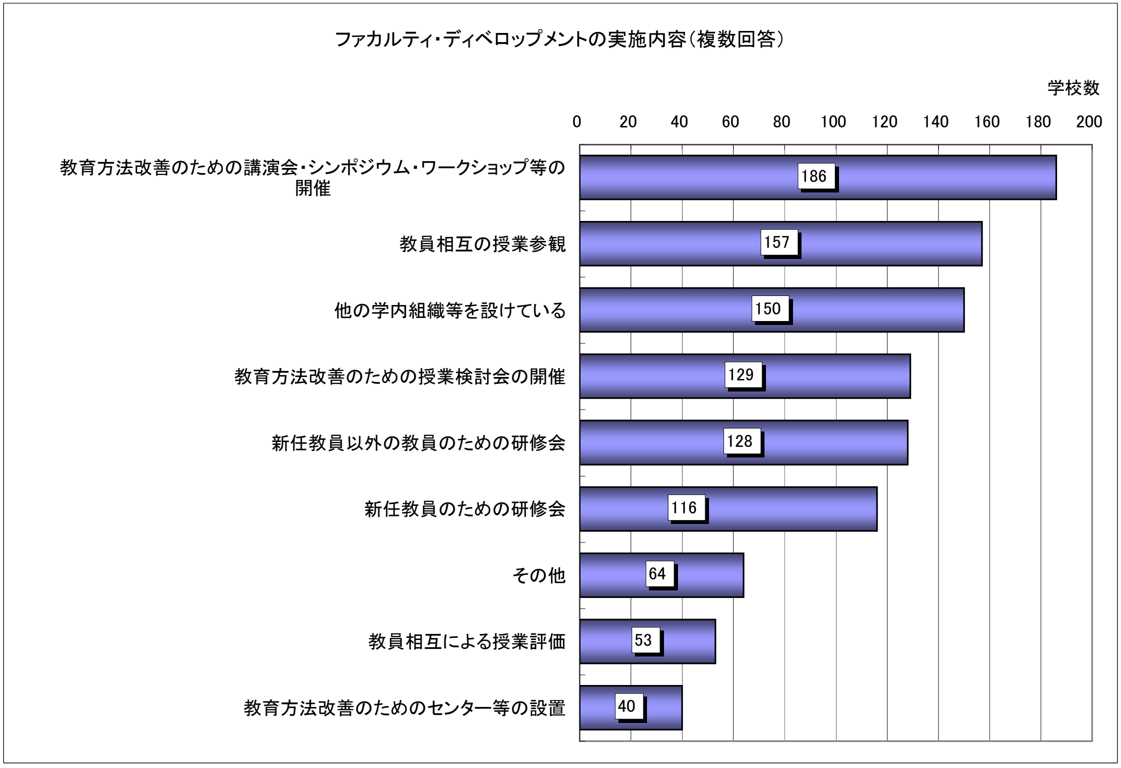


「その他」の例：教職員と学生が集い、1年に1回授業改善をめぐる意見交換会を実施、
FDについて学内広報誌を配布

## 12 職員の能力向上のための取組（スタッフ・ディベロップメント=SD）（平成20年度）

SDを実施している短期大学は、236校で、回答校の約62%。

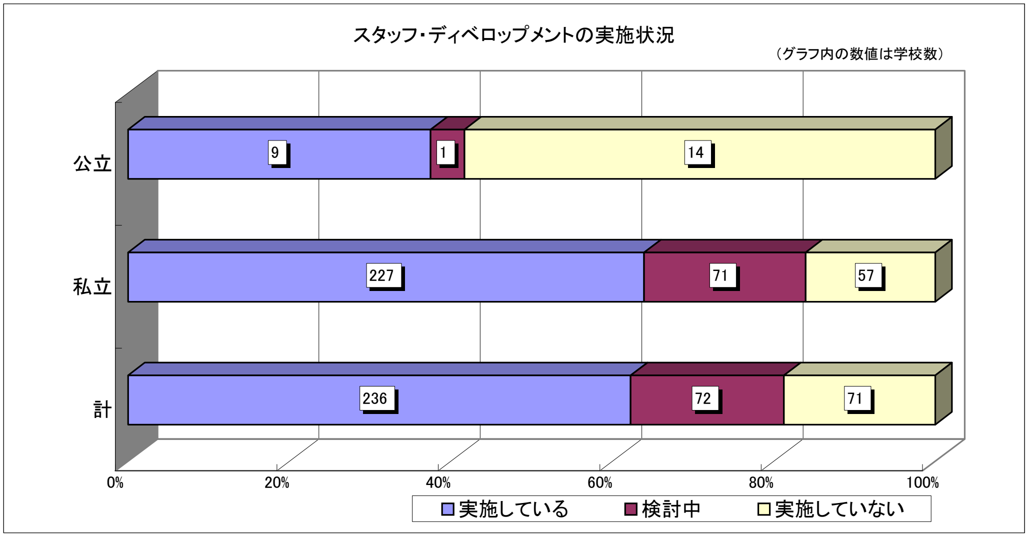

## 13　教育の改善のための取組（平成19年度）

「養成しようとする人材像を具体的に定め明らかにしている」、「成績評価基準を明示し、当該基準に沿った厳格な成績評価の実施」などを行っている短期大学が多かった。

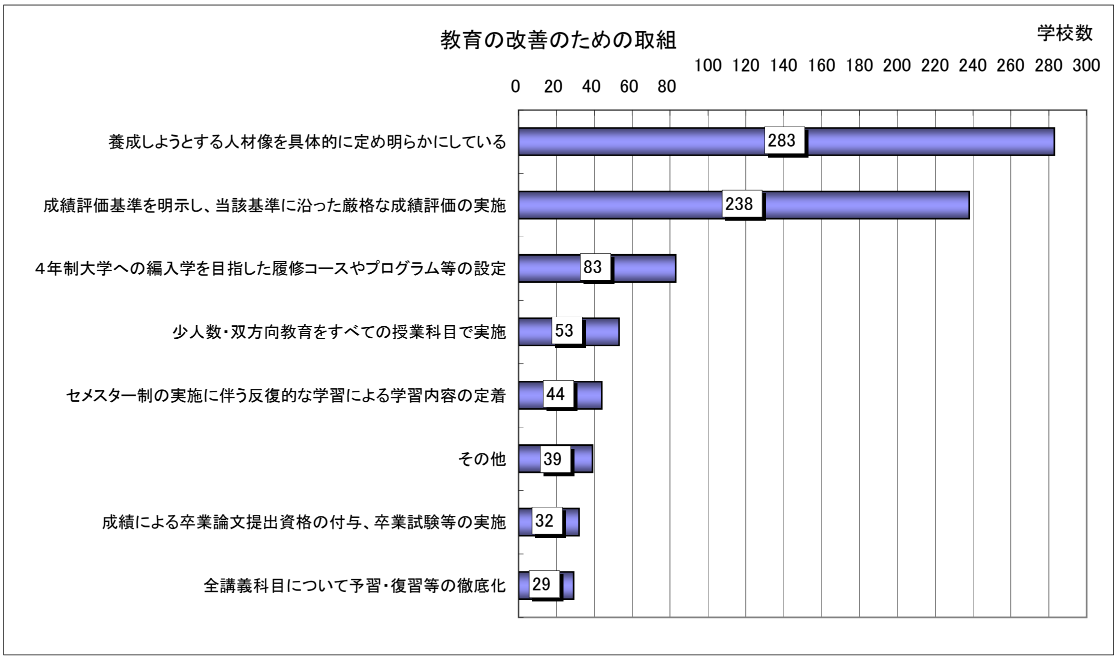


「その他」の例：チューター制を活用し個人指導を強化、他学科の科目を履修できるシステム、実践的な教育科目の開設
e-Learningの活用、学生による授業評価の活用、少ゼミナールによる基礎演習

## 14　留学生受入のための方策（平成20年度）

### (1)　基本方針及び中長期的計画の策定

受入に関する基本方針及び中長期的計画を策定している短期大学は、63校で、回答校の約17%。

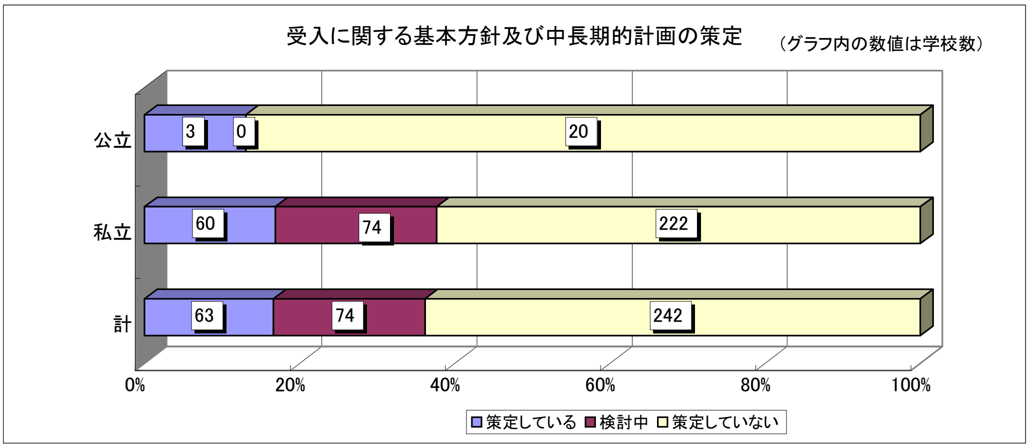


### (2)　生活支援体制の整備

生活支援体制の整備を実施している短期大学は、155校で、回答校の約41%。

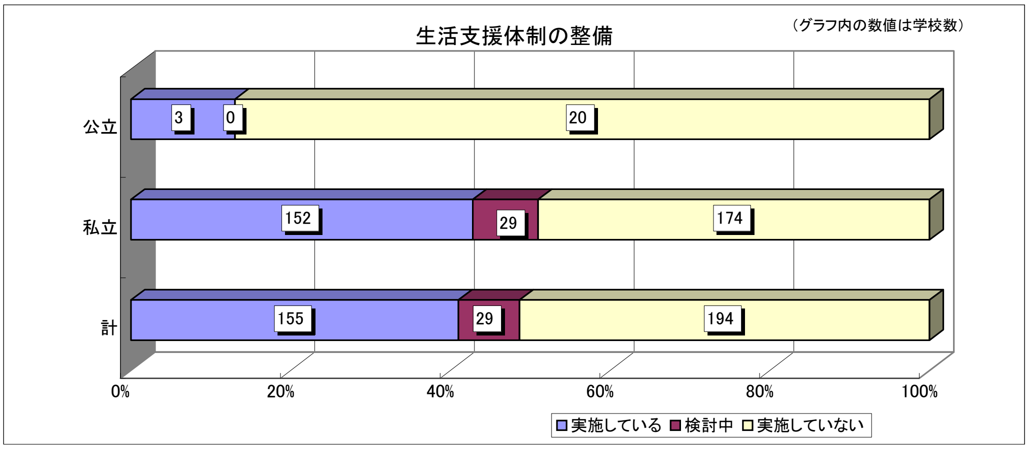

## 15　社会人学生の受入れ（平成20年度）

### (1)　社会人特別選抜制度

社会人特別選抜制度を設けている短期大学は、312校で、回答校の約85%。

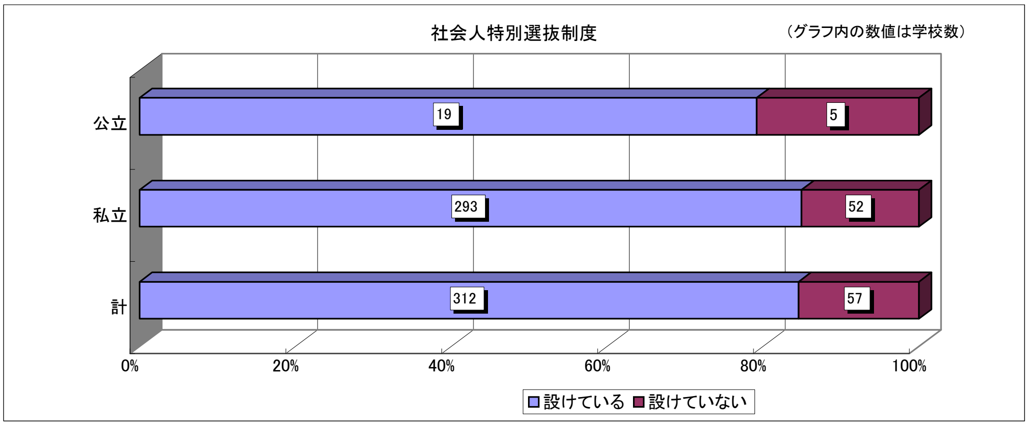


### (2)　入学状況

| | 公　立 | 私　立 | 計 |
|---|---|---|---|
| （受入校数） | (16) | (242) | (258) |
| 志願者数 | 197 | 1,323 | 1,520 |
| 合格者数 | 112 | 1,121 | 1,233 |
| 入学者数 | 103 | 1,009 | 1,112 |

| 前年度計 |
|---|
| (299) |
| 1,748 |
| 1,343 |
| 1,220 |

## 16　科目等履修生の受入れ（平成20年度）

### (1)　受入制度

科目等履修生の受入制度を設けている短期大学は、365校で、回答校の約95%。

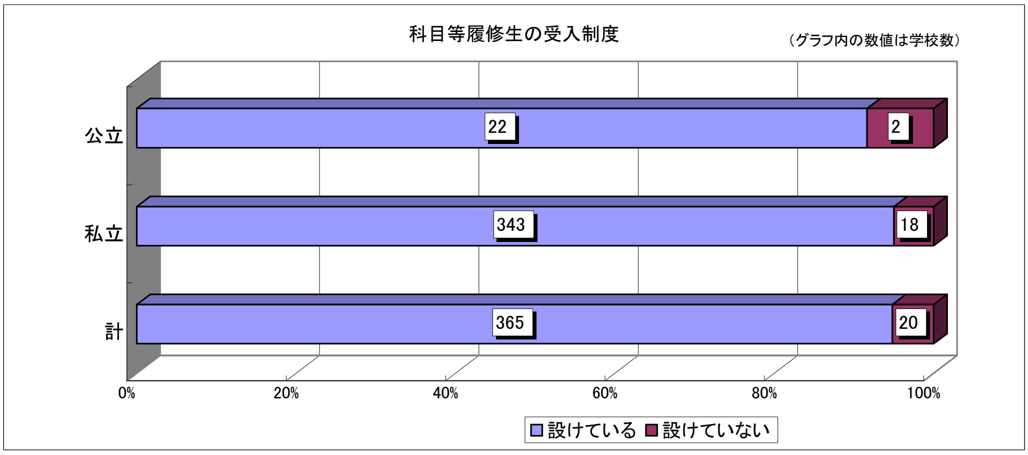


### (2)　受入状況

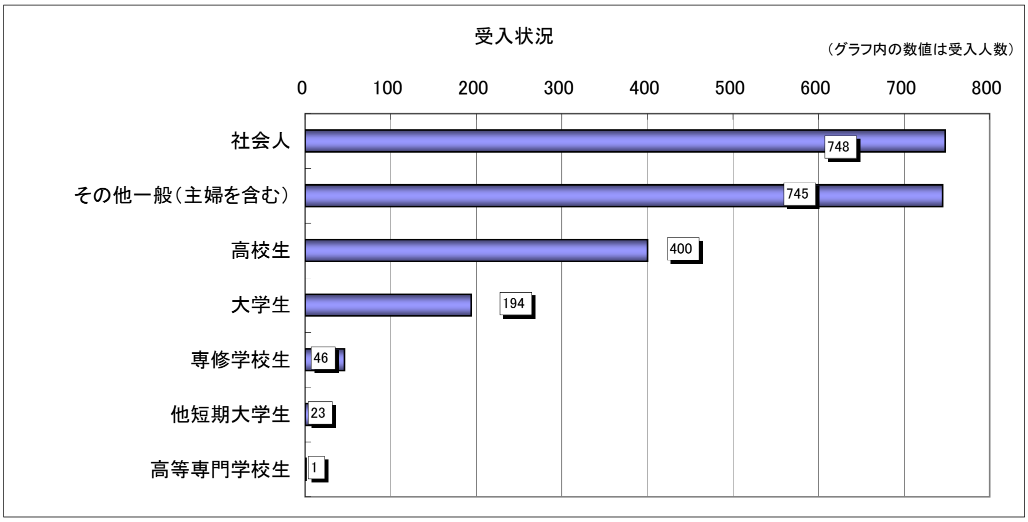

## 17　長期履修学生

### (1)　受入制度

長期履修学生の受入制度を設けている短期大学は、94校で、回答校の約25%。

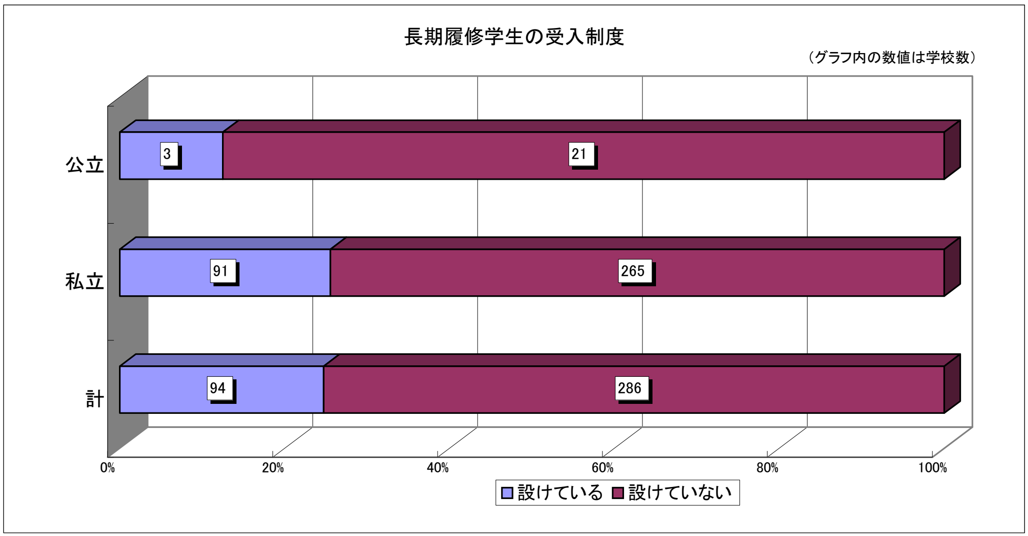


### (2)　受入状況

| | 公　立 | 私　立 | 計 |
|---|---|---|---|
| (受入校数) | (1) | (24) | (25) |
| 学生数 | 45 | 127 | 172 |

| 前年度計 |
|---|
| (21) |
| 104 |

## 18　学生以外の者を対象とした教育課程の提供

学生以外の者を対象とした教育課程を設けている短期大学は、47校で、回答校の約12%。

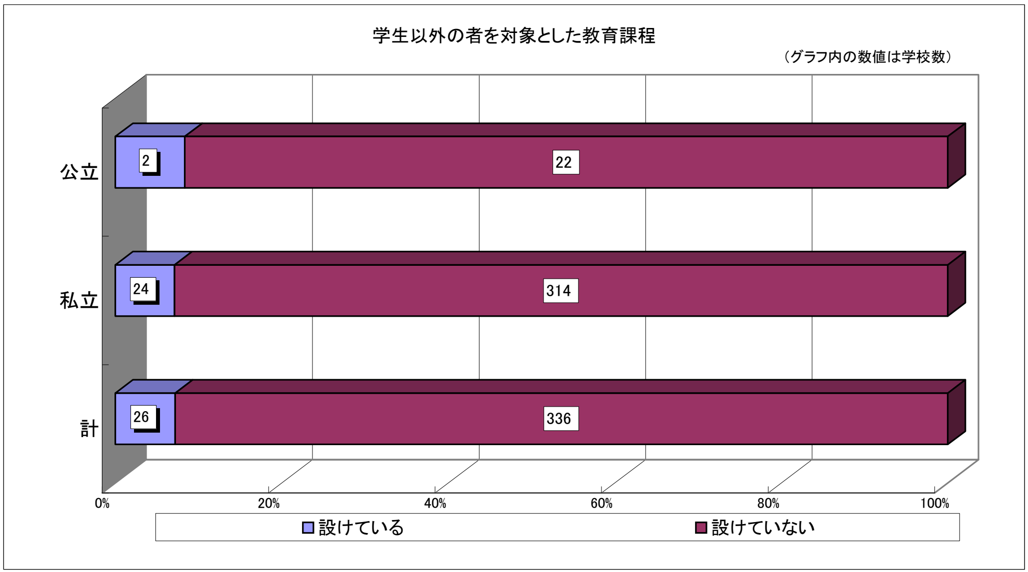


「設けている」と回答した中で、教育課程を修了した事実を証する証明書の交付を行っている短期大学は26校(公立2校、私立24校)

## 19　公開講座

### (1)　学則規程

公開講座に関する学則規程を設けている短期大学は、209校で、回答校の約58%。

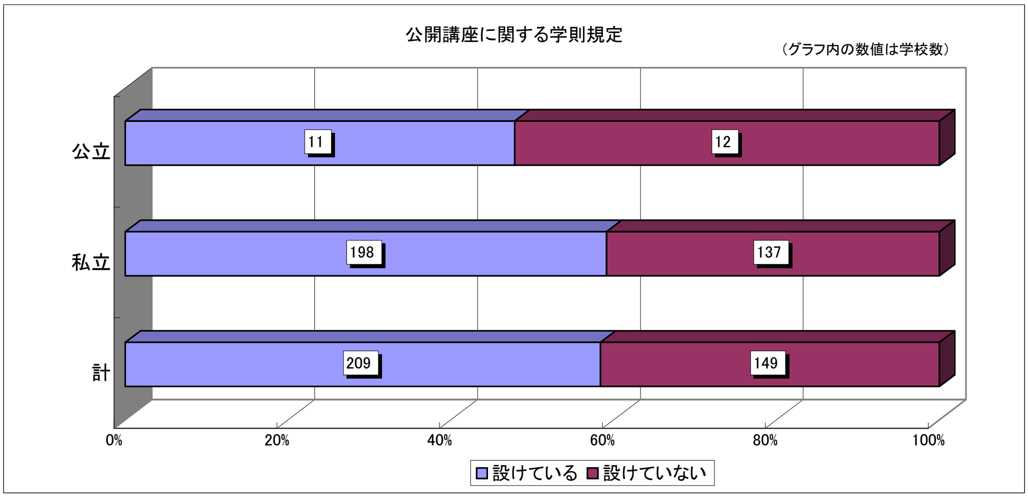


### (2)　実施状況

| | 公　立 | 私　立 | 計 |
|---|---|---|---|
| (実施校数) | (22) | (290) | (312) |
| 合計講座数 | 132 | 3,911 | 4,043 |
| 合計時間数 | 921 | 51,796 | 52,717 |
| 合計受講者数 | 7,889 | 178,168 | 186,057 |

| 前年度計 |
|---|
| (312) |
| 3,457 |
| 44,081 |
| 164,315 |

## 20　自己点検・評価(平成11年度の義務化以降)

### (1)　実施状況

平成11年度の義務化以降、平成19年度までに自己点検・評価を実施した短期大学は、360校で、回答校の約95%。

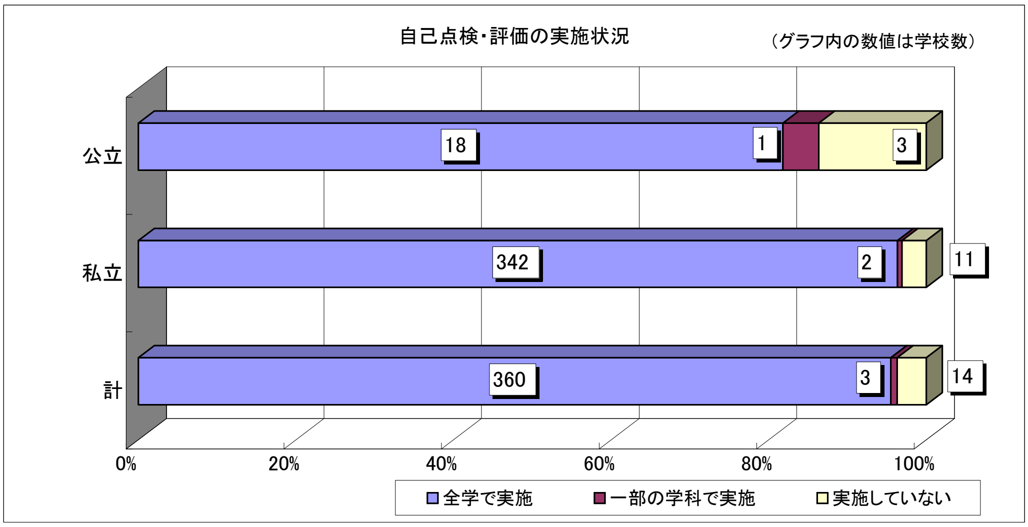

## (2) 具体的な評価項目

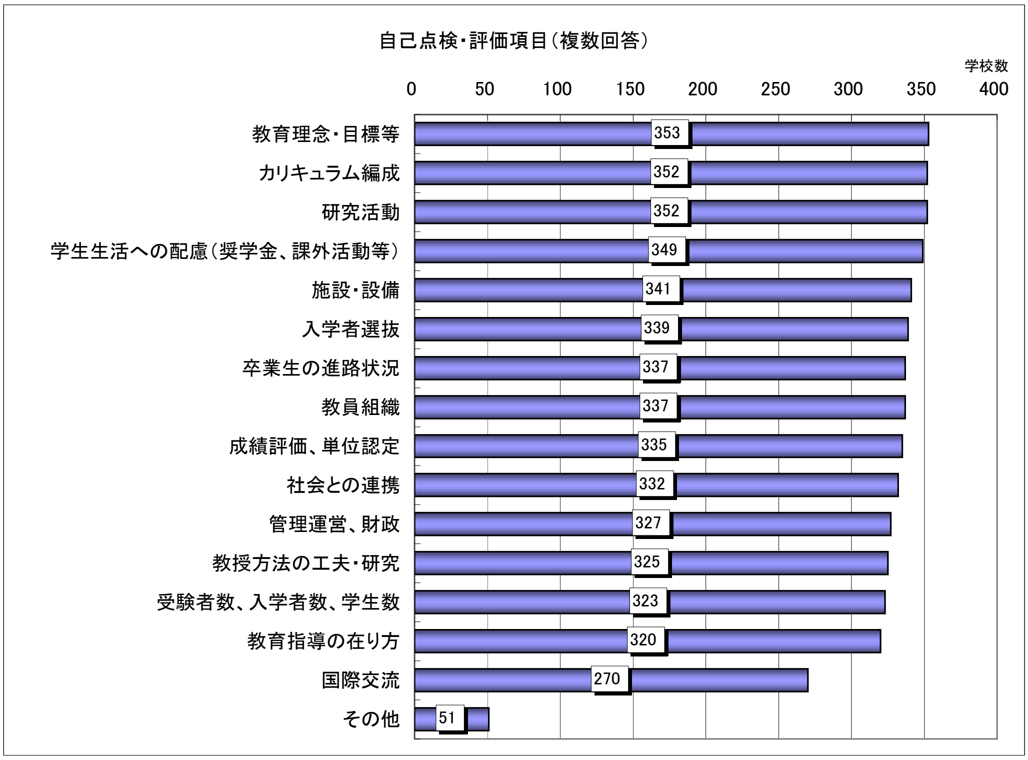


「その他」の例:改革・改善、学生による評価、自己点検・評価の体制、将来計画、地域貢献、図書館、広報、事務・教員組織

## (3) 結果を改革に反映させるための組織的取組

自己点検・評価の結果を改革に反映させるための組織的取組を行っている短期大学は、251校で、
自己点検・評価を実施した短期大学(360校)のうち約70%。

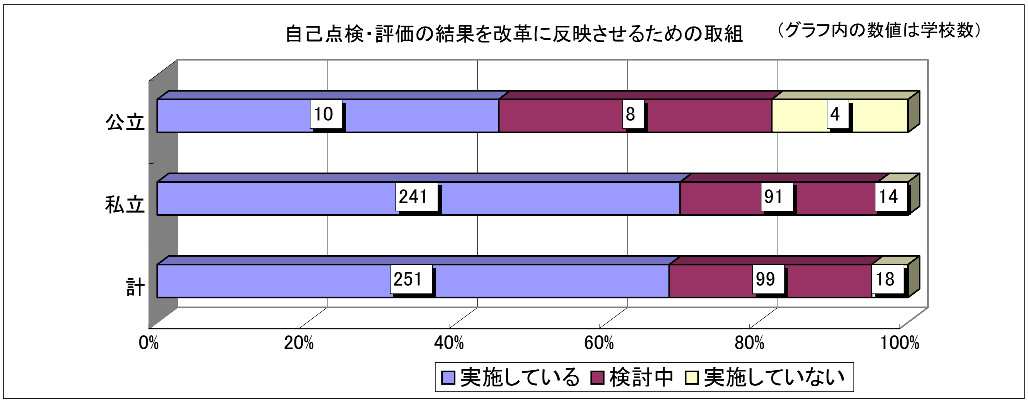


## (4) 公表状況

自己点検・評価の結果を、学内外に公表した(またはする予定)としている短期大学は、
293校で、自己点検・評価を実施した短期大学(360校)のうち約81%。

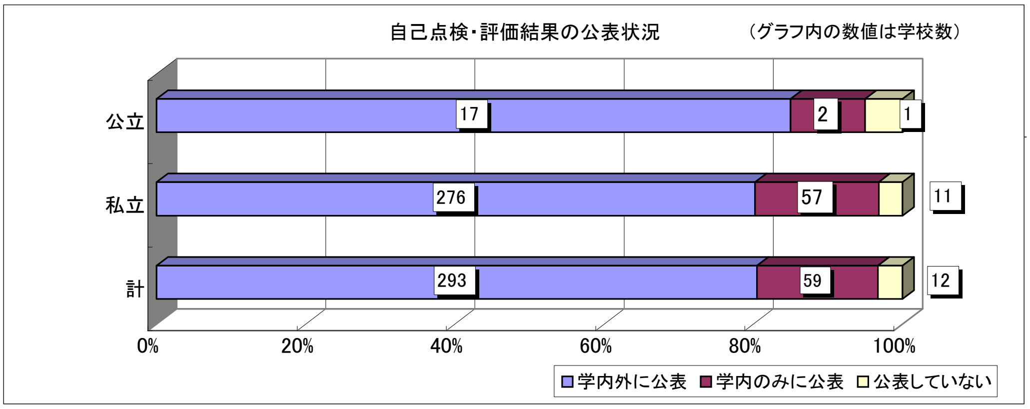


14

## 21　学生による授業評価（平成20年度）

### (1)　実施状況

学生による授業評価を全学で組織的に実施した短期大学は、360校で、回答校の約95%。

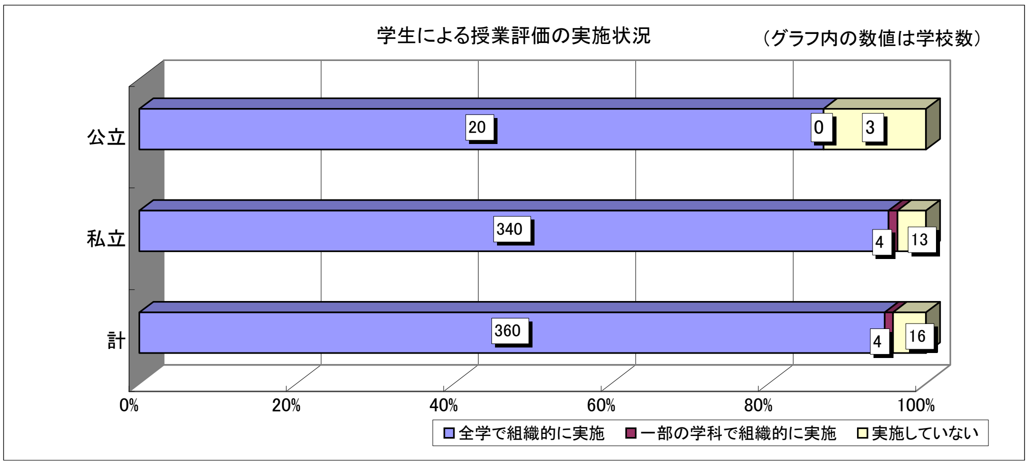


### (2)　具体的な評価項目

学生による授業評価の具体的な評価項目では、「授業のわかりやすさ」、「話し方の聞き取りやすさ」などを挙げた短期大学が多かった。

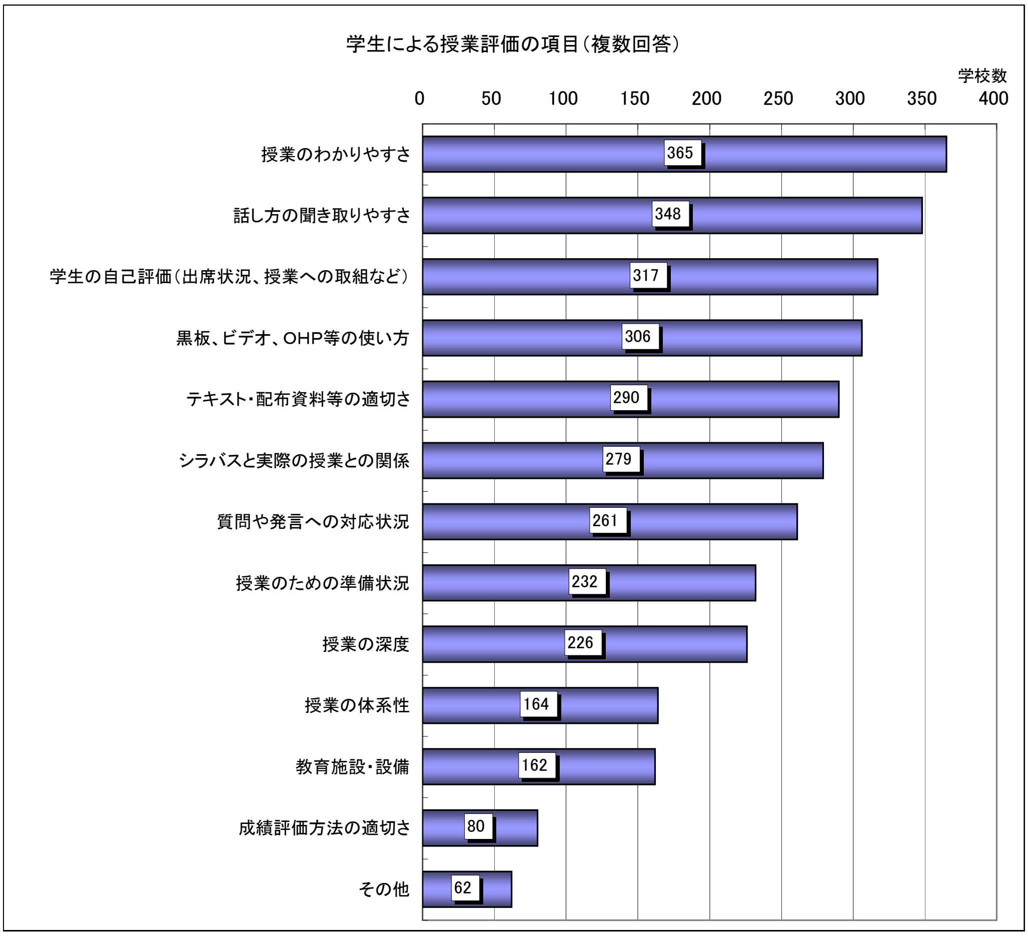


「その他」の例：教員の熱意、授業の満足度、授業の進度、授業の開始・終了時間、授業の受講者数、私語への対応、課題の量や内容

### (3) 学生による授業評価の結果を改革に反映させるための組織的取組

学生による授業評価を反映させる組織的取組を実施した短期大学は、232校で、回答校の約62%。

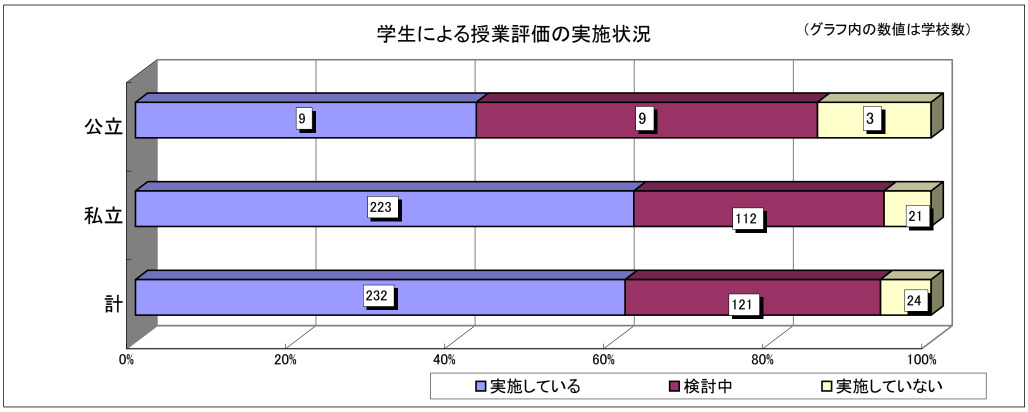


### (4) 学生による授業評価の結果の公表

学生による授業評価を公表した短期大学は、217校で、回答校の約59%。

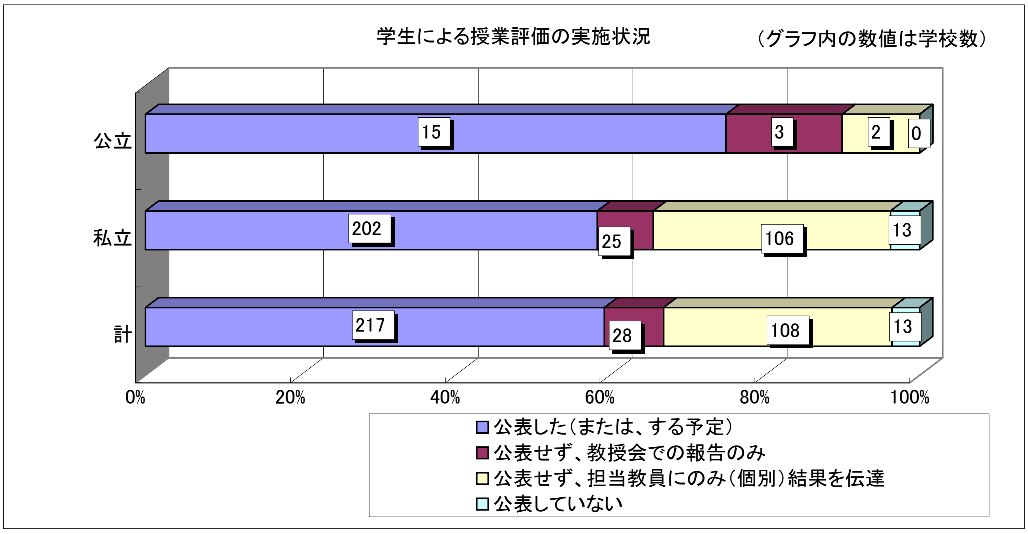


## 22 外部評価

### (1) 実施状況

外部評価を実施した短期大学は、187校で、回答校の約49%。

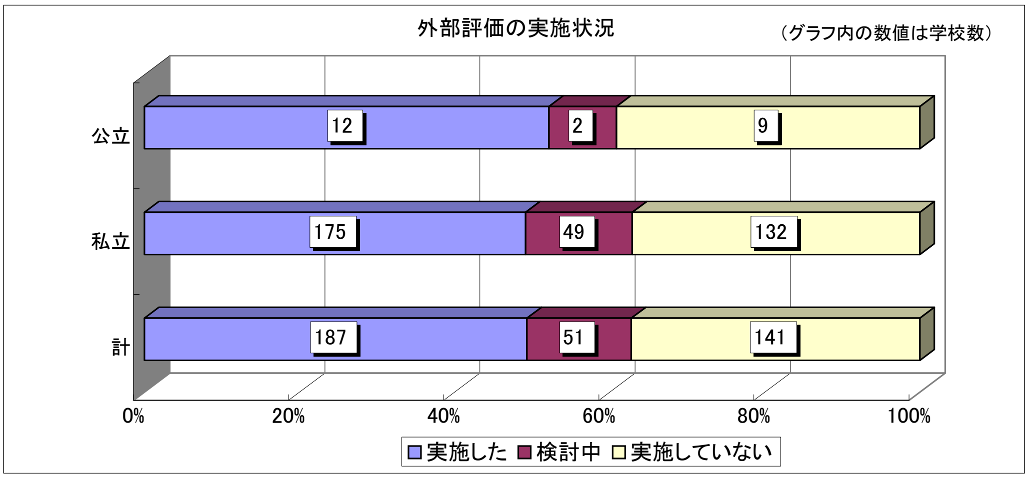

## （2） 外部評価の結果を改革に反映させるための組織的取組

外部評価の結果を反映させる組織的取組を実施している短期大学は、145校で、
外部評価を実施した短期大学（187校)のうち約78%。

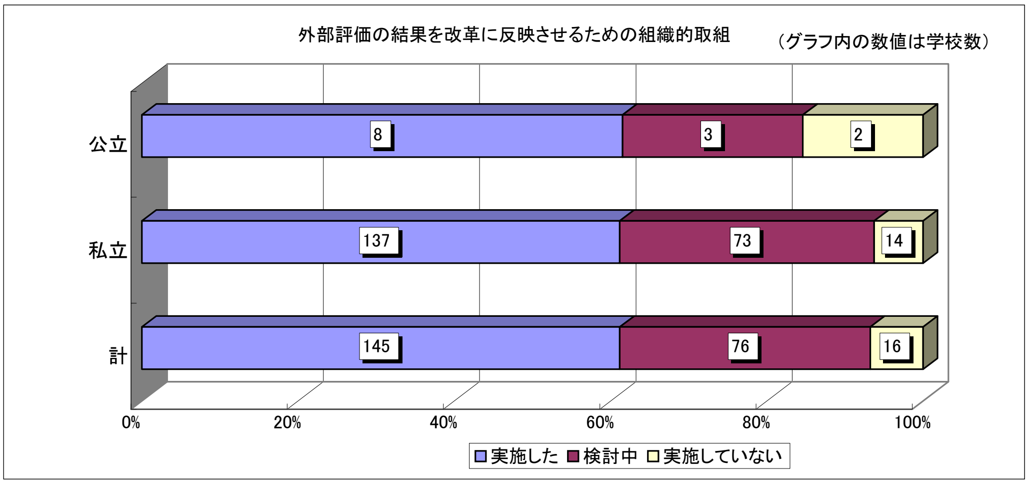


## （3） 外部評価の結果の公表

外部評価を公表した短期大学は、198校で、外部評価を実施した短期大学（187校)のうち約78%。回答校の約49%。

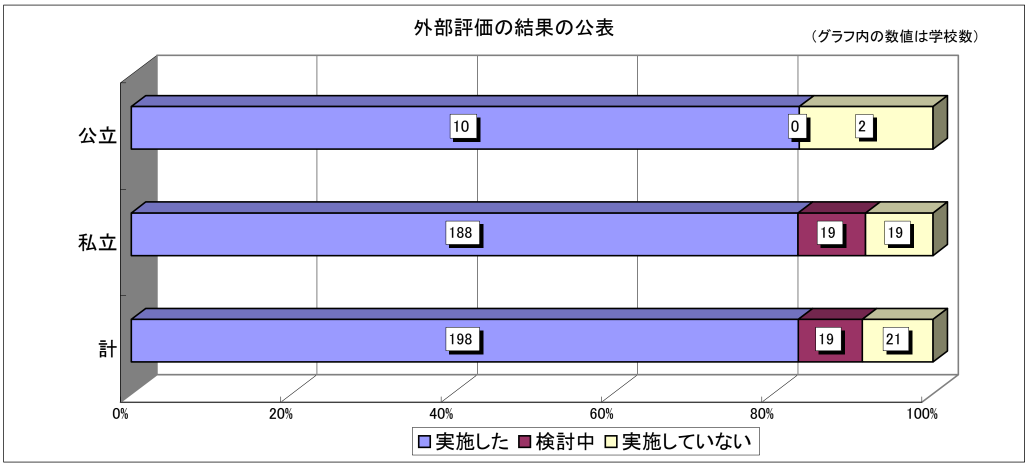


# 23 情報提供（平成20年度）

## （1） 情報の積極的な提供のための取組内容

具体的な取組内容としては、「ホームページを開設」、「広報誌の発行」などを挙げた短期大学が多かった。

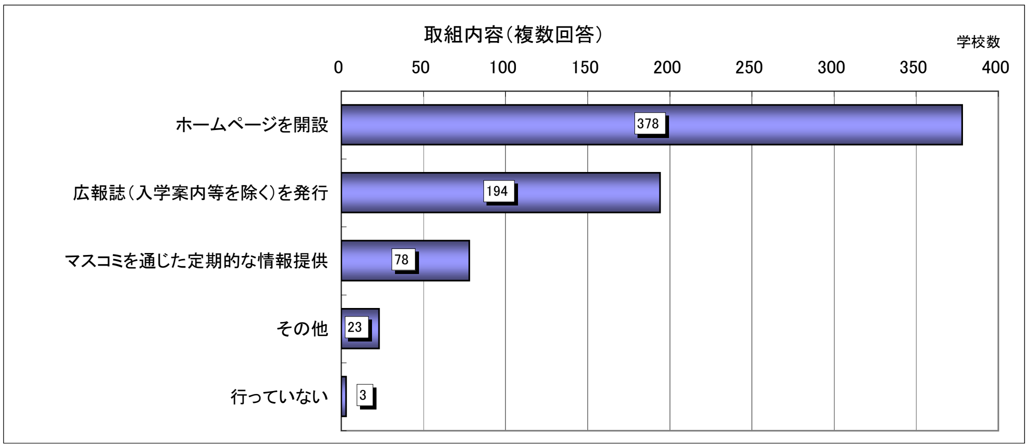


「その他」の例：自治体の広報誌への掲載、電車等の広告、新聞・ラジオ等の広告

（2） ホームページの掲載内容

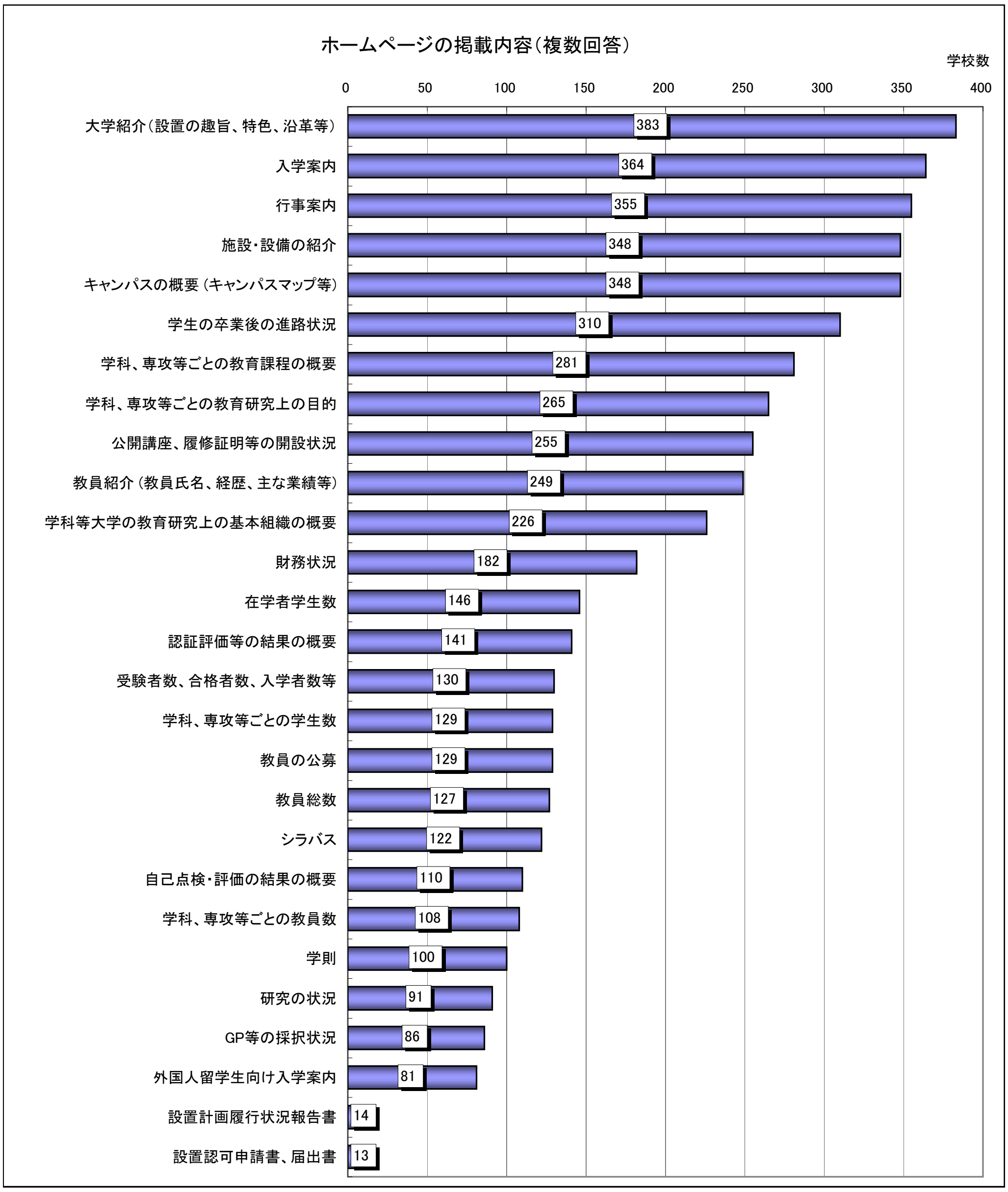


## 24 地域の学習ニーズに応えるための取組（平成20年度）

### （1） 学習ニーズに応えるために行った取組

「他の教育機関等に対する出前講義、注文授業、講師派遣」、「地方公共団体、地元企業等と連携した公開講座の充実」を行っている短期大学が多かった。

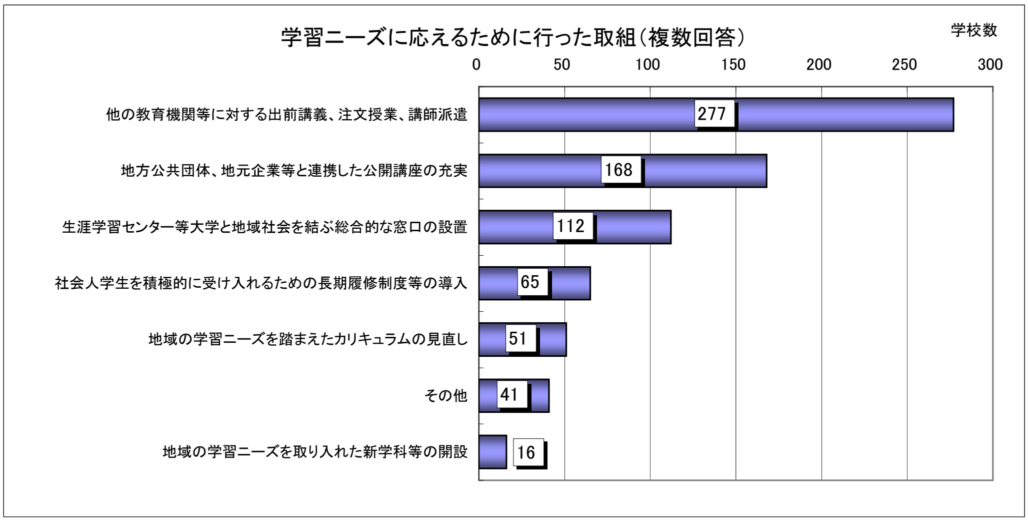


「その他」の例：子育て支援の充実、地域の小学校等への学生派遣

## （2） 学習ニーズの把握方法

「公開講座、シンポジウム等参加者からの意見聴取」、
「地方公共団体、地域企業、有識者等との意見交換」を行っている短期大学が多かった。

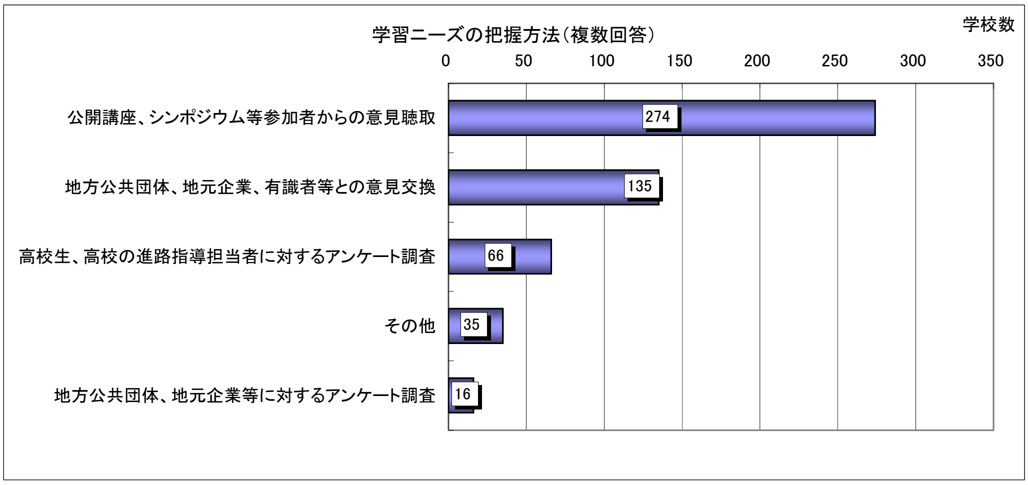


「その他」の例：高大連携による定期的な意見交換会、高等学校の進路指導担当教員との意見交換、
卒業生からの意見聴取、公開講座等の参加者に対するアンケート

# 25 セクシャル・ハラスメント防止のための取組（平成20年度）

## （1） 調査・対策機関の設置

全学的な調査・対象機関を設置している短期大学は、310校で、回答校の約81%。

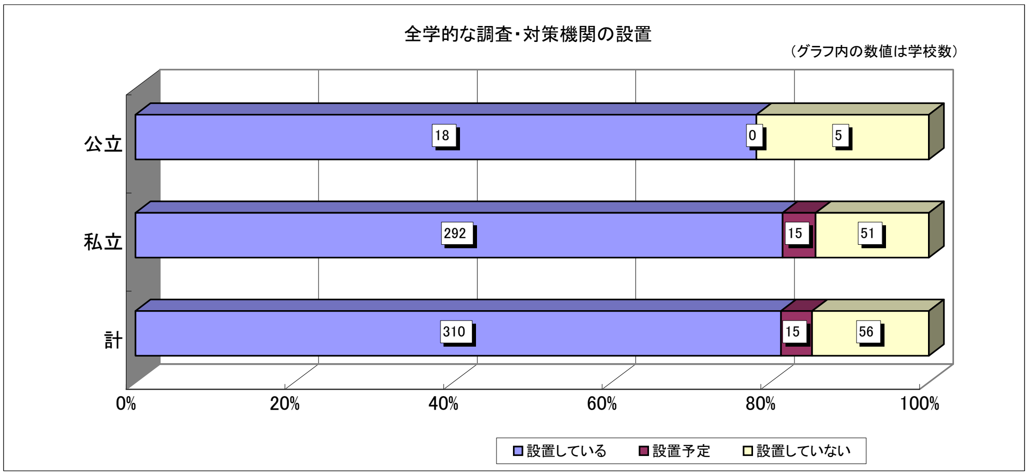


## （2） 相談窓口の設置

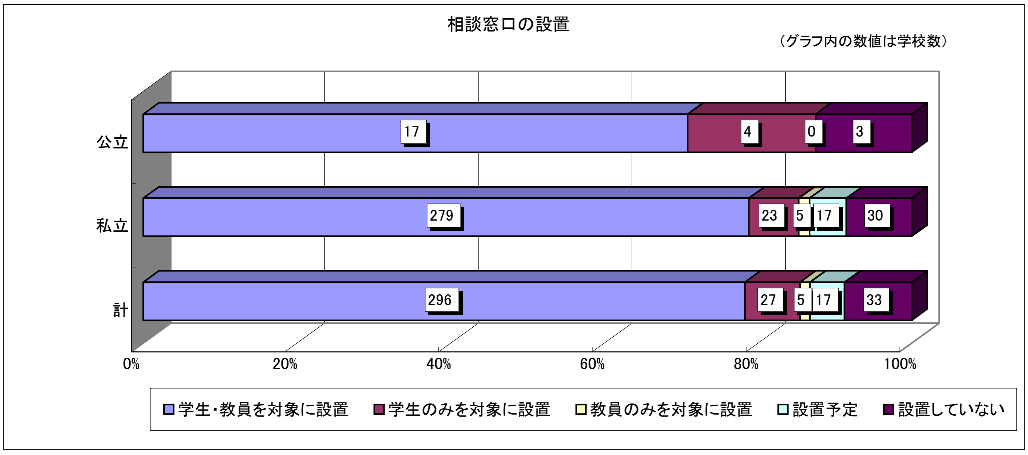

## 26 研究活動の状況（平成20年度）

### （1） 研究紀要の「発刊状況」

研究紀要を発刊している短期大学は、361校で、回答校の約96%。

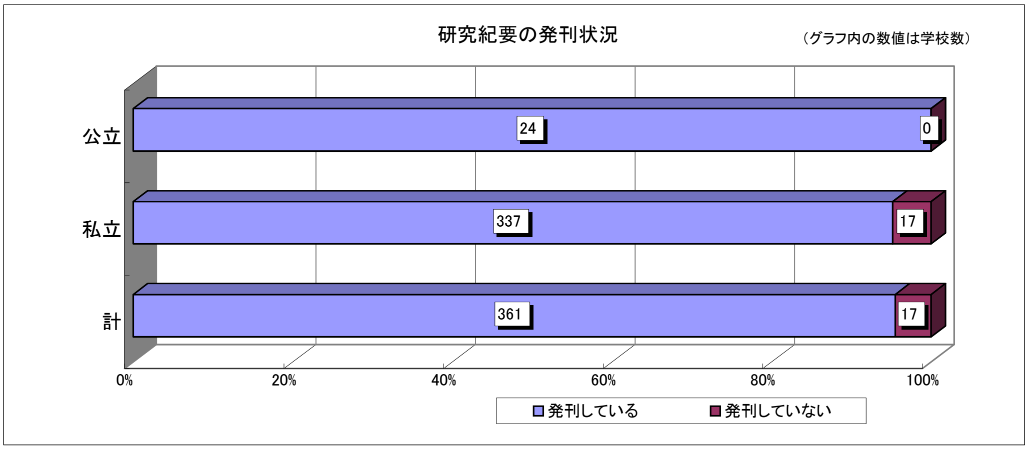


### （2） 発行頻度

定期的に研究紀要を発行している短期大学は、338校で、回答校の約97%。

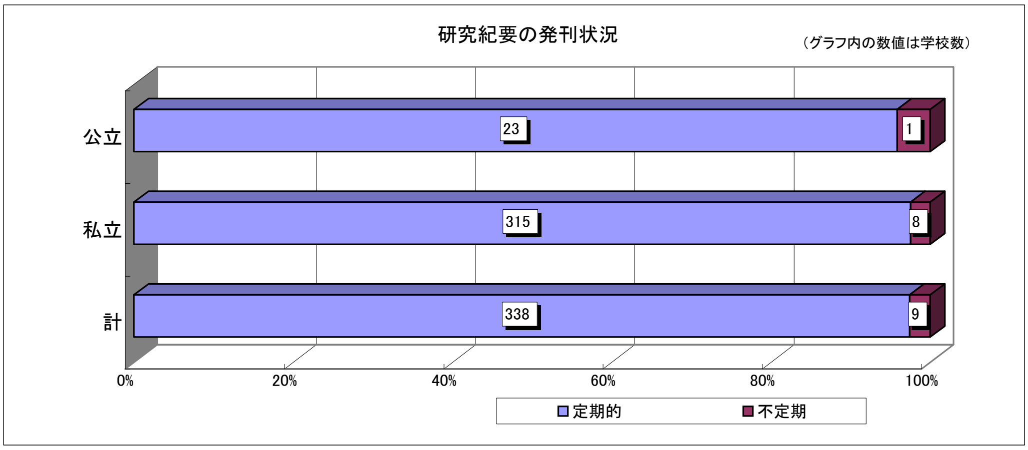


## 27 地域貢献

### （1） 自治体等との協定

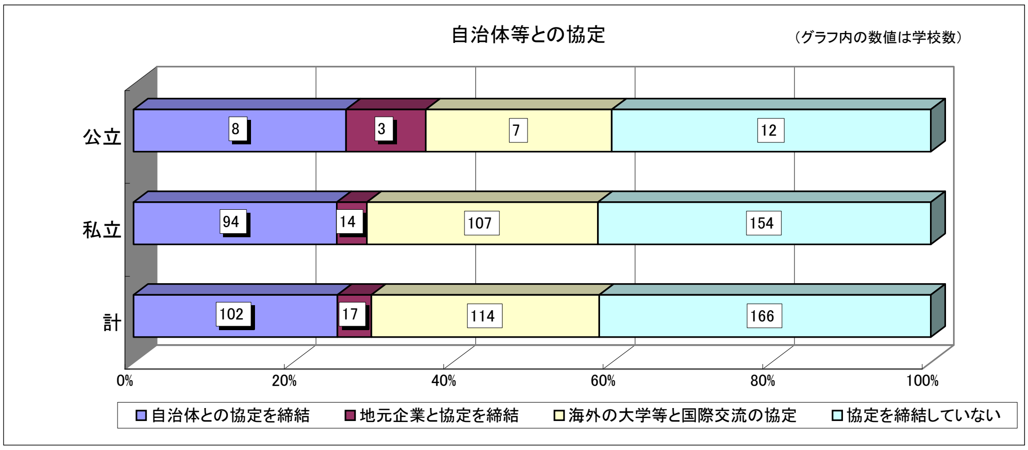

# 短　期　大　学　の　現　状

## 1　短期大学数、学生数の推移

### （1）短期大学数の推移

| 年　度 | 昭25 | 35 | 45 | 55 | 平2 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国　立 | 0 | 27 | 22 | 35 | 41 | 33 | 29 | 25 | 23 | 20 | 19 | 16 | 13 | 12 | 10 | 8 | 2 | 2 | 2 | 0.5 |
| 公　立 | 17 | 39 | 43 | 50 | 54 | 63 | 62 | 60 | 59 | 55 | 51 | 50 | 49 | 45 | 42 | 40 | 34 | 29 | 26 | 6.4 |
| 私　立 | 132 | 214 | 414 | 432 | 498 | 502 | 504 | 503 | 503 | 497 | 489 | 475 | 463 | 451 | 436 | 421 | 399 | 387 | 379 | 93.1 |
| 計 | 149 | 280 | 479 | 517 | 593 | 598 | 595<br>（△3） | 588<br>（△7） | 585<br>（△3） | 572<br>（△13） | 559<br>（△13） | 541<br>（△18） | 525<br>（△16） | 508<br>（△17） | 488<br>（△20） | 469<br>（△19） | 435<br>（△34） | 418<br>（△17） | 407<br>（△11） | 100.0 |

（注）１　短期大学一覧による。
　　　２　学生募集停止中の短期大学を含む。

### （参考 １）高等教育における短期大学の規模等（１８歳段階）

| | 短期大学 | | | | 大学 | | | | 高等専門学校 | | | | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 計<br>（割合） | 国立 | 公立 | 私立 | 計<br>（割合） | 国立 | 公立 | 私立 | 計<br>（割合） | 国立 | 公立 | 私立 | |
| 学校数 | 406<br>(32.7) | 2<br>(0.2) | 26<br>(2.1) | 378<br>(30.4) | 773<br>(62.2) | 86<br>(6.9) | 92<br>(7.4) | 595<br>(47.9) | 64<br>(5.1) | 55<br>(4.4) | 6<br>(0.5) | 3<br>(0.2) | 1,243<br>(100.0) |
| １年次<br>学生数 | 73,755<br>(10.5) | 0<br>(0.0) | 4,192<br>(0.6) | 69,563<br>(9.9) | 617,480<br>(87.9) | 102,832<br>(14.6) | 28,606<br>(4.1) | 486,042<br>(69.2) | 11,491<br>(1.6) | 10,326<br>(1.5) | 786<br>(0.1) | 379<br>(0.1) | 702,726<br>(100.0) |

（注）１　学校数は、通信教育のみを行う学校（私立短期大学1校、私立大学6校）を除く。
　　　２　学生数は、平成21年度学校基本調査（速報）による。（以下学生数については通信制を除く。）
　　　３　割合は、合計に占める割合。（単位：％）
　　　４　高等専門学校は、４年次学生数。

### （参考 ２）４年制大学へ転換を図った短期大学数

| 年　　度 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 短期大学数 | 2 | 3 | 4<br>(1) | 5 | 7 | 8 | 6<br>(1) | 15 | 15 | 23<br>(1) | 13<br>(4) | 17<br>(4) | 19<br>(8) | 19<br>(7) | 15<br>(10) | 12<br>(6) | 4<br>(5) | 2<br>(4) | 5<br>(6) |

（注）１　文部科学省調べ。
　　　２「短期大学数」は、４年制大学・学部の設置等に伴い、短期大学の全学科の学生募集を停止した学校数である。
　　　３（　）内は、４年制大学・学部の設置等に関わらず、全学科の学生募集を停止した学校数であり、外数である。
　　　４　このほか，平成5年度に短期大学の設置に伴う募集停止が1件，８年度及び１９年度に短期大学の統合に伴う募集停止が2件ある。

## （2）男女別本科学生数の推移

（単位：人）

| 区分 | 平成元年 | | | 11　年　度 | | | 21　年　度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| 国立 | 8,880 | 9,705 | 18,585 | 1,378 | 6,942 | 8,320 | 2 | 1 | 3 |
| 公立 | 3,418 | 18,591 | 22,009 | 1,972 | 19,535 | 21,507 | 972 | 8,587 | 9,559 |
| 私立 | 27,876 | 387,226 | 415,102 | 33,410 | 305,000 | 338,410 | 15,434 | 130,131 | 145,565 |
| 合計 | 40,174 | 415,522 | 455,696 | 36,760 | 331,477 | 368,237 | 16,408 | 138,719 | 155,127 |
| （%） | (8.8) | (91.2) | (100.0) | (10.0) | (90.0) | (100.0) | (10.6) | (89.4) | (100.0) |

（参考）

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大学計 | 1,410,854 | 518,283 | 1,929,137 | 1,561,931 | 886,873 | 2,448,804 | 1,483,662 | 1,036,931 | 2,520,593 |
| （%） | (73.1) | (26.9) | (100.0) | (63.8) | (36.2) | (100.0) | (58.9) | (41.1) | (100.0) |

（注）　1　専攻科、別科等の学生を除く。大学は、学部学生のみ。
　　　　2　学校基本調査による。

## （3）分野別学生数の推移

（単位：人）

| 分野 | 昭45 | 50 | 55 | 60 | 平2 | 7 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 計 | 259,747 | 348,922 | 366,248 | 366,180 | 473,194 | 489,322 | 212,200 | 195,233 | 179,958 | 166,448 | 155,127 |
| | (100.0%) | (100.0%) | (100.0%) | (100.0%) | (100.0%) | (100.0%) | (100.0%) | (100.0%) | (100.0%) | (100.0%) | (100.0%) |
| 人文 | 51,475 | 73,645 | 79,008 | 85,056 | 122,188 | 129,176 | 27,806 | 24,318 | 22,678 | 20,721 | 19,248 |
| | (19.8%) | (21.1%) | (21.6%) | (23.2%) | (25.8%) | (26.4%) | (13.1%) | (12.5%) | (12.6%) | (12.4%) | (12.4%) |
| 社会 | 30,187 | 37,915 | 33,499 | 35,990 | 59,996 | 65,363 | 26,156 | 23,851 | 21,400 | 19,897 | 18,518 |
| | (11.6%) | (10.9%) | (9.1%) | (9.8%) | (12.7%) | (13.4%) | (12.3%) | (12.2%) | (11.9%) | (12.0%) | (11.9%) |
| 教養 | 4,646 | 6,421 | 7,044 | 8,315 | 14,065 | 17,224 | 2,934 | 2,442 | 2,367 | 2,326 | 2,241 |
| | (1.8%) | (1.8%) | (1.9%) | (2.3%) | (3.0%) | (3.5%) | (1.4%) | (1.3%) | (1.3%) | (1.4%) | (1.4%) |
| 工業 | 21,799 | 23,335 | 20,093 | 19,787 | 23,729 | 22,360 | 9,790 | 8,195 | 6,934 | 5,749 | 4,768 |
| | (8.4%) | (6.7%) | (5.5%) | (5.4%) | (5.0%) | (4.6%) | (4.6%) | (4.2%) | (3.9%) | (3.5%) | (3.1%) |
| 農業 | 3,503 | 4,173 | 4,160 | 4,106 | 3,765 | 3,692 | 2,098 | 1,529 | 1,304 | 1,358 | 1,370 |
| | (1.3%) | (1.2%) | (1.1%) | (1.1%) | (0.8%) | (0.8%) | (1.0%) | (0.8%) | (0.7%) | (0.8%) | (0.9%) |
| 保健 | 5,827 | 10,023 | 15,829 | 20,544 | 26,751 | 30,651 | 17,687 | 14,823 | 13,494 | 12,701 | 12,385 |
| | (2.2%) | (2.9%) | (4.3%) | (5.6%) | (5.7%) | (6.3%) | (8.3%) | (7.6%) | (7.5%) | (7.6%) | (8.0%) |
| 家政 | 85,017 | 97,369 | 97,894 | 95,617 | 116,651 | 115,477 | 44,721 | 41,382 | 37,977 | 34,608 | 31,730 |
| | (32.7%) | (27.9%) | (26.7%) | (26.1%) | (24.7%) | (23.6%) | (21.1%) | (21.2%) | (21.1%) | (20.8%) | (20.5%) |
| 教育 | 44,413 | 78,007 | 89,370 | 76,179 | 78,620 | 74,381 | 62,706 | 60,005 | 54,688 | 49,670 | 45,946 |
| | (17.1%) | (22.4%) | (24.4%) | (20.8%) | (16.6%) | (15.2%) | (29.6%) | (30.7%) | (30.4%) | (29.8%) | (29.6%) |
| 芸術 | 12,686 | 17,867 | 19,195 | 18,007 | 21,494 | 22,759 | 8,856 | 8,335 | 7,945 | 7,521 | 6,834 |
| | (4.9%) | (5.1%) | (5.2%) | (4.9%) | (4.5%) | (4.7%) | (4.2%) | (4.3%) | (4.4%) | (4.5%) | (4.4%) |
| その他 | 194 | 167 | 156 | 2,579 | 5,935 | 8,239 | 9,446 | 10,353 | 11,171 | 11,897 | 12,087 |
| | (0.1%) | (0.0%) | (0.0%) | (0.7%) | (1.3%) | (1.7%) | (4.5%) | (5.3%) | (6.2%) | (7.1%) | (7.8%) |

（注）　学校基本調査による。

## ２　入学者の状況等

### （1）短期大学・大学学部全体の入学者数，定員充足状況

| 区分＼年度 | | 平2 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 短期大学 | 入学定員 | 182,630 | 197,370 | 194,080 | 191,325 | 184,580 | 176,280 | 152,071 | 140,908 | 126,590 |
| | 入学者数 | 235,195 | 232,741 | 220,875 | 207,546 | 191,430 | 168,973 | 141,491 | 130,246 | 121,441 |
| | 充足率% | （128.8） | （117.9） | （113.8） | （108.5） | （103.7） | （95.9） | （93.0） | （92.4） | （96.0） |
| 大学学部 | 入学定員 | 414,680 | 493,135 | 498,913 | 505,961 | 515,735 | 524,807 | 535,445 | 539,370 | 543,319 |
| | 入学者数 | 492,340 | 568,576 | 579,148 | 586,688 | 590,743 | 589,559 | 599,655 | 603,953 | 609,337 |
| | 充足率% | （118.7） | （115.3） | （116.1） | （116.0） | （114.5） | （112.3） | （112.0） | （112.0） | （112.2） |

| 区分＼年度 | | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 短期大学 | 入学定員 | 116,433 | 105,746 | 99,761 | 95,866 | 92,342 | 87,577 | 83,052 |
| | 入学者数 | 113.029 | 106,204 | 99,431 | 90,740 | 84,596 | 77,339 | 73,163 |
| | 充足率% | （97.1） | （100.4） | （99.7） | （94.7） | （91.6） | （88.3） | （88.1） |
| 大学学部 | 入学定員 | 543,818 | 545,261 | 551,775 | 561,959 | 567,123 | 570,250 | 571,921 |
| | 入学者数 | 604,785 | 598,331 | 603,760 | 603,054 | 613,613 | 607,159 | 608,730 |
| | 充足率% | （111.2） | （109.7） | （109.4） | （107.3） | （108.2） | （106.5） | （106.4） |

（注）１　1部、2部、3部の本科（学部）学生定員及び入学者数の合計。
　　　２　学校基本調査、短期大学一覧、大学一覧による。

### （2）短期大学・大学の女子の進学率

（単位：％）

| 年　度 | 平2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 短期大学 | 22.2 | 23.1 | 23.5 | 24.4 | 24.9 | 24.6 | 23.7 | 22.9 | 21.9 | 20.2 | 17.2 | 15.8 | 14.7 | 13.9 | 13.5 | 13.0 | 12.4 | 11.9 | 11.5 | 11.1 |
| 大　学 | 15.2 | 16.1 | 17.3 | 19.0 | 21.0 | 22.9 | 24.6 | 26.0 | 27.5 | 29.4 | 31.5 | 32.7 | 33.8 | 34.4 | 35.2 | 36.8 | 38.5 | 40.6 | 42.6 | 44.2 |

（注）１　進学率＝女子入学者数／3年前の中学校の卒業者数及び中等教育学校前期課程修了者のうち女子の数
　　　２　学校基本調査による。

### （3）短期大学・大学の自県内入学率

（入学者のうち、当該短期大学・大学の存在する県内高等学校卒業者の割合）

（単位：％）

| 年　度 | 50 | 60 | 2 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 短期大学 | 57.5 | 60.1 | 59.2 | 57.8 | 58.1 | 57.8 | 58.0 | 58.0 | 59.3 | 59.5 | 59.9 | 60.4 | 61.1 | 61.9 | 63.1 | 63.3 | 63.7 | 64.0 |
| 大　学 | 36.1 | 38.7 | 35.5 | 36.0 | 36.2 | 36.3 | 37.1 | 37.8 | 38.8 | 39.1 | 39.5 | 39.5 | 39.7 | 40.1 | 40.8 | 41.0 | 41.2 | 41.5 |

（注）学校基本調査による。

## 3　卒業者の進路状況

### （1）卒業者の進路・就職状況

| 年 | 卒業者数 | 進路別内訳 | | | | | | | | （参考） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 大学等への入学者 | 就職者 | | | 専修学校・外国学校等入学者 | 一時的な就労者 | 左記以外 | 死亡・不詳 | 大学編入学者数 |
| | | | 計 | 男 | 女 | | | | | |
| | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 50 | 140,938 | 5,022 | 103,314 | 11,993 | 91,321 | ― | ― | 25,047 | 7,555 | ― |
| | (100.0) | (3.6) | (73.3) | (8.5) | (64.8) | ― | ― | (17.8) | (5.4) | |
| 60 | 174,624 | 5,085 | 140,870 | 9,122 | 131,748 | ― | ― | 23,184 | 5,485 | 3,344 |
| | (100.0) | (2.9) | (80.7) | (5.2) | (75.4) | ― | ― | (13.3) | (3.1) | |
| 2 | 208,358 | 6,900 | 181,229 | 10,923 | 170,306 | ― | 2,167 | 14,543 | 3,519 | 4,528 |
| | (100.0) | (3.3) | (87.0) | (5.2) | (81.7) | ― | (1.0) | (7.0) | (1.7) | |
| 7 | 246,474 | 14,213 | 161,090 | 10,164 | 150,926 | ― | 10,896 | 51,351 | 8,924 | 10,297 |
| | (100.0) | (5.8) | (65.4) | (4.1) | (61.2) | ― | (4.4) | (20.8) | (3.6) | |
| 13 | 156,837 | 15,988 | 92,672 | 6,265 | 86,407 | ― | 12,605 | 32,772 | 2,800 | 13,611 |
| | (100.0) | (10.2) | (59.1) | (4.0) | (55.1) | ― | (8.0) | (20.9) | (1.8) | |
| 14 | 130,597 | 13,312 | 78,779 | 5,655 | 73,124 | ― | 11,138 | 25,422 | 1,946 | 10,850 |
| | (100.0) | (10.2) | (60.3) | (4.3) | (56.0) | ― | (8.5) | (19.5) | (1.5) | |
| 15 | 119,151 | 13,222 | 71,146 | 5,195 | 65,951 | ― | 9,968 | 23,085 | 1,730 | 10,255 |
| | (100.0) | (11.1) | (59.7) | (4.4) | (55.4) | ― | (8.4) | (19.4) | (1.5) | |
| 16 | 112,006 | 12,495 | 69,029 | 5,474 | 63,555 | 2,886 | 8,521 | 17,709 | 1,366 | 10,073 |
| | (100.0) | (11.2) | (61.6) | (4.9) | (56.7) | (2.6) | (7.6) | (15.8) | (1.2) | |
| 17 | 104,621 | 12,031 | 68,035 | 5,796 | 62,239 | 2,990 | 6,655 | 13,829 | 1,081 | 9,873 |
| | (100.0) | (11.5) | (65.0) | (5.5) | (59.5) | (2.9) | (6.4) | (13.2) | (1.0) | |
| 18 | 99,611 | 11,674 | 67,480 | 6,089 | 61,391 | 2,579 | 5,177 | 11,899 | 802 | 9,462 |
| | (100.0) | (11.7) | (67.7) | (6.1) | (61.6) | (2.6) | (5.2) | (11.9) | (0.8) | |
| 19 | 92,100 | 11,026 | 64,623 | 5,832 | 58,791 | 2,120 | 4,285 | 9,452 | 594 | 8,943 |
| | (100.0) | (12.0) | (70.2) | (6.3) | (63.8) | (2.3) | (4.7) | (10.3) | (0.6) | |
| 20 | 83,900 | 9,524 | 60,412 | 5,134 | 55,278 | 1,853 | 3,215 | 8,400 | 494 | 7,701 |
| | (100.0) | (11.4) | (72.0) | (6.1) | (65.9) | (2.2) | (3.8) | (10.0) | (0.6) | |
| 21 | 83,900 | 9,003 | 54,587 | 4,263 | 50,324 | 1,553 | 3,450 | 9,037 | 426 | 7,062 |
| | (100.0) | (10.7) | (65.1) | (5.1) | (60.0) | (1.9) | (4.1) | (10.8) | (0.5) | |

（注）　1　学校基本調査による。
　　　　2　卒業者は当該年3月の卒業者数，編入学者数は当該年4月の入学者数。
　　　　3　就職者には，大学等への入学者のうち就職している者も含む。
　　　　4　大学等への入学者とは，大学，短期大学の本科，別科，専攻科へ入学した者。
　　　　5　（　）内の数字は割合。（単位：%）

### （2）4年制大学への編入学者数

| 区分＼年度 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 編入学受入数 | 18,031 | 17,877 | 15,091 | 14,607 | 14,905 | 15,169 | 15,009 | 14,650 | 13,249 | 12,549 |
| 短期大学卒業者 | 14,388 | 13,611 | 10,850 | 10,255 | 10,073 | 9,873 | 9,462 | 8,943 | 7,701 | 7,062 |
| | (8.1%) | (8.7%) | (8.3%) | (8.6%) | (9.0%) | (9.4%) | (9.5%) | (9.7%) | (9.2%) | (9.0%) |
| 高等専門学校卒業者 | 2,508 | 2,535 | 2,512 | 2,545 | 2,871 | 2,977 | 2,990 | 2,998 | 2,911 | 2,977 |
| 専修学校(専門課程)卒業者 | 1,135 | 1,731 | 1,729 | 1,807 | 1,961 | 2,319 | 2,557 | 2,709 | 2,637 | 2,510 |
| （参考） | | | | | | | | | | |
| 短期大学卒業者数 | 177,909 | 156,837 | 130,597 | 119,151 | 112,006 | 104,621 | 99,611 | 92,100 | 83,900 | 78,056 |
| 大学入学者数(学部) | 599,655 | 603,953 | 609,337 | 604,785 | 598,331 | 603,760 | 603,054 | 613,613 | 607,159 | 608,730 |

（注）　1　「編入学受入数」とは、当該年度に大学が受け入れた編入学者数で過年度卒業者を含む。
　　　　2　「短期大学卒業者数（参考）」とは、当該年度の前年度3月の卒業者数。
　　　　3　「短期大学卒業者」欄の下段は、「（参考）短期大学卒業者数」に対する割合。
　　　　4　学校基本調査による。

## （3）出身学科別・産業別就職者数（平成21年3月卒業者）

| 区分＼学科 | 計 | 人文 | 社会 | 教養 | 工業 | 農業 | 保健 | 家政 | 教育 | 芸術 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 農業，林業 | 116 | 5 | 5 | 0 | 1 | 56 | 1 | 16 | 4 | 6 | 22 |
| | 0.2% | 0.1% | 0.1% | 0.0% | 0.1% | 25.1% | 0.0% | 0.1% | 0.0% | 0.5% | 0.6% |
| 漁業 | 3 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.1% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 鉱業，採石業，砂利採取業 | 12 | 1 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| | 0.0% | 0.0% | 0.1% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.2% | 0.0% |
| 建設業 | 554 | 86 | 97 | 13 | 33 | 35 | 5 | 158 | 29 | 23 | 75 |
| | 1.0% | 1.6% | 1.4% | 1.7% | 2.0% | 15.7% | 0.1% | 1.3% | 0.1% | 1.9% | 2.1% |
| 製造業 | 4,007 | 752 | 635 | 94 | 254 | 42 | 19 | 1,529 | 149 | 136 | 397 |
| | 7.3% | 14.0% | 9.2% | 12.0% | 15.4% | 18.8% | 0.6% | 13.0% | 0.8% | 11.0% | 11.4% |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 124 | 45 | 21 | 5 | 1 | 1 | 1 | 24 | 12 | 4 | 10 |
| | 0.2% | 0.8% | 0.3% | 0.6% | 0.1% | 0.4% | 0.0% | 0.2% | 0.1% | 0.3% | 0.3% |
| 情報通信業 | 975 | 230 | 305 | 28 | 105 | 0 | 1 | 144 | 35 | 32 | 95 |
| | 1.8% | 4.3% | 4.4% | 3.6% | 6.4% | 0.0% | 0.0% | 1.2% | 0.2% | 2.6% | 2.7% |
| 運輸業，郵便業 | 839 | 345 | 169 | 38 | 38 | 1 | 3 | 123 | 29 | 12 | 81 |
| | 1.5% | 6.4% | 2.5% | 4.9% | 2.3% | 0.4% | 0.1% | 1.0% | 0.1% | 1.0% | 2.3% |
| 卸売業，小売業 | 7,552 | 1,256 | 934 | 195 | 698 | 28 | 43 | 2,709 | 491 | 309 | 889 |
| | 13.8% | 23.3% | 13.6% | 25.0% | 42.4% | 12.6% | 1.2% | 23.1% | 2.5% | 25.1% | 25.5% |
| 金融業，保険業 | 2,559 | 771 | 483 | 163 | 55 | 2 | 21 | 588 | 121 | 38 | 317 |
| | 4.7% | 14.3% | 7.0% | 20.9% | 3.3% | 0.9% | 0.6% | 5.0% | 0.6% | 3.1% | 9.1% |
| 不動産業，物品賃貸業 | 466 | 117 | 76 | 21 | 21 | 0 | 1 | 131 | 24 | 6 | 69 |
| | 0.9% | 2.2% | 1.1% | 2.7% | 1.3% | 0.0% | 0.0% | 1.1% | 0.1% | 0.5% | 2.0% |
| 学術研究，専門・技術サービス業 | 538 | 77 | 36 | 3 | 55 | 4 | 6 | 110 | 23 | 117 | 107 |
| | 1.0% | 1.4% | 0.5% | 0.4% | 3.3% | 1.8% | 0.2% | 0.9% | 0.1% | 9.5% | 3.1% |
| 宿泊業，飲食サービス業 | 1,931 | 357 | 202 | 18 | 16 | 11 | 34 | 1,019 | 106 | 36 | 132 |
| | 3.5% | 6.6% | 2.9% | 2.3% | 1.0% | 4.9% | 1.0% | 8.7% | 0.5% | 2.9% | 3.8% |
| 生活関連サービス業，娯楽業 | 1,543 | 281 | 143 | 21 | 21 | 3 | 179 | 373 | 192 | 180 | 150 |
| | 2.8% | 5.2% | 2.1% | 2.7% | 1.3% | 1.3% | 5.2% | 3.2% | 1.0% | 14.6% | 4.3% |
| 教育，学習支援業 | 7,097 | 207 | 394 | 45 | 6 | 3 | 79 | 339 | 5,731 | 133 | 160 |
| | 13.0% | 3.8% | 5.7% | 5.8% | 0.4% | 1.3% | 2.3% | 2.9% | 29.0% | 10.8% | 4.6% |
| 医療，福祉 | 22,285 | 282 | 2,806 | 44 | 48 | 7 | 3,026 | 2,965 | 12,325 | 80 | 702 |
| | 40.8% | 5.2% | 40.8% | 5.6% | 2.9% | 3.1% | 87.8% | 25.2% | 62.4% | 6.5% | 20.1% |
| 複合サービス事業 | 558 | 97 | 121 | 35 | 5 | 5 | 2 | 158 | 53 | 11 | 71 |
| | 1.0% | 1.8% | 1.8% | 4.5% | 0.3% | 2.2% | 0.1% | 1.3% | 0.3% | 0.9% | 2.0% |
| サービス業（他に分類されないもの） | 2,509 | 337 | 279 | 37 | 269 | 10 | 10 | 1,153 | 200 | 57 | 157 |
| | 4.6% | 6.3% | 4.1% | 4.7% | 16.3% | 4.5% | 0.3% | 9.8% | 1.0% | 4.6% | 4.5% |
| 公務（他に分類されるものを除く） | 644 | 100 | 67 | 21 | 13 | 2 | 7 | 150 | 218 | 23 | 43 |
| | 1.2% | 1.9% | 1.0% | 2.7% | 0.8% | 0.9% | 0.2% | 1.3% | 1.1% | 1.9% | 1.2% |
| 上記以外のもの | 275 | 39 | 102 | 0 | 8 | 13 | 7 | 55 | 12 | 27 | 12 |
| | 0.5% | 0.7% | 1.5% | 0.0% | 0.5% | 5.8% | 0.2% | 0.5% | 0.1% | 2.2% | 0.3% |
| 計 | 54,587 | 5,385 | 6,882 | 781 | 1,648 | 223 | 3,445 | 11,746 | 19,755 | 1,232 | 3,490 |
| | 98.8% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

（注）１　学校基本調査による。

２　就職進学者数を含む。

## （4）出身学科別・職業別就職者数（平成21年3月卒業者）

| 区分＼学科 | 計 | 人文 | 社会 | 教養 | 工業 | 農業 | 保健 | 家政 | 教育 | 芸術 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 専門的・技術的職業従事者 | 30,968 | 287 | 2,956 | 49 | 384 | 98 | 3,018 | 4,983 | 18,040 | 433 | 720 |
| | 56.7% | 5.3% | 43.0% | 6.3% | 23.3% | 43.9% | 87.6% | 42.4% | 91.3% | 35.1% | 20.6% |
| 管理的職業従事者 | 72 | 4 | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 | 7 | 36 | 1 | 18 |
| | 0.1% | 0.1% | 0.0% | 0.3% | 0.1% | 0.0% | 0.0% | 0.1% | 0.2% | 0.1% | 0.5% |
| 事務従事者 | 12,010 | 2,940 | 2,409 | 505 | 186 | 23 | 159 | 3,247 | 646 | 270 | 1,625 |
| | 22.0% | 54.6% | 35.0% | 64.7% | 11.3% | 10.3% | 4.6% | 27.6% | 3.3% | 21.9% | 46.6% |
| 販売従事者 | 5,795 | 1,201 | 706 | 151 | 82 | 24 | 43 | 2,085 | 521 | 275 | 707 |
| | 10.6% | 22.3% | 10.3% | 19.3% | 5.0% | 10.8% | 1.2% | 17.8% | 2.6% | 22.3% | 20.3% |
| サービス職業従事者 | 3,743 | 817 | 477 | 65 | 95 | 20 | 210 | 1,146 | 409 | 195 | 309 |
| | 6.9% | 15.2% | 6.9% | 8.3% | 5.8% | 9.0% | 6.1% | 9.8% | 2.1% | 15.8% | 8.9% |
| 保安職業従事者 | 124 | 25 | 23 | 3 | 11 | 0 | 1 | 18 | 18 | 1 | 24 |
| | 0.2% | 0.5% | 0.3% | 0.4% | 0.7% | 0.0% | 0.0% | 0.2% | 0.1% | 0.1% | 0.7% |
| 農林漁業作業者 | 75 | 1 | 2 | 0 | 1 | 56 | 1 | 7 | 1 | 2 | 4 |
| | 0.1% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.1% | 25.1% | 0.0% | 0.1% | 0.0% | 0.2% | 0.1% |
| 運輸・通信従事者 | 150 | 29 | 66 | 4 | 10 | 0 | 2 | 13 | 7 | 6 | 13 |
| | 0.3% | 0.5% | 1.0% | 0.5% | 0.6% | 0.0% | 0.1% | 0.1% | 0.0% | 0.5% | 0.4% |
| 生産工程・労務作業者 | 1,302 | 25 | 133 | 2 | 867 | 1 | 3 | 153 | 44 | 16 | 58 |
| | 2.4% | 0.5% | 1.9% | 0.3% | 52.6% | 0.4% | 0.1% | 1.3% | 0.2% | 1.3% | 1.7% |
| 上記以外のもの | 348 | 56 | 107 | 0 | 11 | 1 | 8 | 87 | 33 | 33 | 12 |
| | 0.6% | 1.0% | 1.6% | 0.0% | 0.7% | 0.4% | 0.2% | 0.7% | 0.2% | 2.7% | 0.3% |
| 計 | 54,587 | 5,385 | 6,882 | 781 | 1,648 | 223 | 3,445 | 11,746 | 19,755 | 1,232 | 3,490 |
| | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

（注）　1　学校基本調査による。

　　　　2　就職進学者数を含む。

## （5）就職内定状況

①　就職（内定）率の推移（平成17年度調査）

| | 10．1現在 | 12．1現在 | 2．1現在 | 4．1現在 |
|---|---|---|---|---|
| 大学 | 65．8% | 74．4% | 85．8% | 95．3% |
| （うち女子） | (62．9%) | (75．5%) | (84．0%) | (95．0%) |
| 短期大学 | 29．6% | 50．0% | 69．0% | 90．8% |
| 高等専門学校 | 93．4% | 93．5% | 93．7% | 96．7% |
| 専修学校 | 39．2% | 59．7% | 76．2% | 91．8 % |
| （うち女子） | (39．6%) | (60．7%) | (78．7%) | (91．2%) |

（注）　文部科学省・厚生労働省調査による。

②　就職（内定）率の推移（平成18年度調査）

| | 10．1現在 | 12．1現在 | 2．1現在 | 4．1現在 |
|---|---|---|---|---|
| 大学 | 68．1% | 79．6% | 87．7% | 96．3% |
| （うち女子） | (66．4%) | (78．2%) | (86．8%) | (96．0%) |
| 短期大学 | 33．0% | 54．2% | 70．6% | 94．3% |
| 高等専門学校 | 95．7% | 97．3% | 98．4% | 98．8% |
| 専修学校 | 46．9% | 68．7% | 83．3% | 93．8 % |
| （うち女子） | (43．8%) | (69．2%) | (86．3%) | (95．0%) |

（注）　文部科学省・厚生労働省調査による。

③　就職（内定）率の推移（平成19年度調査）

| | 10．1現在 | 12．1現在 | 2．1現在 | 4．1現在 |
|---|---|---|---|---|
| 大学 | 69．2% | 81．6% | 88．7% | 96．9% |
| （うち女子） | (68．2%) | (81．4%) | (88．2%) | (97．3%) |
| 短期大学 | 38．5% | 60．7% | 76．7% | 94．6% |
| 高等専門学校 | 96．4% | 98．7% | 99．6% | 99．6% |
| 専修学校 | 49．0% | 68．8% | 81．6% | 93．7% |
| （うち女子） | (46．3%) | (68．8%) | (82．9%) | (93．3%) |

（注）　文部科学省・厚生労働省調査による。

④　就職（内定）率の推移（平成20年度調査）

| | 10．1現在 | 12．1現在 | 2．1現在 | 4．1現在 |
|---|---|---|---|---|
| 大学 | 69．9% | 80．5% | 86．3% | 95．7% |
| （うち女子） | (70．1%) | (80．5%) | (86．2%) | (95．4%) |
| 短期大学 | 39．4% | 56．9% | 75．8% | 94．5% |
| 高等専門学校 | 94．8% | 95．8% | 99．0% | 100．0% |
| 専修学校 | 46．2% | 63．1% | 78．8% | 91．8% |
| （うち女子） | (44．0%) | (62．5%) | (78．6%) | (91．4%) |

（注）　文部科学省・厚生労働省調査による。

⑤　就職(内定)率の経年比較

| | 平14．4．1 | 平15．4．1 | 平16．4．1 | 平17．4．1 | 平18．4．1 | 平19．4．1 | 平20．4．1 | 平21．4．1 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大学 | 92．1% | 92．8% | 93．1% | 93．5% | 95．3% | 96．3% | 96．9% | 95．7% |
| （うち女子） | (91．5%) | (92．2%) | (93．2%) | (93．8%) | (95．0%) | (96．0%) | (97．3%) | (95．4%) |
| 短期大学 | 90．2% | 89．6% | 89．5% | 89．0% | 90．8% | 94．3% | 94．6% | 94．5% |
| 高等専門学校 | 98．3% | 95．7% | 100．0% | 98．5% | 96．7% | 98．8% | 99．6% | 100．0% |
| 専修学校 | 83．3% | 85．0% | 90．3% | 92．5 % | 91．8 % | 93．8 % | 93．7% | 91．8% |
| （うち女子） | (84．4%) | (83．9%) | (91．7%) | (93．3%) | (91．2%) | (95．0%) | (93．3%) | (91．4%) |

（注）　文部科学省・厚生労働省調査による。

# 4　短期大学の改革への動き

## （1）時代のニーズに合った学科の開設

〇地域のニーズに応える総合的な学科（キャリアデザイン学科）
〇福祉関係学科（健康福祉学科）
〇医療技術関係学科（口腔保健学科、看護学科 等）
〇保育関係学科（こども学科、幼児教育科）
〇その他の学科（ライフケア学科、ライフデザイン総合学科、健康スポーツコミュニケーション学科）

（学科数）

| 区分＼年度 | 平7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地域総合科学科 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | 3 | 9 | 8 | 3 | 1 | 1 | 2 |
| 福祉関係学科 | 0 | 6 | 4 | 5 | 6 | 9 | 6 | 5 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 1 | 0 |
| 医療技術関係学科 | 9 | 8 | 11 | 2 | 2 | 0 | 2 | 2 | 1 | 3 | 3 | 5 | 4 | 3 | 3 |
| 保育関係学科 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | 1 | 2 | 6 | 3 | 5 | 4 | 3 | 3 |
| 情報関係学科 | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| その他の学科 | 6 | 10 | 1 | 6 | 6 | 20 | 12 | 12 | 18 | 11 | 6 | 13 | 6 | 4 | 4 |
| 計 | 18 | 26 | 17 | 14 | 14 | 31 | 25 | 22 | 27 | 30 | 22 | 28 | 17 | 13 | 12 |

出典：短期大学一覧

## （2） 大学評価・学位授与機構による専攻科（大学学部相当の教育を行う専攻科）の認定状況

（認定専攻科数）

| 区分＼年度 | 平4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国　立 | 3 | 5 | 0 | 3 | 2 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公　立 | 3 | 5 | 2 | 2 | 0 | 0 | 4 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 4 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 私　立 | 23 | 30 | 18 | 23 | 22 | 12 | 13 | 9 | 15 | 7 | 9 | 11 | 4 | 3 | 4 | 4 | 5 | 4 |
| 計 | 29 | 40 | 20 | 28 | 24 | 12 | 19 | 11 | 16 | 8 | 9 | 13 | 4 | 7 | 4 | 6 | 5 | 4 |

（注）　1　大学評価・学位授与機構による専攻科の認定は、平成4年度より開始。
　　　　2　認定後、廃止になった専攻科は差し引いていない。

（参考1）
・平成21年度現在、専攻科を置く短期大学　　149校　251専攻
・うち大学評価・学位授与機構の認定を受けた短期大学　　71校　107専攻

（参考2）
・大学評価・学位授与機構による学修機関別学士の学位授与者数

| 区分＼年度 | 平4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 短大卒業 | 0<br>(0.0) | 4<br>(3.4) | 37<br>(10.8) | 106<br>(17.4) | 227<br>(26.3) | 336<br>(26.8) | 345<br>(24.9) | 362<br>(21.5) | 313<br>(17.7) | 292<br>(14.2) | 265<br>(12.0) | 233<br>(10.0) | 196<br>(7.8) | 181<br>(7.1) | 161<br>(6.2) | 163<br>(6.3) | 144<br>(5.3) |
| 短大専攻科修了 | 0<br>(0.0) | 59<br>(50.9) | 161<br>(46.9) | 276<br>(45.2) | 359<br>(41.6) | 534<br>(42.5) | 614<br>(44.4) | 739<br>(43.8) | 743<br>(42.0) | 795<br>(38.7) | 925<br>(42.0) | 972<br>(41.6) | 1,024<br>(40.9) | 993<br>(39.2) | 908<br>(35.2) | 852<br>(33.1) | 911<br>(33.5) |
| 高専卒業 | 0<br>(0.0) | 0<br>(0.0) | 0<br>(0.0) | 0<br>(0.0) | 3<br>(0.3) | 5<br>(0.4) | 2<br>(0.1) | 6<br>(0.4) | 1<br>(0.1) | 2<br>(0.1) | 1<br>(0.0) | 3<br>(0.1) | 1<br>(0.0) | 2<br>(0.1) | 0<br>(0.0) | 3<br>(0.1) | 3<br>(0.1) |
| 高専専攻科修了 | 0<br>(0.0) | 44<br>(37.9) | 118<br>(34.4) | 192<br>(31.5) | 246<br>(28.5) | 336<br>(26.8) | 389<br>(28.1) | 481<br>(28.5) | 587<br>(33.2) | 745<br>(36.2) | 826<br>(37.5) | 956<br>(40.9) | 1,116<br>(44.6) | 1,231<br>(48.6) | 1,345<br>(52.2) | 1,393<br>(54.1) | 1,473<br>(54.1) |
| その他 | 3<br>(100.0) | 9<br>(7.8) | 27<br>(7.9) | 36<br>(5.9) | 27<br>(3.1) | 44<br>(3.5) | 33<br>(2.4) | 98<br>(5.8) | 126<br>(7.1) | 222<br>(10.8) | 186<br>(8.4) | 175<br>(7.5) | 166<br>(6.6) | 128<br>(5.0) | 165<br>(6.4) | 163<br>(6.3) | 192<br>(7.1) |
| 計 | 3<br>(100.0) | 116<br>(100.0) | 343<br>(100.0) | 610<br>(100.0) | 862<br>(100.0) | 1,255<br>(100.0) | 1,383<br>(100.0) | 1,686<br>(100.0) | 1,770<br>(100.0) | 2,056<br>(100.0) | 2,203<br>(100.0) | 2,339<br>(100.0) | 2,503<br>(100.0) | 2,535<br>(100.0) | 2,579<br>(100.0) | 2,574<br>(100.0) | 2,723<br>(100.0) |

大学評価・学位授与機構調べ

（参　考）

# 私立短期大学･私立大学の入学者等の状況

出典：日本私立学校振興･共済事業団
「平成21(2009)年度 私立大学･短期大学等入学志願動向」
※対象校
短期大学：17年度383校(全校回答)，18年度373校(全校回答)，19年度365校(全校回答)，
20年度360校(全校回答)，21年度356校(全校回答)
大学：17年度542校(全校回答)，18年度550校(全校回答)，19年度559校(全校回答)，
20年度565校(全校回答)，21年度570校(全校回答)

## 1　志願倍率と定員充足の状況

私立短期大学全体

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 入学定員数 | 94,216 | 91,461 | 87,792 | 82,972 | 79,522 |
| 入学志願者数 | 173,929 | 153,795 | 131,690 | 115,353 | 104,461 |
| 志願倍率 | 1.85 | 1.68 | 1.50 | 1.39 | 1.31 |
| 入学者数 | 93,739 | 86,062 | 79,921 | 72,550 | 69,058 |
| 充足率 | 99.5% | 94.1% | 91.0% | 87.4% | 86.8% |

私立大学全体

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 入学定員数 | 431,077 | 440,245 | 445,045 | 448,580 | 449,869 |
| 入学志願者数 | 3,014,292 | 2,936,460 | 3,023,687 | 3,062,825 | 3,071,673 |
| 志願倍率 | 6.99 | 6.67 | 6.79 | 6.83 | 6.83 |
| 入学者数 | 473,733 | 472,241 | 484,915 | 477,918 | 479,083 |
| 充足率 | 109.9% | 107.3% | 109.0% | 106.5% | 106.5% |

## 2　定員未充足校数の推移

私立短期大学全体

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 定員未充足校 | 159(41．5%) | 194(52．0%) | 227(62．2%) | 243(67．5%) | 246(69．1%) |

私立大学全体

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 定員未充足校 | 160(29．5%) | 221(40．2%) | 222(39．7%) | 266(47．1%) | 265(46．5%) |

## 3　私立短期大学の分野別志願者数・入学者数等

| 年　度 | 平成20年度 | | | | | 平成21年度 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 入学定員 | 志 願 者 | 志願倍率 | 入 学 者 | 充 足 率 | 入学定員 | 志 願 者 | 志願倍率 | 入 学 者 | 充 足 率 |
| 保健系 | 4,284 | 6,507 | 1.52 | 3,897 | 91.0% | 4,549 | 6,443 | 1.42 | 4,031 | 88.6% |
| 農工系 | 4,055 | 4,592 | 1.13 | 3,303 | 81.5% | 3,665 | 4,163 | 1.14 | 2,863 | 78.1% |
| 人文系 | 8,675 | 17,659 | 2.04 | 8,562 | 98.7% | 8,190 | 15,321 | 1.87 | 8,043 | 98.2% |
| 社会系 | 10,947 | 12,879 | 1.18 | 8,979 | 82.0% | 10,062 | 12,043 | 1.20 | 8,660 | 86.1% |
| 家政系 | 18,015 | 23,185 | 1.29 | 15,025 | 83.4% | 16,335 | 21,497 | 1.32 | 14,203 | 86.9% |
| 教育系 | 25,990 | 36,223 | 1.39 | 22,847 | 87.9% | 25,560 | 30,962 | 1.21 | 21,353 | 83.5% |
| 芸術系 | 4,545 | 5,151 | 1.13 | 3,885 | 85.5% | 4,585 | 4,656 | 1.02 | 3,577 | 78.0% |
| その他 | 6,591 | 9,349 | 1.42 | 6,242 | 94.7% | 6,576 | 9,376 | 1.43 | 6,328 | 96.2% |
| 計 | 83,102 | 115,545 | 1.39 | 72,740 | 87.5% | 79,522 | 104,461 | 1.31 | 69,058 | 86.8% |

## 4　私立短期大学の地域別志願者数・入学者数等

| 年　度 | 平成20年度 | | | | | 平成21年度 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 入学定員 | 志 願 者 | 志願倍率 | 入 学 者 | 充 足 率 | 入学定員 | 志 願 者 | 志願倍率 | 入 学 者 | 充 足 率 |
| 北海道 | 3,850 | 4,650 | 1.21 | 3,333 | 86.6% | 3,705 | 4,455 | 1.20 | 3,193 | 86.2% |
| 東　北 | 4,185 | 5,354 | 1.28 | 3,836 | 91.7% | 4,285 | 4,983 | 1.16 | 3,890 | 90.8% |
| 北関東 | 3,720 | 3,415 | 0.92 | 2,864 | 77.0% | 3,440 | 2,936 | 0.85 | 2,596 | 75.5% |
| 南関東 | 9,110 | 10,246 | 1.12 | 8,117 | 89.1% | 8,370 | 9,336 | 1.12 | 7,577 | 90.5% |
| 東　京 | 11,665 | 23,152 | 1.98 | 11,588 | 99.3% | 11,680 | 21,334 | 1.83 | 11,367 | 97.3% |
| 甲信越 | 2,845 | 3,508 | 1.23 | 2,521 | 88.6% | 2,805 | 3,239 | 1.15 | 2,516 | 89.7% |
| 北　陸 | 2,175 | 3,124 | 1.44 | 2,143 | 98.5% | 2,070 | 2,743 | 1.33 | 2,021 | 97.6% |
| 東　海 | 9,700 | 13,200 | 1.36 | 8,019 | 82.7% | 9,270 | 10,996 | 1.19 | 7,148 | 77.1% |
| 京都・大阪 | 11,872 | 18,432 | 1.55 | 10,455 | 88.1% | 11,672 | 15,966 | 1.37 | 10,028 | 85.9% |
| 近　畿 | 6,570 | 11,039 | 1.68 | 5,399 | 82.2% | 5,750 | 10,602 | 1.84 | 5,133 | 89.3% |
| 中　国 | 4,720 | 5,597 | 1.19 | 3,789 | 80.3% | 4,500 | 4,965 | 1.10 | 3,608 | 80.2% |
| 四　国 | 2,540 | 2,568 | 1.01 | 1,991 | 78.4% | 2,285 | 2,539 | 1.11 | 1,949 | 85.3% |
| 九　州 | 10,020 | 11,068 | 1.10 | 8,495 | 84.8% | 9,690 | 10,367 | 1.07 | 8,032 | 82.9% |
| 計 | 82,972 | 115,353 | 1.39 | 72,550 | 87.4% | 79,522 | 104,461 | 1.31 | 69,058 | 86.8% |

## 5 私立短期大学の分野別志願者倍率・入学定員充足率

| 年度 | | 看護保健 | 福祉 | 理工 | 情報 | 国文 | 英文 | 国際 | 文化教養 | 経営実務 | 家政 | 保育幼児教育 | 人間生活 | 芸術 | その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 15 | 入学定員 | 4,855 | 5,456 | 4,311 | 2,830 | 3,733 | 8,421 | 1,330 | 8,148 | 11,241 | 25,317 | 22,975 | 4,529 | 4,573 | 480 | 108,199 |
| | 志願者数 | 15,654 | 8,168 | 6,779 | 3,194 | 5,073 | 16,371 | 1,993 | 8,294 | 13,267 | 37,340 | 60,655 | 4,952 | 6,287 | 1,357 | 189,384 |
| | 志願倍率 | (3.2) | (1.5) | (1.6) | (1.1) | (1.4) | (1.9) | (1.5) | (1.0) | (1.2) | (1.5) | (2.6) | (1.1) | (1.4) | (2.8) | (1.8) |
| | 入学者数 | 5,416 | 5,519 | 4,316 | 2,382 | 2,622 | 7,821 | 1,241 | 5,431 | 8,686 | 23,009 | 29,852 | 3,695 | 4,300 | 586 | 104,876 |
| | 定員充足率 | (111.6) | (101.2) | (100.1) | (84.2) | (70.2) | (92.9) | (93.3) | (66.7) | (77.3) | (90.9) | (129.9) | (81.6) | (94.0) | (122.1) | (96.9) |
| 16 | 入学定員 | 4,985 | 5,297 | 4,150 | 2,775 | 2,520 | 6,475 | 2,280 | 5,965 | 8,750 | 21,765 | 23,755 | 5,444 | 4,445 | 480 | 99,086 |
| | 志願者数 | 14,807 | 8,403 | 6,672 | 2,998 | 5,364 | 16,002 | 2,941 | 8,207 | 10,594 | 35,471 | 65,666 | 6,576 | 5,973 | 1,597 | 191,271 |
| | 志願倍率 | (3.0) | (1.6) | (1.6) | (1.1) | (2.1) | (2.5) | (1.3) | (1.4) | (1.2) | (1.6) | (2.8) | (1.2) | (1.3) | (3.3) | (1.9) |
| | 入学者数 | 5,496 | 5,450 | 4,025 | 2,168 | 2,151 | 6,555 | 1,907 | 4,599 | 7,216 | 20,120 | 30,219 | 4,791 | 4,014 | 609 | 99,320 |
| | 定員充足率 | (110.3) | (102.9) | (97.0) | (78.1) | (85.4) | (101.2) | (83.6) | (77.1) | (82.5) | (92.4) | (127.2) | (88.0) | (90.3) | (126.9) | (100.2) |
| 17 | 入学定員 | 4,705 | 5,377 | 3,785 | 2,450 | 2,080 | 5,680 | 2,050 | 5,200 | 8,235 | 19,985 | 24,310 | 5,629 | 4,230 | 500 | 94,216 |
| | 志願者数 | 12,383 | 8,141 | 5,804 | 2,540 | 4,596 | 13,781 | 2,514 | 6,639 | 10,147 | 31,307 | 61,724 | 7,498 | 5,283 | 1,572 | 173,929 |
| | 志願倍率 | (2.6) | (1.5) | (1.5) | (1.0) | (2.2) | (2.4) | (1.2) | (1.3) | (1.2) | (1.6) | (2.5) | (1.3) | (1.2) | (3.1) | (1.8) |
| | 入学者数 | 4,983 | 5,389 | 3,690 | 1,836 | 1,902 | 5,648 | 1,840 | 4,122 | 6,966 | 18,353 | 29,636 | 4,960 | 3,826 | 588 | 93,739 |
| | 定員充足率 | (105.9) | (100.2) | (97.5) | (74.9) | (91.4) | (99.4) | (89.8) | (79.3) | (84.6) | (91.8) | (121.9) | (88.1) | (90.4) | (117.6) | (99.5) |
| 18 | 入学定員 | 4,689 | 5,617 | 3,525 | 2,200 | 1,720 | 5,140 | 1,930 | 5,120 | 7,975 | 18,175 | 25,375 | 5,435 | 4,110 | 450 | 91,461 |
| | 志願者数 | 9,917 | 6,703 | 5,052 | 1,955 | 4,284 | 12,488 | 2,047 | 6,361 | 9,964 | 27,922 | 54,445 | 6,489 | 4,899 | 1,269 | 153,795 |
| | 志願倍率 | (2.1) | (1.2) | (1.4) | (0.9) | (2.5) | (2.4) | (1.1) | (1.2) | (1.2) | (1.5) | (2.1) | (1.2) | (1.2) | (2.8) | (1.7) |
| | 入学者数 | 4,760 | 4,840 | 3,090 | 1,502 | 1,687 | 5,039 | 1,556 | 3,782 | 6,884 | 16,462 | 27,819 | 4,590 | 3,529 | 522 | 86,062 |
| | 定員充足率 | (101.5) | (86.2) | (87.7) | (68.3) | (98.1) | (98.0) | (80.6) | (73.9) | (86.3) | (90.6) | (109.6) | (84.5) | (85.9) | (116.0) | (94.1) |
| 19 | 入学定員 | 4,755 | 5,582 | 3,580 | 1,635 | 1,515 | 4,670 | 1,710 | 4,700 | 7,320 | 17,310 | 25,640 | 5,125 | 3,780 | 470 | 87,792 |
| | 志願者数 | 8,201 | 6,254 | 4,126 | 1,474 | 3,798 | 10,884 | 2,020 | 6,442 | 9,417 | 24,400 | 42,442 | 6,165 | 4,775 | 1,292 | 131,690 |
| | 志願倍率 | (1.7) | (1.1) | (1.2) | (0.9) | (2.5) | (2.3) | (1.2) | (1.4) | (1.3) | (1.4) | (1.7) | (1.2) | (1.3) | (2.7) | (1.5) |
| | 入学者数 | 4,497 | 4,521 | 2,798 | 1,206 | 1,613 | 4,897 | 1,505 | 3,816 | 6,645 | 15,259 | 24,902 | 4,353 | 3,403 | 506 | 79,921 |
| | 定員充足率 | (94.6) | (81.0) | (78.2) | (73.8) | (106.5) | (104.9) | (88.0) | (81.2) | (90.8) | (88.2) | (97.1) | (84.9) | (90.0) | (107.7) | (91.0) |
| 20 | 入学定員 | 4,660 | 5,502 | 3,245 | 920 | 1,515 | 4,510 | 810 | 4,120 | 6,825 | 15,760 | 26,100 | 4,965 | 3,530 | 510 | 82,972 |
| | 志願者数 | 6,927 | 4,939 | 3,614 | 958 | 3,678 | 11,046 | 916 | 5,391 | 9,582 | 21,217 | 35,598 | 6,167 | 4,253 | 1,067 | 115,353 |
| | 志願倍率 | (1.5) | (0.9) | (1.1) | (1.0) | (2.4) | (2.4) | (1.1) | (1.3) | (1.4) | (1.3) | (1.4) | (1.2) | (1.2) | (2.1) | (1.4) |
| | 入学者数 | 4,215 | 3,535 | 2,538 | 798 | 1,496 | 4,991 | 795 | 3,492 | 6,615 | 13,392 | 22,749 | 4,319 | 3,136 | 479 | 72,550 |
| | 定員充足率 | (90.5) | (64.2) | (78.2) | (86.7) | (98.7) | (110.7) | (98.1) | (84.8) | (96.9) | (85.0) | (87.2) | (87.0) | (88.8) | (93.9) | (87.4) |

| 年度 | | 保健系 | 農工系 | 人文系 | 社会系 | 家政系 | 教育系 | 芸術系 | その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 21 | 入学定員 | 4,549 | 3,665 | 8,190 | 10,062 | 16,335 | 25,560 | 4,585 | 6,576 | 79,522 |
| | 志願者数 | 6,443 | 4,163 | 15,321 | 12,043 | 21,497 | 30,962 | 4,656 | 9,376 | 104,461 |
| | 志願倍率 | (1.4) | (1.1) | (1.9) | (1.2) | (1.3) | (1.2) | (1.0) | (1.4) | (1.3) |
| | 入学者数 | 4,031 | 2,863 | 8,043 | 8,660 | 14,203 | 21,353 | 3,577 | 6,328 | 69,058 |
| | 定員充足率 | (88.6) | (78.1) | (98.2) | (86.1) | (86.9) | (83.5) | (78.0) | (96.2) | (86.8) |

（注）「志願倍率」＝入学志願者数÷入学定員，「定員充足率」＝入学者数÷入学定員